

Shinkin Central Bank Monthly Review

# 信金中金月報

第13巻 第7号(通巻499号) 2014.6

機関投資家のスチュワードシップ責任—企業との建設的關係

大学生における金融教育の現状と課題

— 日本・台湾・中国におけるアンケート調査結果の比較 —

中小企業再生・経営改善でのより効果的な支援機関の活用

— 金融機関の取組み姿勢により支援機関の活用効果に差異 —

在宅介護を支えるデイサービス事業者

— 重要性が高まる「自立支援」へ向けた体制整備 —

地域・中小企業関連経済金融日誌(4月)

統計



信金中央金庫

SCB

## 「信金中金月報掲載論文」募集のお知らせ

- 対象分野は、当研究所の研究分野でもある「地域」「中小企業」「協同組織」に関連する金融・経済分野とし、これら分野の研究の奨励を通じて、研究者の育成を図り、もって我が国における当該分野の学術研究振興に寄与することを目的としています。
- かかる目的を効果的に実現するため、本論文募集は、①懸賞論文と異なり、募集期限を設けない随時募集として息の長い取組みを目指していること、②要改善点を指摘し、加筆修正後の再応募を認める場合があること、を特徴としています。
- 信金中金月報への応募論文の掲載可否は、編集委員会が委嘱する審査員の審査結果に基づき、編集委員会が決定するという、いわゆるレフェリー制を採用しており、本月報に掲載された論文は当研究所ホームページにも掲載することで、広く一般に公表する機会を設けております。詳しくは、当研究所ホームページ (<http://www.scbri.jp/>) に掲載されている募集要項等をご参照ください。

### 編集委員会 (敬称略、順不同)

委員長	清水啓典	一橋大学名誉教授
副委員長	藤野次雄	横浜市立大学名誉教授・国際マネジメント研究科客員教授
委員	川波洋一	九州大学大学院 経済学研究院教授
委員	鹿野嘉昭	同志社大学 経済学部教授
委員	首藤 恵	早稲田大学大学院 ファイナンス研究科教授

### 問い合わせ先

信金中央金庫 地域・中小企業研究所「信金中金月報掲載論文」募集事務局 (担当: 竹村、品田、中西)

Tel: 03(5202)7671 / Fax: 03(3278)7048

# 信金中金月報

## 2014年6月号 目次

	機関投資家のスチュワードシップ責任—企業との建設的關係	2
	信金中金月報掲載論文 編集委員 首藤 恵 (早稲田大学大学院 ファイナンス研究科教授)	
特別寄稿論文	大学生における金融教育の現状と課題	4
	—日本・台湾・中国におけるアンケート調査結果の比較— 藤野次雄 (横浜市立大学名誉教授・国際マネジメント研究科客員教授)	
調 査	中小企業再生・経営改善でのより効果的な支援機関の活用	24
	—金融機関の取組み姿勢により支援機関の活用効果に差異— 藤津勝一	
	在宅介護を支えるデイサービス事業者	46
	—重要性が高まる「自立支援」へ向けた体制整備— 吉田智哉 鉢嶺 実	
	地域・中小企業関連経済金融日誌 (4月)	61
信金中金だより	信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録 (4月)	68
統 計	信用金庫統計、金融機関業態別統計	69

2014

6

# 機関投資家のスチュワードシップ責任 — 企業との建設的關係

信金中金月報掲載論文 編集委員

首藤 恵

(早稲田大学大学院 ファイナンス研究科教授)

2014年2月、金融庁の有識者検討会で昨年から議論されてきた機関投資家の行動規範が、「日本版スチュワードシップ・コード」としてまとめられた。これは、英国にならって、株主としての責任ある行動の原則を明文化したものである。機関投資家は、企業との建設的な対話を通じて長期投資価値を高める「スチュワードシップ責任」を負っているとして、それを果たすための7つの原則が示された。あくまで行動規範であって法的拘束力をもつものではないが、コードを受け入れて具体的な方針を策定し公表することが求められており、日本企業のガバナンスに画期的な影響を与えると期待されている。

わが国では、2000年代後半に入って、機関投資家による株主行動の意義について、ようやく理解が広がってきた。しかし、いわゆる「モノを言う株主」の行動が企業価値の向上につながるかどうかに関しては、依然として賛否両論がある。これまで投資ファンドによる株主権利の行使が幾度か注目を集めたが、イグジットを前提とする短期的なリターンの追求という側面が強いと見られ、いまだに機関投資家の株主行動に対して批判的な企業も少なくない。他方で、長期機関投資家である年金基金およびその運用機関の株主行動は、多くの場合、せいぜい横並びの規準による議決権行使にとどまってきた。

ところが、2012年12月に発足した安倍政権のもとで、この流れが大きく変わった。日本経済再生のための成長戦略の具体化に向けて議論が進められ、その一環として、企業にリスク資金を供給する機関投資家の役割が注目された。年金基金とその運用受託会社はいずれも、本来、顧客や受益者に代わって資産の長期運用を委ねられた専門家であり、貯蓄を投資に結びつける経済機能を担っている。長期的視点に立てば、顧客や受益者のための持続的な投資リターンの獲得は、投資先企業の持続的成長と表裏一体であるはずだ。機関投資家が企業と目的を共有し企業活動への理解を深めて投資決定することが、顧客や受益者のベネフィットを追求する「受託者責任」であるだけでなく、経済の活性化につながる。これは、長期機関投資家に、資本市場で果たすべき本来の機能を求めていることに他ならない。

議決権行使に代表される株主の「権利」の行使は、経営者と株主の間の情報の非対称性のもとで生じる経営者のモラルハザードをいかに抑制するか、株主と経営者との間の対立關係に焦点が当てられてきた。これに対して、投資先企業との建設的な対話を通じて協調的に企業価値の向上を促すことは、専門的な能力と判断力を装備した機関投資家の株主としての「責任」である。投資家と経営者の間の対立から協調へのシフトは、経営者を株主の代理人とみなす

エージェンシー関係から、目的と成果を互いにシェアするパートナーとしての関係へのシフトである。投資家サイドだけでなく、企業サイドの意識改革を伴わなくてはならない。

経営者の責任は、企業価値の持続的成長という目的の実現にあるとすれば、機関投資家がなすべきことは、経営者の行動を的確に判断し受益者の利益に奉仕する「スチュワード」としての役割を果たすことである。スチュワードという言葉は、日本ではあまりなじみがないが、すぐ思い浮かべるのは、客室乗務員や執事など、客や主人に仕える人、面倒をみる人であろう。いわば使用人というニュアンスが強い。だが、もっと根幹的な意味は、公的なイベントの監督責任者や他人の資産の管理者など、目的の実現に責任を負った「プロフェッショナル」を指している。経営者も機関投資家のいずれも、最終的にリスクを負わされる一般株主や受益者に代わって、企業価値の向上を追求するプロフェッショナルとしての責任を負っているのである。すなわち、機関投資家のスチュワードシップがよって立つ前提は、企業経営者と機関投資家双方のプロとしての能力と意識であり、両者の間の対等なパートナー関係である。そのもとで初めて、目的の共有と実現のための建設的な対話が成立する。

スチュワードシップ・コードとは、大まかな原則にもとづく自主的な行動規範であって、強制力はない。コードに即した行動をとっているかどうかを確認し説明することを、機関投資家に求めるにすぎない。英国型ガバナンスの基本である「comply or explain」アプローチ（原則を実施するか、実施しない場合はその理由を説明する）が前提となる。

「日本版スチュワードシップ・コード」では、日本の上場株式に投資する機関投資家を念頭におき、日本の実情を踏まえて、資産運用者(投資顧問など受託機関)と資産保有者(年金基金、保険会社など)それぞれについて、スチュワードシップ・コードへの取り組みを変えている。資産運用者には日々の建設的対話等を通じて企業価値の向上に寄与することが期待される一方、資産保有者にはスチュワードシップ責任を果たす上での基本方針を示して、委託先である運用者に責任ある行動を促すことを期待している。さらに、機関投資家から委託を受ける議決権行使助言会社等に対しても、コードの遵守が求められている。日本的な事情を踏まえて、広く理解と浸透を図るために、用語の使い方を工夫し個別具体的指針の列挙を避けるなどの配慮がなされている。

日本の機関投資家は、ルール・ベース型、コンプライアンス中心型の株主行動から、原則に基づく自主的・自律的な意思決定とアカウンタビリティ重視へと大きく転換することが求められることになる。だが、これまでわが国では、資産運用会社は、アセット・オーナーである年金基金からのプレッシャーに弱く、年金基金は機関投資家としての意識と専門家能力に課題があると指摘されてきた。年金基金と運用会社の双方における意識変革と、企業サイドの深い理解が必要である。

スチュワードシップ責任の明文化は、日本市場において、企業と投資家との関係をより建設的なものとし、長期機関投資家として年金基金がとるべき行動を方向づける、大きな一歩になりうるはずである。

## 大学生における金融教育の現状と課題

－日本・台湾・中国におけるアンケート調査結果の比較－

信金中央金庫 地域・中小企業研究所長  
(横浜市立大学名誉教授・国際マネジメント研究科客員教授)

藤野 次雄

### 問題意識

2014年2月14日付日本経済新聞によると、「金融経済教育推進会議（事務局＝金融広報中央委員会）による、日本初の「金融リテラシーの項目別・年齢別スタンダード」作成が本格化してきた。」としている。

「同会議は金融経済教育の推進や課題検討を目的に、13年6月に金融広報委員会に設置」され、「同会議の最大の課題は、『金融リテラシーの項目別・年齢別スタンダード』の作成。金融教育を行うにあたり学生、社会人、高齢者などの各年齢層で習得が望ましい金融リテラシーの目安・ガイドラインにしたい考えで、同6月から着手。」とされている。

金融教育の意義については、大きくミクロの視点とマクロの視点があると考えられる。

ミクロの視点として、我が国において1996年の金融ビッグバンにより金融システム改革が行なわれ、その後の規制改革により市場原理が進展するなかで、より効率的金融システ

ムの実現を目指してきた。そのこと自体は国民経済的に望ましいが、金融機関側は金融の自由化により業務範囲の拡大、新金融商品の開発、金利の自由化等を実施し、対顧客に対してもデータベースマーケティング、One To Oneマーケティングを行うようになってきた。他方、十分な交渉力を持たない消費者、十分なリスク負担、コスト負担できない消費者、十分な金融リテラシー、情報リテラシーが備わっていない消費者も存在し、消費者側に自己責任を求めることができるのか、求めるとすればどのように環境を整備するのが課題となっている。

また、マクロの視点として、失われた20年といわれる要因の一つに個人の保有する金融資産が十分に生かされていない（最近では企業も余剰資金を持ちすぎている）という問題がある。いわゆる成長マネーが十分に供給されていないという問題がある。家計の金融資産、さらにその先の金融機関の資産運用が、家計の場合には相変わらず預貯金、金融機関も国債

運用に偏っていて、積極的にリスクを取って資産運用を行わない、という問題である。

さらに、国際的にも、グローバル化が進展し、金融商品が複雑化し、金融革新のスピードが速く、国際間の相互依存が高まるなかで、システム間での競争と調和が必要であると指摘されているが、他方で、社会的弱者の金融へのアクセス強化や消費者保護の観点からの「金融包摂」がG20で議論され、金融力の向上のための「金融リテラシー」と「金融教育」に焦点を当てた論議がAPEC財務大臣会合でも行われている。このように金融教育は、国際的な経済発展・成長のためにも必要であると指摘されている。

この意味において、金融教育は非常に重要な意味を持ち、日本を含め東アジア各国の金融教育の現状と課題を探ることは、この地域全体の国民福祉の充実と経済発展の資するものであると考えられる。また、「金融リテラシーの項目別・年齢別スタンダード」を作成するというわが国にとっては、東アジア各国と比較した日本の特徴、とりわけ大学生の特徴を知ることには有意義であると考えられる。同時に、この特徴が、主として各国が置かれた経済・社会環境の違いによるものか、国民性によるものか等を考察することにも役立つと考えられる。

なお、本稿は、藤野・張(2013.6)『「金融教育に関するアンケート」調査からみた日本と台湾における消費者教育の実態とその課題』の続編で、さらに中国を付加した分析結果である。

## 1. これまでのアンケート調査の概要

筆者は、これまで2011年度に日本、2012年度に台湾、2013年度に中国で統一したフォームにより金融教育に関するアンケートを実施した。各国におけるアンケートは、属性を、(1)性別、(2)居住県、(3)出身県、(4)年齢、(5)職業、(6)最終学歴、(7)居住形態、(8)メインバンクについて分類し、これら属性によって金融教育にどのような違いが表れるのかを検証してきた。内容は、問1の(9)～(18)が金融に関する知識・意識・行動、問2の(19)～(24)が金融の知識に関する情報源、問3の(25)～(28)が金融教育とそのイメージ、必要性、問4の(29)が学校における金融教育の実態、問5の(30)が家庭における金融教育の実態を問うものとなっている。

問1においては、自らの金融経済知識をどのように自己評価しているのか、そのことを踏まえて金融行動しているのか、単に経済社会の変化に合わせた行動をとっている、とらざるを得ないのかどうかといったことを検証する。問2では、金融に関する知識の情報源を検討し、金融知識の対象によって情報源がどのように異なるのか、また情報源の異なる理由が知識の専門性、話題性、身近さなどであるのかどうかを検証する。また、情報源に関する回答項目に「特になし」があるが、この項目の選択される状況によって、関心の低い項目、身近でない項目ほど、その比率が高いかどうかを検証する。

問3には、金融教育という単語の認知度、イメージおよび必要性とその分野に関してであり、認知度とイメージの関係、必要性と知識

## 日本、台湾、中国におけるアンケート調査対象・調査方法・調査機関・有効回答数

	調査対象	調査方法	調査期間	有効回答数	
日本	横浜市立大学学生・大学院生	直接配布・回収	2011.10.15-2011.11.15	251	501
	他大学学生	直接配布・回収	2011.10.15-2011.11.15		
	大学生の家族・知人	学生による訪問・郵送・電話	2011.10.15-2011.11.15	250	
台湾	中原大学商学部学生	直接配布・回収	2011.12.15-2012.1.11	220	563
	—	—	—	—	
	大学生の家族・知人	学生による訪問・郵送・電話	2011.12.15-2012.1.11	343	
中国	南開大学経済学部学生	直接配布・回収	2013.9.10-2013.9.13	217	217
	—	—	—	—	
	—	—	—	—	

の度合の程度などを検証する。

問4では、学校での金融教育の経験の有無、有用性、内容について検討し、金融の知識と学校教育の内容・有用性の関連についても検討している。問5では、家庭での金融教育の経験の有無、有用性、内容について検討し、金融の知識と家庭教育の内容・有用性の関連についても検討している。

なお、消費者契約法、金融商品取引法に則って取引を行う必要のある信用金庫を始め金融機関にとって、現実の取引相手としての大学生に関する金融経済教育の現状と課題を知るとは重要な意義がある。また、CSRの一環として、また産学連携・地域貢献として大学等で金融教育を行う場合にも役立つであろう。

今回の分析対象である大学生に関しては、日本では横浜市立大学を中心に251名、台湾に関しては中原大学生220名、中国では南開大学生217名、総計688名である。

アンケートの属性について詳細にみると(図表1)、男女別では、日本が男性111(44.2%)

対女性140サンプル、同様に台湾が男性50(22.9%)対女性168サンプル、中国が男性81(37.3%)対女性136サンプルとなっており、全体では男性242(35.3%)対女性444サンプルである。全体として、女性のサンプルが男性の2倍弱あり、男性サンプルの比率は、日本が平均より10%弱多く、台湾は10%強少なく、中国はほぼ全体平均並みである。

最終学歴を見ると、現在大学生であることから高卒と答えている学生もいる。専門分野別では、全体の78.4%の学生が金融教育と専門分野の近い法・経済・経営・商学系学部所属である。しかし、日本では専門分野の学生が54.8%にとどまっているのに対し、台湾は93.5%、中国は91.7%であり、台湾、中国では専門分野の学生が多く、日本は約半数にとどまっている、という特徴がある

さらに、居住形態を見ると、大学生全体の56.5%が単身世帯である。日本では単身世帯が46.5%と平均より低く、台湾はさらに低く38.4%が単身世帯であるのに対し、中国は86.2%と非常に高い数字である。日本、台湾では家族が



図表1 回答者の個人属性

(単位：%)

個人属性		日本	台湾	中国	全体
性別	男性	44.2	22.9	37.3	35.3
	女性	55.8	77.1	62.7	64.7
年齢	18～29歳	99.2	100.0	100.0	99.7
	30～49歳	0.8	0.0	0.0	0.3
	50歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0
職業	会社員				
	公務員				
	自営業				
	家事・育児（専業）				
	パート・アルバイト				
	学生	100.0	100.0	100.0	100.0
	無職（退職者を含む）				
その他					
最終学歴	義務教育のみ				
	高校課程修了	8.0	2.0	0.0	3.6
	大学・短大修了（法・経済・経営・商学系）	54.8	93.5	91.7	78.4
	大学・短大修了（その他の学系）	37.2	4.5	8.3	18
居住形態	単身	46.5	38.4	86.2	56.5
	二世帯	43.7	45.2	11.1	33.8
	三世帯	6.5	14.2	1.8	7.5
	その他	3.3	2.3	0.9	2.2
総数（単位：人）		251	220	217	688

いる自宅からの通学生が多いが、中国では寮生活している学生が多いものと考えられる。

## 2. 金融知識の水準に関する自己評価と行動（問1）<sup>(注)1</sup>

金融知識の水準・内容についての自己評価について、日本、台湾、中国において顕著に異なる結果が得られている（図表2）。

金融に関する知識全般の前提となる金融・経済の仕組みについての知識の自己評価は、「知識がある」とする回答が全体で35.8%、「いいえ」とする回答が31.1%、「どちらとも言えない」とする回答が33.1%で、3つの選択肢はほぼ拮抗している。詳細を見ると、日本では「いいえ」とする回答が56.6%と、「はい」とする回答の14.3%の4倍ほどある。他方、台湾は「はい」とする回答が61.4%で、「いいえ」とする回答20.9%を3倍ほど上回っている。中国も台湾と同様に「はい」とする回答34.6%が「いいえ」とする回答12.0%を3倍弱上回っているが、「どちらとも言えない」とする回答53.5%が過半を上回っている。日本と、台湾および中国では金融・経済に関する知識の自己評価では反対の状況であり、また中国の大学生はどちらとも

い」とする回答が33.1%で、3つの選択肢はほぼ拮抗している。詳細を見ると、日本では「いいえ」とする回答が56.6%と、「はい」とする回答の14.3%の4倍ほどある。他方、台湾は「はい」とする回答が61.4%で、「いいえ」とする回答20.9%を3倍ほど上回っている。中国も台湾と同様に「はい」とする回答34.6%が「いいえ」とする回答12.0%を3倍弱上回っているが、「どちらとも言えない」とする回答53.5%が過半を上回っている。日本と、台湾および中国では金融・経済に関する知識の自己評価では反対の状況であり、また中国の大学生はどちらとも

(注)1. 本節では、金融知識と行動について言及した後、両者の関係を全体の中での比率で検討しているが、正確には個別の回答者ベースで検討する必要がある。この点は、今後の課題としたい。

判断できないとの回答も多いことに注意すべきである。

このような国間の状況は、リスクのない安全資産である預貯金についての知識の自己評価について、より鮮明に妥当する。全体としては、「はい」とする回答が51.7%と増加し、「いいえ」とする回答26.2%を上回った数字となっている。しかし、日本では相変わらず「いいえ」とする回答59.0%が、「はい」とする回答14.3%を4倍以上も上回っている。他方、台湾では「はい」が82.7%、「いいえ」が7.7%、中国でも、「はい」が63.6%、「いいえ」が6.9%といずれの国においても知識があるとする自己評価が「いいえ」を10倍程度ないしそれ以上も上回っている。

さらに、リスクのある危険資産である証券投資の知識については、全体として「はい」とする回答16.8%は、金融・経済の知識に関する

「はい」とする回答35.8%の半数以下の数値であり、「いいえ」とする回答59.8%が、「はい」とする回答を上回る。いずれの国の学生も、証券投資を行うには少なくとも金融・経済に関する知識が必要であると認識しているものと考えられる。国別に見ても、いずれの国の学生も「はい」とする回答は、「いいえ」とする回答を下回っているが、日本の場合は「はい」が極端に少なく5.2%であり、ついで中国の13.4%であり、ここでも台湾では33.3%と3分の1の学生は知識があるとし、日本、中国を大きく引き離している。

負債であるクレジットカードの知識に関しては、全体としては「はい」とする回答が37.3%、「いいえ」とする回答が33.2%で、「はい」が「いいえ」を多少上回っているが、「どちらとも言えない」が29.5%と約3割もある。日本では「はい」22.7%が「いいえ」42.2%を20%ほど下回っ

図表2 金融知識の水準における自己評価の結果

(単位：%)

	はい				どちらとも言えない				いいえ			
	日本	台湾	中国	全体	日本	台湾	中国	全体	日本	台湾	中国	全体
金融・経済の仕組みについて知識があると思う	14.3	61.4	34.6	35.8	29.1	17.7	53.5	33.1	56.6	20.9	12.0	31.1
預貯金について知識があると思う	14.3	82.7	63.6	51.7	26.7	9.5	29.5	22.1	59.0	7.7	6.9	26.2
預貯金を自分で管理している	68.9	80.9	70.0	73.1	16.7	4.5	7.8	10.0	14.3	14.5	22.1	16.9
株式・債券といった証券投資について知識があると思う	5.2	33.3	13.4	16.8	16.3	20.5	34.7	23.5	78.5	46.1	51.9	59.8
株式・債券といった証券投資を行いたいと思う	17.1	53.2	47.5	38.2	23.5	13.3	27.2	21.4	59.4	33.5	25.3	40.4
株式・債券といった証券投資を行ったことがあると思う	4.0	24.1	8.3	11.7	8.0	13.0	6.9	9.2	88.0	63.0	84.8	79.1
クレジットカードについて知識があると思う	22.7	51.6	39.6	37.3	35.1	14.6	38.2	29.5	42.2	33.8	22.1	33.2
クレジットカードを利用している	53.6	17.7	30.1	34.7	2.8	6.4	4.2	4.4	43.6	75.9	65.7	60.9
リボルビング払いを利用したことがある	12.8	3.6	4.6	7.3	3.2	7.7	4.1	4.9	84.0	88.6	91.2	87.8

ているが、台湾と中国では日本と逆で、おのおのの国では「はい」(51.6%、39.6%)が「いいえ」(33.8%、22.1%)を20%ほど上回っていて、負債に関する知識を有していることがわかる。なお、日本と中国では「どちらとも言えない」という回答がやはり35%以上あることに注意せよ。

要約すると、金融・経済の仕組みの知識に関する自己評価を基準に比較すると、どの国でも知識の難易度に応じた適切な自己評価が行われていて、預貯金に関する知識はそれ以上あり、証券投資の知識はそれ以下であり、クレジットカードに関する知識はほぼ同様の水準である。詳細に国別特徴をみると、3国のなかでは日本の大学生はいずれの分野でも自己評価が一番低く、次いで中国であり、台湾の学生の自己評価は高い。また、日本の学生は、預貯金といった基本的金融商品の知識についても相対的に低い。クレジットカードについては、日本の学生の自己評価は金融・経済の仕組みに関する知識からして過大であり、台湾では過少にもみえる。

次に、「知識」の有無と実際の「行動」の関係について分析する。

預貯金についての知識と預貯金の自分での管理の関係についてみると、預貯金の管理について、全体として73.1%以上が自分で管理しているとし、16.9%が「いいえ」と回答している。日本の大学生では預貯金について知識があると14%ほどしかと回答していないのに、68.9%が預貯金を自分で管理しているとしている。これに対し、台湾では82.7%の学生に知識があるとして、80.9%が自己管理し、中国でも

63.6%の学生に知識があり、70.0%が自己管理している。また、日本では、59.0%もの学生が預貯金に関する知識のないにもかかわらず、自分では管理していないのは14.3%に対し、台湾、中国の預貯金に関する知識のない学生の比率はおのおの7.7%、6.9%であり、自分で管理していないという数字(14.5%、22.1%)を下回っている。

証券投資についての知識と行動を見ると、全体として知識がないとした回答59.8%が、証券投資を行っていないとした回答79.1%を下回っており、またいずれの国においても知識がない(「いいえ」)とした回答(78.5%、46.1%、51.9%)比率は、証券投資を行っていない(行動として行ったことが「ある」にいいえ)とした回答(88.0%、63.0%、84.8%)比率を下回っており、証券投資に関する知識のないものは証券投資を行っていないことをうかがわせる。この点は、証券投資に関する知識が「ある」としたものの(5.2%、33.3%、13.4%)が、実際には証券投資を行ったことがあると思うという数値(4.0%、24.1%、8.3%)を下回っていることから判断できる。なお、証券投資を行いたいとするもの(17.1%、53.2%、47.5%)は、現在において知識があると回答したもの以上に、全体でもそれぞれの国でも存在することから、このような意欲にどのように知識を与えて、適切な行動が取れるように導いていくかが今後の課題であろう。

クレジットカードについては、全体としても各国でも、知識があるについて「いいえ」と回答した数値(33.2%、42.2%、33.8%、22.1%)が、クレジットカードを利用しているに「いい

え」と回答した数値（60.9%、43.6%、75.9%、65.7%）を下回っていて、知識のないものはクレジットカードを利用していないことをうかがわせる。しかし台湾、中国ではその差は2倍、3倍あるのに対し、日本は多少上回っている程度である。また、クレジットカードについて全体(37.3%と34.7%)、台湾(51.6%と17.7%)、中国(39.6%と30.1%)は知識のある範囲内で実際に利用しているが、日本では知識が「ある」との回答が22.7%に対して、「利用している」が53.6%となっている。前回は指摘したが、クレジットカードに関する知識が十分でない自己評価しつつも、クレジットカードを利用しているという日本の大学生像が浮き彫りとなり、近年、金融商品関係のトラブルが多発している背

景の一端を明らかにした結果といえる。あるいは、負債管理が十分できず、多重債務問題を引き起こす懸念が示唆される。

ここでの要約としては、金融行動を起こすには、その知識は前提と考えられるが、日本の学生の場合には、この関係が必ずしも金融商品によっては妥当していないことに注意する必要がある。単に周りが利用している、便利であるからという理由で利用していることをうかがわせる。

### 3. 金融知識の情報源 (問2)<sup>(注)2</sup>

金融・経済の仕組みについての情報源としては、3国を合わせた全体では学校が58.7%と最も多く、次いでマスメディアの32.1%、家

図表3 金融知識の情報源

(単位：%)

	家族・友人				金融機関				学校			
	日本	台湾	中国	全体	日本	台湾	中国	全体	日本	台湾	中国	全体
金融・経済の仕組み	15.3	18.1	1.9	12.0	2.4	3.8	1.9	2.7	41.8	54.8	82.9	58.7
預貯金	51.4	62.2	47.6	53.6	12.0	7.2	15.1	11.5	8.0	12.4	17.9	12.5
株式・債券といった証券投資	10.4	23.7	11.8	15.0	2.8	6.6	6.6	5.2	22.8	37.0	38.4	32.1
クレジットカード	39.4	27.2	33.5	33.7	12.4	17.4	17.5	15.6	5.2	9.4	12.7	8.9
借入に関する知識	14.5	16.1	31.3	20.3	4.4	17.1	17.1	12.4	12.1	24.2	16.1	17.2
金融トラブルに関する知識 (消費者金融とのトラブル、訪問販売、悪質商法など)	7.2	10.0	2.9	6.7	2.8	2.4	3.8	3.0	26.1	21.3	27.8	25.1

マスメディア (新聞、ニュース、インターネットなど)				消費者支援団体				その他				特になし			
日本	台湾	中国	全体	日本	台湾	中国	全体	日本	台湾	中国	全体	日本	台湾	中国	全体
32.1	21.4	13.3	32.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	1.4	0.0	0.9	7.2	0.5	0.0	2.8
10.8	12.9	14.6	12.7	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	1.4	0.9	1.3	16.1	3.8	3.8	8.4
25.2	24.6	33.2	27.5	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	1.9	2.4	1.9	37.2	6.2	7.6	18.2
16.5	38.0	25.5	26.1	0.8	0.0	0.0	0.3	4.4	1.4	0.9	2.4	21.3	6.6	9.9	13.1
22.6	30.3	22.3	24.9	0.4	0.5	0.5	0.4	2.4	1.4	1.4	1.8	43.5	10.4	11.4	23.0
36.9	51.7	51.2	46.0	2.0	5.2	0.5	2.5	2.0	1.4	1.0	1.5	22.9	8.1	12.9	15.1

(注)2. 知識とその情報源について、情報収集活動と知識の程度、情報源と知識の内容についても、より詳細には回答者レベルでの分析が必要であるが、この点も次回の課題としたい。

族・友人の12.0%である(図表3)。この順序は、いずれの国でも変わらないのも特徴的である。金融という知識の内容が、専門的であるためであろう。中国では学校が82.9%とほとんどの情報源であるのに対し、日本では学校は41.8%でマスメディアが32.1%と補っている。この事情は台湾でも同様であるが、学校が54.8%と中国と日本の中間の数値となり、マスメディアは21.4%で家族・友人18.1%も補っている。

預貯金の情報源については、3国全体では家族・友人が53.6%で最も多く、マスメディアと学校が各々12.7%、12.5%とほぼ同様の比率で続く。預貯金に関する知識は他の金融資産と比較して専門性が高くなく、身近に利用されていることから家族が情報源となっているのであろう。台湾、日本、中国でも、家族の比率がそれぞれ62.2%、51.4%、47.6%と最も高い。台湾、中国は学校、マスメディアが補っているが、日本ではそれらに代わって、預金を供給している金融機関が情報源となっている点で異なっている。ここで、日本の場合、「特になし」と情報を得ていない学生が16.1%もいるのも留意する必要がある。

株式・債券といった証券投資については、やはり専門的であるということと、しばしば社会問題を提起するということから、全体では学校が32.1%で1位、マスメディアが27.5%と2位である。中国、台湾では、ともに3国全体以上に学校が情報源となっていて、次いでマスメディアであるが、台湾では家族の占める割合23.7%も大きい。他方、日本では「特になし」が37.2%と最も多く、差はないとはいえマスメ

ディアが2位、学校が3位と、全体とも台湾、中国とも異なった回答となっている。日本の大学生は関心がなく、情報を得ようとする意欲がないのが問題なのと、総合的・体系的情報というよりも、マスメディアを通じて悪い情報を偏って断片的に得ているのではないかという危惧があることに留意する必要がある。

クレジットカードについては、身近なものであるということで、情報源として、3国全体は家族・友人が33.7%と最も高く、次いでマスメディアが26.1%である。日本、中国では家族・友人、マスメディアの順であるが、台湾ではマスメディアと家族・友人が逆転した順序となっている。ここでも、日本はクレジットカードを利用している割合が高いのに、情報源が「特になし」が21.3%もあることに留意する必要がある。

借入に関する知識については、3国全体で「特になし」が23.0%と第2位であるがこれを除くと、マスメディア24.9%、家族・友人20.3%、学校17.2%と続く。中国では家族・友人が主たる情報源であるが、台湾、日本ではマスメディアが1位である。ここでも、日本では「特になし」が43.5%と占めている。

金融トラブルに関する知識については、全体でも、いずれの国においてもマスメディア、学校の順序である。家族・友人では対応できないことをうかがわせる。ここでも、日本では特になしが22.9%あることに留意する必要がある。

要約すると、各国の学生は、情報の性質・内容により情報源の種類を選択していること、

専門的、話題性、身近さなどによって変更していることが理解できる。また、回答項目の「特になし」を見ると、関心の低い項目、身近でない項目ほどその比率が高いことが理解できる。なお、日本の大学生が知識レベルで十分でない自己評価している項目について、情報源で特になしという回答が高い比率を占め、関心がなく、情報を得ようとする意欲がなく、積極的に得ようとしていないとの危惧がある。

#### 4. 金融教育に対する認知度(問3)<sup>(注)3</sup>

大学生に金融教育という言葉聞いたことが「ある」か、「ない」かを聞くと(図表4)、全体として「ない」と思うが51.7%、「ある」と思うが34.0%

と、「ない」が「ある」を上回っている。この原因は日本において「ない」72.4%が「ある」13.0%を大きく上回っているためである。他方、台湾、中国では「ある」(48.9%、43.0%)が「ない」(42.5%、37.4%)を、いずれの国も5%ほど上回っている。日本の学生における認知度が、両国と比べて極端に低いことが理解できる。

金融教育に関するイメージを複数回答可で聞くと(図表5)、各国とも当てはまるものすべてを選択可能としたが、その国の20%以上の回答者が選択しているのは選択肢の数でいうと、3つまでのケースである。「株式・債券などの投資に関する教育である」48.5%、「知的である」47.3%という回答が多く、以下「難解

図表4 金融教育に対する認知度

(単位：%)

	はい				どちらとも言えない				いいえ			
	日本	台湾	中国	全体	日本	台湾	中国	全体	日本	台湾	中国	全体
「金融教育」という言葉を聞いたことがあるか	13.0	48.9	43.0	34.0	14.6	8.7	19.6	14.3	72.4	42.5	37.4	51.7

図表5 金融教育に対するイメージ

(単位：%)

	日本	台湾	中国	全体
興味がわく	21.1	30.5	43.0	31.0
知的である	37.2	57.3	48.6	47.3
難解なイメージがある	58.7	24.5	15.9	34.2
教育内容が想像しづらい	32.0	7.7	4.2	15.1
株式・債券などの投資に関する教育である	32.0	60.5	55.1	48.5
悪徳商法対策など日常生活に関する教育である	15.0	21.8	8.4	15.1
「金融教育」という言葉に親しみをおぼえる	3.2	13.2	7.0	7.6
「金融教育」という言葉自体に聞き慣れていない	45.7	19.5	22.9	30.1
その他	1.2	0.5	0.5	0.7

(注)3. 金融教育に関する認知度、イメージと知識、行動の関係についても、同じく回答者レベルの分析を次回の課題としたい。また、知識の程度と認知度、必要性の認識度などの相関分析も今後の課題としたい。

図表6 金融教育の必要性

(単位：%)

	はい				どちらとも言えない				不必要			
	日本	台湾	中国	全体	日本	台湾	中国	全体	日本	台湾	中国	全体
金融教育は必要だと思うか	61.6	86.2	91.6	79.0	36.0	12.9	7.9	19.6	2.5	0.9	0.5	1.3

図表7 金融教育が必要な分野

(単位：%)

	日本	台湾	中国	全体
生活設計・家計管理	28.4	35.9	49.4	38.3
経済や金融の仕組み	30.4	17.9	26.8	25.2
消費生活・金融トラブル防止	41.2	40.7	18.9	33.0
キャリア教育	0.0	5.5	4.9	3.5
その他	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

なイメージ」34.2%、「興味がわく」31.0%、「『金融教育』という言葉自体に聞きなれていない」30.1%が続く。「教育内容が想像しづらい」15.1%、「悪徳商法対策など日常生活に関する教育である」15.1%、「『金融教育』という言葉に親しみをおぼえる」7.6%という選択は少ない。

全体ではイメージ的には「知的」であり、「難解なイメージ」はなく、「教育内容も想像しづらい」とはしていないが、「興味がわく」が31.0%しかないのが多少課題であろう。国別では、日本のみ、イメージ的に「興味がわく」、「知的である」、「難解なイメージである」、「想像しづらい」いずれの項目についても、他国と比較して否定的である。

教育内容について、「株式・債券などの投資に関する教育である」については、台湾、中国では肯定的（60.5%、55.1%）であるのに対し、日本では否定的（32.0%）で、そのためこの点でも全体で否定的（51.5%）な回答結果となっている。また、「悪徳商法対策など日常生

活に関する教育である」との点については、3国とも否定的（85.0%、78.2%、91.6%）である。

最後に、3国とも「『金融教育』という言葉自体に聞きなれていない」に否定的（54.3%、80.5%、77.1%）であるにもかかわらず、「『金融教育』という言葉に親しみをおぼえる」（3.2%、13.2%、7.0%）ことに繋がっていない。

「金融教育は必要か」とについて（図表6）、全体として79.0%は必要であると考えているが、どちらともいえないが19.6%で、不必要と考えている回答は1.3%に過ぎない。必要と考えているのは、中国で91.6%と最も高く、次いで台湾の86.2%であり、日本では61.6%に過ぎない。これは、日本ではどちらともいえないが36.0%もあるためである。

さらに、金融教育が必要と答えた回答者を対象に金融教育が必要な分野を1つに絞って尋ねた結果（図表7）、全体としては「生活設計・家計管理」38.3%、次いで「消費生活・金融トラブル防止」33.0%、「経済や金融の仕組み」

図表8 セミナー参加

(単位：%)

	ある				わからない				ない			
	日本	台湾	中国	全体	日本	台湾	中国	全体	日本	台湾	中国	全体
セミナーに参加したことが	2.9	18.0	36.0	18.1	5.7	16.6	11.4	10.9	91.4	65.4	52.6	70.9

25.2%となっている。日本と台湾の場合は、「消費生活・金融トラブル防止」との回答が41.2%、40.7%と第1位を占めているのに対し、中国の場合は、「生活設計・家計管理」との回答が最も多く、過半の49.4%にも達している。以上の結果から、日本、台湾では金融教育が悪質商法にだまされないような「ネガティブ」なものであり、中国では生活設計・家計管理をするための「ポジティブ」なものとして考えられている傾向が強いとみることができる。

金融知識に関するセミナーに参加したことがあるかという設問に対して(図表8)、全体でも各国でも「ない」との回答が「ある」を上回っているが、その一方、「ある」との回答は中国で36.0%、台湾が18.0%にのぼり、日本の2.9%をはるかに上回っている。この結果から、日本よりも台湾、台湾よりも中国の大学生のほうが金融知識の重要性を認識し、行動していると推測することができる。

金融教育に関する認知度は、日本で極端に

低いために全体でも過半程度となっているが、金融教育に関するイメージは親しみを覚えるというところまでではないにしても肯定的に捉えられている。また、金融教育の必要性も認められていて、本来の経済や金融を含む生活設計全般と捉えられている。しかし、日本の学生は、問1のアンケート結果より金融知識がないのにイメージにも否定的で、必要性の認知度も低いという点は気がかりである。

#### 5. 学校における金融教育(問4)<sup>(注)4</sup>

「学校教育の中で金融に関する教育を受けたことがあるか」という質問に対して(図表9)、全体では「受けた」26.3%、「受けたと思うが、よく覚えていない」41.6%と「ほとんど受けていないと思う」32.1%と明確に受けたという比率は30%もない。日本と中国の場合は、「ほとんど受けていないと思う」との回答(42.6%,37.6%)が最も多く、次いで「受けたと思うが、よく覚えていない」(36.9%,35.2%)、「受けた」

図表9 学校で金融教育を受けた経験

(単位：%)

	受けた				受けたと思うが、よく覚えていない				ほとんど受けていないと思う			
	日本	台湾	中国	全体	日本	台湾	中国	全体	日本	台湾	中国	全体
学校教育(小、中、高時代)の中で金融に関する教育を受けたことがあるか	20.5	31.9	27.2	26.3	36.9	53.5	35.2	41.6	42.6	14.6	37.6	32.1

(注)4. 情報源としての学校と、学校での金融教育についても回答者レベルの分析は今後の課題とする。特に、学校での教育と現在の知識度との関係についても今後の検証が必要である。



図表10 学校における金融教育

(単位：%)

	日本	台湾	中国	全体	日本	台湾	中国	全体	日本	台湾	中国	全体	日本	台湾	中国	全体
	役立っている				少しは役立っている				ほとんど役立っていない							
①学校で受けた金融教育は役立っているか	15.3	50.8	19.5	30.8	59.1	47.0	69.9	57.4	25.5	2.2	10.5	11.8				
	家庭科				公民				総合				その他			
②どの科目で教育を受けたのか	32.9	4.4	17.1	16.9	67.9	62.1	60.5	63.4	22.9	24.2	1.6	17.3	5.1	19.3	23.3	16.1
	小学校				中学校				高校							
③いつ教育を受けたのか	17.1	5.5	1.6	8.0	59.3	35.2	8.5	35.0	73.2	75.3	92.3	79.6				

\*②と③については複数選択が認められているため、回答の合計が100%を超えている

(20.5%,27.2%)と続くが、否定的な「受けていない」、「よく覚えていない」との回答は日本の方が中国を上回る。これに対し、台湾の多くは、肯定的な「受けたと思うが、よく覚えていない」53.5%が最も多く、次いで「受けた」31.9%で、「ほとんど受けていないと思う」14.6%と答えている割合は少ない。学校における金融教育の記憶は、全体として低いといわざるを得ない。

また、学校で受けた金融教育は「役立っている」と、「少しは役立っている」と答えた回答者を合わせると、全体では88.2%である(図表10)。台湾の場合は97.8%であり、次いで中国は89.5%と平均を上回っているが、日本の場合

74.5%と両国を大きく下回る結果となっていて、あまり有用であると考えられていない。

さらに、学校別では、日本の場合には小学校で17.1%、中学校で59.3%、高校で73.2%であるが、日本と比べて、台湾では小学校は5.5%と低いが、中学校では35.2%と増加してきて、高校では75.3%と若干日本を上回る。中国では小学校は1.6%とさらに低いが、中学校でも8.5%にすぎず、高校では92.3%と大きく日本を上回る結果となっている。日本では、台湾、中国と比較すると小学生から学校教育が行われているが、その優位性は低いように考えられる。

学校で受けた金融教育の内容については(図表11)、全体では、「基礎的な金融・経済の

図表11 学校で受けた金融教育の内容

(単位：%)

	日本	台湾	中国	全体
お金の計画的な使い方を理解することについて	28.5	55.5	34.6	41.2
預貯金に関する知識について	22.6	69.8	40.9	47.0
基礎的な金融・経済の仕組みを理解することについて	59.1	54.9	49.6	54.6
カードの知識や利用上の留意点について	26.3	25.8	16.5	23.2
投資に伴うリスクを理解することや、金融商品の種類、商品性や特徴を理解し、適切に選択する能力を身につけることについて	12.4	46.2	26.3	30.1
金融トラブルにあわないための留意点について(消費者金融とのトラブル、訪問販売、悪質商法など)	52.6	28.0	9.0	29.9

\*複数選択が認められている設問であるため、回答の合計が100%を超えている

仕組みを理解することについて」(452名中247名)、「預貯金に関する知識について」(212名)、「お金の計画的な使い方を理解することについて」(186名)と、基礎的な金融活動を行うのに必要な知識が与えられている。この点は、金融知識に関する情報源に関する質問である問2の(19)、(20)と整合的であることが確認できる。しかし、(21)の「株式・債券といった証券投資」、(24)の「金融トラブルに関する知識」は含まれていないことから、学校のうちこれらは主として大学入学後に得たものであると推察される。

このうち日本の場合、これら3つの項目以外に「金融トラブルにあわないための留意点について」(137名中72名)の教育が特徴的である。台湾、中国の場合は、「投資に伴うリスクを理解することや、金融商品の種類、商品性や特徴を理解し、適切に選択する能力を身につけることについて」の教育が行われており、日本と異なって、「カードの知識や利用上の留意点について」、「金融トラブルにあわないための留意点について(消費者金融とのトラブル、訪問販売、悪質商法など)」が少ないことが特徴である。

学校での金融教育の認識は、全体としては7割程度が「受けた」、ないし「受けたと思う」としているが、国により事情は大きく異なり、台湾は高く、ついで中国で、日本では低い。また、有用性の認識もこの順序で、日本での評価は低い。金融知識の自己評価と学

校で受けた金融教育の内容を見ると、「金融・経済の仕組み」、「預貯金に関する知識、株式・債券などの投資」、「カードの知識」の程度の教育経験は各国間でほぼ比例しているが、日本における「経済・金融の知識」、台湾における「カードの知識」が、学校での比率が高く、結局小学校から高校までの学校で教育を受けていない層が知識水準全体を低めていると考えられる。

## 6. 家庭における金融教育(問5)<sup>(注)5</sup>

「家庭教育の中で金融に関する教育を受けたことがあるか」という質問に対して(図表12)、全体としては「受けたと思うが、よく覚えていない」が35.8%であり、「受けた」が33.3%、「ほとんど受けていない」が30.9%と5%の範囲内で差はほとんどない。日本の場合は、「ほとんど受けていないと思う」との回答50.6%が最も多く、次いで「受けたと思うが、よく覚えていない」29.2%、「受けた」20.2%と続く。これに対し、台湾、中国の場合は、「受けた」(43.5%,37.8%)、「受けたと思うが、よく覚えていない」(44.9%,34.1%)がそれぞれ合計すると88.4%、71.9%と答え、日本と比較して家庭内で教育が行なわれている実態が理解できる。

また、家庭で受けた金融教育は「ほとんど役立っていない」との回答は、中国、台湾では(1.6%,0.6%)とほとんどなく、日本でも1割にとどまっている。これに対し、「役立っている」が台湾では56.3%もあり、中国39.7%、日

(注)5. 情報源としての家庭と、家庭での金融教育の回答者レベルの分析も次回の課題とする。特に、家庭での教育と現在の知識度との関係についても今後の検証が必要である。

図表12 家庭で金融教育を受けた経験

(単位：%)

	受けた				受けたと思うが、よく覚えていない				ほとんど受けていないと思う			
	日本	台湾	中国	全体	日本	台湾	中国	全体	日本	台湾	中国	全体
家庭内において金融に関する教育を受けたことがあるか	20.2	43.5	37.8	33.3	29.2	44.9	34.1	35.8	50.6	11.6	28.1	30.9

図表13 家庭における金融教育

(単位：%)

	役立っている				少しは役立っている				ほとんど役立っていない			
	日本	台湾	中国	全体	日本	台湾	中国	全体	日本	台湾	中国	全体
家庭で受けた金融教育は役立っているか	27.4	56.3	39.7	43.4	63.2	42.1	59.6	53.3	9.4	1.6	0.6	3.2

本27.4%が続く。日本の場合でも、教育を受けた人はほとんど役立っていると評価している(図表13)。

家庭で受けた金融教育の内容についてみると(図表14)、全体では「預貯金に関する知識について」(464名中341名)、「お金の計画的な使い方を理解することについて」(311名)、「カードの知識や利用上の留意点について」(194名)がベスト3となっており、比較的身近な内容だということがわかる。この点は、金融知識に関する情報源に関する質問である問2の(20)、(22)と整合的であることが確認できる。

日本の場合、「カードの知識や利用上の留意点について」(56.4%)、「金融トラブルにあわないための留意点について(消費者金融とのトラブル、訪問販売、悪質商法など)」(31.3%)が平均以上であり、「投資に伴うリスクを理解することや、金融商品の種類、商品性や特徴を理解し、適切に選択する能力を身につけることについて」(12.8%)は平均以下である。台湾では、どの項目も平均以上の教育が行われているが、「カードの知識や利用上の留意点について」(33.0%)の項目が平均以下となっている。中国では、逆にど

図表14 家庭で受けた金融教育の内容

(単位：%)

	日本	台湾	中国	全体
お金の計画的な使い方を理解することについて	71.8	70.7	59.4	67.2
預貯金に関する知識について	66.1	86.9	62.6	73.5
基礎的な金融・経済の仕組みを理解することについて	20.5	32.5	9.7	21.8
カードの知識や利用上の留意点について	56.4	33.0	41.9	41.9
投資に伴うリスクを理解することや、金融商品の種類、商品性や特徴を理解し、適切に選択する能力を身につけることについて	12.8	28.8	20.0	21.8
金融トラブルにあわないための留意点について(消費者金融とのトラブル、訪問販売、悪質商法など)	31.3	19.4	10.3	19.3

\*複数選択が認められている設問であるため、回答の合計が100%を超えている

の項目も平均以下であるが、特に「基礎的な金融・経済の仕組みを理解することについて」(9.7%)が大きく平均を下回っている。

家庭での金融教育の認識は、学校と同じく全体としては7割程度が「受けた」、ないし「受けたと思う」としているが、国により事情は大きく異なり、ここでも台湾は高く、ついで中国で、日本は非常に低い。また、有用性の認識も学校に比較すると高く、各国間の順序も同様で、日本での評価は低い。金融知識の自己評価と家庭で受けた金融教育の内容を見ると、「金融・経済の仕組み」、「預貯金に関する知識、株式・債券などの投資」、「カードの知識」の程度と教育経験は各国間でほぼ比例しているが、日本における預貯金の知識は、家庭での比率が高く、結局家庭で教育を受けていない層が知識水準全体を大きく低めているといえる。

## 現時点での総括と今後の課題

大学生の金融経済教育について、日本、台湾、中国の学生に関するアンケート調査結果を検討してきた。各国において、属性間で多少の違いはあるが、大学生が誕生時から、家庭、小学校から大学を通じて、金融経済に関する教育を受ける環境・内容が大きく違って

いることが理解できる。(なお、この研究は、2014年度に行ったフィリピンでのフィリピン大学生向けアンケートを持って全体の総括をする予定である。)

金融知識に関する自己評価は、一般に考えられる知識習得の難易度に応じて知識の程度も異なっているなど納得的な部分と、3国間では特に日本の大学生の知識の低さ、低い知識にもかかわらず金融行動していること、知識の低さを向上させるための情報源へのアクセスにも消極的であることが指摘できる。

それにもかかわらず、日本の大学生は金融教育への認知度も低く、イメージも消極的であり、必要性を認めていてもその程度は他国と比較すると低い。また、学校、家庭での教育の有用性については、認めているものの、他の2国に比較して学校、特に家庭での教育を受けた認識自体が低い点が課題であろう。

なお、今回は日本、台湾、中国に関するアンケート調査のクロス集計を元に分析を行った。一種のセミマクロの分析であったが脚注で述べたように、総括編では、4カ国のクロス集計分析とアンケート回答者の属性をコントロールしつつマイクロの分析を行う予定である。

## 〈参考文献〉

上村協子「東京家政学院大学現代生活学セミナー 大学における消費者教育を考える：生産消費者の育成」『現代家政学視点による消費者教育の体系化』東京家政学院大学、2010年10月。

張櫻馨・藤野次雄「『金融教育に関するアンケート』調査からみた日本と台湾における消費者教育の実態とその課題」『信金中金月報』第486巻第6号、2013年6月。

(付記) 本研究は科学研究費補助金・基盤研究(B)「生活文化の世代間伝承による持続可能な消費—消費者教育のパラダイムシフト—」(課題番号23300262)による研究成果の一部である。

# 付録

## 金融教育に関するアンケート

私たちは、消費者生活の向上を目的とした金融教育に関する研究を、横浜国立大学で行なっております。このアンケートは、横浜国立大学 国際総合科学部 藤野次雄研究会の研究発表のために実施するものです。このアンケートにより、消費者の皆様の金融教育に対する意識を明らかにしたいと思っております。  
調査結果はすべて統計的に処理し、学術的研究にのみ使用いたします。

金融教育とは、「生活設計・家計管理」、「経済や金融のしくみ」、「消費生活・金融トラブル防止」、「キャリア教育」といった幅広い分野を対象とした教育で、これらを通じて、自分の暮らしや社会について深く考え、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて主体的に行動できる態度を養うことを目指しています。

所要時間10分程度で終わる簡単なアンケートとなっております。  
お忙しい中、大変恐縮ですがご協力よろしくお願い致します。

横浜国立大学 藤野次雄研究会

平成二十三年 十月

1

(16) クレジットカードを利用している。	a	b	c
(17) リボ払いや分割払いを利用したことがある。	a	b	c
(18) 返済期限1年以上の借入をしたことがある。(奨学金は除く)	a	b	c

問2. 以下の知識や情報について、どのような主体から得ているかお答えください。  
各設問について、あなたにとって最も情報源となっている主体の欄に1つ丸を付けてください。

設問	家族・友人	金融機関 <sup>2</sup>	学校	マスメディア(新聞・ニュース・インターネットなど)	消費者支援団体	その他	特になし
(19) 金融・経済の仕組み	a	b	c	d	e	f	g
(20) 預貯金	a	b	c	d	e	f	g
(21) 株式・債券といった証券投資	a	b	c	d	e	f	g
(22) クレジットカード	a	b	c	d	e	f	g
(23) 借入に関する知識	a	b	c	d	e	f	g
(24) 金融トラブルに関する知識(消費者金融とのトラブル、訪問販売、悪質商法など)	a	b	c	d	e	f	g

<sup>2</sup> クレジットカードでの品物購入やキャッシングの際、その金額に関わらず返済回数は決めず月々ほぼ一定額または残額に対する一定割合額などの形で返済する方式。

<sup>4</sup> 窓口、ホームページ、専門員など

<sup>5</sup> 消費生活センターなど

3

まず、あなたご自身についてお伺いします。

- (1) 性別 (a. 男 b. 女)  
 (2) 居住県 ( )  
 (3) 出身県<sup>1</sup> ( )  
 (4) 年齢 (a. 18~29歳 b. 30~39歳 c. 40~49歳 d. 50~59歳 e. 60歳以上)  
 (5) 職業 (a. 会社員 b. 公務員 c. 自営業 d. 家事・育児(専業) e. パート・アルバイト f. 学生 g. 無職(退職者を含む) h. その他( ))  
 (6) 最終学歴(在学中の場合も含みます) (a. 義務教育のみ b. 高校課程修了 c. 大学・短大修了(法・経済・経営・商学系) d. 大学・短大修了(その他の学系) )

- (7) 居住形態 (a. 単身 b. 二世帯 c. 三世帯 d. その他)  
 (8) メインバンク<sup>2</sup> ( )



問1. 各設問に対して、当てはまる欄に丸を1つ付けてください。

設問	はい	どちらとも言えない	いいえ
(9) 金融・経済の仕組みについて知識があると思う。	a	b	c
(10) 預貯金について知識があると思う。	a	b	c
(11) 預貯金を自分で管理している。	a	b	c
(12) 株式・債券といった証券投資について知識があると思う。	a	b	c
(13) 株式・債券といった証券投資を行いたいと思う。	a	b	c
(14) 株式・債券といった証券投資を行ったことがある。	a	b	c
(15) クレジットカードについて知識があると思う。	a	b	c

<sup>1</sup> 小・中・高校時代に最も長く住んでいた都道府県をお答えください。

<sup>2</sup> 一番利用している金融機関をお答えください。例：ゆうちょ銀行、みずほ銀行等

2

問3. 金融教育についてお伺いします

各設問について、最も当てはまるものに1つ丸を付けてください。

- (25) 「金融教育」という言葉を聞いたことが ( a. あると思う b. どちらとも言えない c. ないと )

- (26) 「金融教育」という言葉に対する、あなたの持つイメージに近いものを以下の内から選んでください。(当てはまるものを全てに丸)

- a. 興味がわく  
 b. 知的である  
 c. 難解なイメージがある  
 d. 教育内容が想像しづらい  
 e. 株式・債券などの投資に関する教育である  
 f. 悪徳商法対策など日常生活に関する教育である  
 g. 「金融教育」という言葉に親しみをおぼえる  
 h. 「金融教育」という言葉自体に聞き慣れていない  
 i. e. その他( )

- (27-①) 金融教育は必要だと思いますか。 ( a. 必要 b. どちらとも言えない c. 不必要 )

- (27-②) (27-①)で「必要」だと答えた方に質問です。  
どの分野において特に必要だと思いますか。(最も必要だと思うものに丸を1つ)

- a. 生活設計・家計管理  
 b. 経済や金融のしくみ  
 c. 消費生活・金融トラブル防止  
 d. キャリア教育  
 e. その他( )

- (28) 現在では多くの組織が金融知識を広めるためのセミナーを行ったり、金融商品の説明に力を入れています。このような取り組みに参加したことはありますか。 ( a. ある b. わからない c. ない )

4

問4. 学校における金融教育についてお伺いします。

(29-①) 学校教育(小・中・高校時代)の中で金融に関する教育を  
(a. 受けた b. 受けたと思うが、よく覚えていない c. ほとんど受けていないと思う)

以下の質問は、(29-①)でaまたはbを選んだ方に質問です。

(29-②) 学校で受けた金融に関する教育は、  
(a. 役立っている b. 少しは役立っている c. ほとんど役立っていない)

(29-③) 以下のどの科目で教育を受けましたか。(当てはまるもの全てに丸)  
( a. 家庭科 b. 公民 c. 総合の時間 d. その他( ) )

(29-④) いつ教育を受けましたか。(当てはまるもの全てに丸)  
(a. 小学校 b. 中学校 c. 高校 )

(29-⑤) 学校において、どのような金融教育を受けましたか。(当てはまるもの全てに丸)  
a. お金の計画的な使い方を理解することについて  
b. 預貯金に関する知識について  
c. 基礎的な金融・経済の仕組みを理解することについて  
d. カードの知識や利用上の留意点について  
e. 投資に伴うリスクを理解することや、金融商品の種類、商品性や特徴を理解し、適切に選択する能力を身につけることについて  
f. 金融トラブルにあわないための留意点について  
(消費者金融とのトラブル、訪問販売、悪質商法など)

問5. 家庭における金融教育について、お伺いします。

(30-①) 家庭内において金融に関する教育を  
(a. 受けた b. 受けたと思うが、よく覚えていない c. ほとんど受けていないと思う)

以下の質問は、(30-①)でaまたはbを選んだ方に質問です。

(30-②) 家庭で受けた金融に関する教育は、  
(a. 役立っている b. 少しは役立っている c. ほとんど役立っていない)

5

(30-③) 家庭において、どのような金融教育を受けましたか。(当てはまるもの全てに丸)

- a. お金の計画的な使い方を理解することについて
- b. 預貯金に関する知識について
- c. 基礎的な金融・経済の仕組みを理解することについて
- d. カードの知識や利用上の留意点について
- e. 投資に伴うリスクを理解することや、金融商品の種類、商品性や特徴を理解し、適切に選択する能力を身につけることについて
- f. 金融トラブルにあわないための留意点について(消費者金融とのトラブル、訪問販売、悪質商法など)

自由記述欄 (ご意見があれば是非お聞かせください。)

現在の金融教育、金融情報に関してのご要望など、何でも構いません。

ご協力ありがとうございました。



6

### 關於金融教育的問卷調查

我們目前正於日本橫濱市立大學進行以提升消費者生活品質為目的的金融教育相關之研究。此問卷是橫濱市立大學國際總合科學部藤野次雄研究會為了此研究所實行之間卷調查。此問卷調查對象除了臺灣之外、還包含中國、韓國等亞洲國家。我們希望藉此問卷的結果，能釐清亞洲各國的消費者對於金融教育的意識與看法。調查的結果將全部使用統計手法處理，並只提供學術研究使用。

金融教育是指橫跨『生活規劃設計・家計管理』『經濟或金融構造』『生活消費・預防金融消費紛爭』『職業教育』等領域的教育。教育的目的為，依據這些教育的內容與知識，讓個人以積極的態度來探討如何邁向更富裕的生活和創造更

**只需要十分鐘左右的就可以完成的簡單的問卷調查，感謝您大力的協助與幫忙**

首先，請填入您個人的資料 (請在符合處畫上圈)

1. 性別: a.男 b.女
2. 居住地: \_\_\_\_\_
3. 出身地: \_\_\_\_\_
4. 年齡: a.18~29歲 b.30~39歲 c.40~49歲 d.50~59歲 e.60歲以上
5. 職業: a.上班族 b.公務員 c.自營業 d.專業主婦 e.打工 f.學生 g.無業中(含退休者) h.其它( )

1

6. 最終學歷: a.義務教育 b.高中畢業 c.大學(法律、經濟、經營、商學) d.大學(c以外的科系) e.其他( )
7. 居住型態: a.單身 b.兩代同堂 c.三代同堂 d.其他
8. 請記入最常使用的銀行名稱  
\_\_\_\_\_

**問題 1 請針對以下的各項提問，在符合處上畫圈(限選一處)**

問題	是	兩者皆否	否
9. 您認為您有金融、經濟構造方面的相關知識			
10. 您認為您有存款、儲蓄方面的相關知識			
11. 您自行管理存款、儲蓄			
12. 您認為您有股票、債券等證券投資的相關知識			
13. 您想從事股票、債券等證券相關的投資			
14. 您曾經從事股票、債券等證券相關的投資			
15. 您認為您有信用卡相關的知識			
16. 您有在使用信用卡			
17. 您曾經使用過分期付款來償還信用卡款			
18. 您曾經有過還款期限一年以上的借貸(獎學金除外)			

2

問題 2 請回答您是從何得知以下的知識或資訊。關於各個提問，請在您的最常接觸的資訊來源欄上畫圈(限選一處)

問 題	家 族 友 人	金 融 機 關	學 校	大眾傳播媒 體(新聞, 報 紙, 網路等)	消費者 保護支 援團體	其 他	沒 有 特 別 的 管 道
19. 金融、經濟構造							
20. 存款、儲蓄							
21. 股票、債券等證券投資							
22. 信用卡							
23. 借款相關知識							
24. 金融消費糾紛相關知識(比 如說、與消費金融業者的 糾紛、訪問販賣、不實的 販賣手法等)							

問題 3 請教您關於金融教育方面的問題。請針對以下的各項提問，在符合處上劃圈(限選一處)

25. 有無聽過金融教育這個名詞 a.有 b.兩者皆否 c.沒有
26. 對於「金融教育」這個名詞，請從下列選出與您印象相近的項目(不限選一，請將符合項目全部劃圈)
- a.很有興趣 b.是有學問的 c.有難以理解的印象  
d.教育內容難以想像 e.是股票、債券等投資的相關教育  
f.如何識破不實販賣手法等與日常生活相關的教育  
g.對「金融教育」這個名詞並不陌生  
h.對「金融教育」這個名詞很陌生 i.其他

3

29-5. 請問您在學校受過什麼樣的金融教育呢？(請將符合處全部劃圈)

- a.針對金錢的計畫性使用的相關知識  
b.關於存款、儲蓄的知識  
c.金融、經濟構造的相關基礎知識  
d.關於信用卡的知識與使用時的注意事項  
e.投資所伴隨的風險、以及金融商品的種類與特性，並學會如何適當選擇的能力。  
f.關於金融消費糾紛的注意點(比如說、與消費金融業者的糾紛、訪問販賣、不實的販賣手法等)

問題 5 請問關於在家受過的金融教育

30-1. 請問您在家庭中，有接受過關於金融消費方面的相關教育麼？  
a.有接受過 b.應該有接受過但不確定  
c.幾乎沒有接受過

請在 (30-1) 選擇 a 或 b 的人回答以下的問題。

30-2. 您在家庭中接受過的金融消費相關教育是  
a.有用處的 b.有一些用處 c.幾乎沒有用處

30-3. 您在家庭中接受過何種金融消費相關教育呢？(不限選一，請將符合項目全部劃圈)

- a.針對金錢的計畫性使用的相關知識  
b.關於存款、儲蓄的知識  
c.金融、經濟構造的相關基礎知識  
d.關於信用卡的知識與使用時的注意事項  
e.投資所伴隨的風險，以及金融商品的種類與特性，並學會如何適當選擇的能力。  
f.關於金融消費糾紛的注意點(比如說、與消費金融業者的糾紛、訪問販賣、不實的販賣手法等)

5

27-1. 您認為金融教育是有必要的嗎？  
a.必要的 b.兩者皆否 c.沒有必要

27-2. 在 (27-1) 回答「必要」者，請回答以下的問題。  
您認為特別是在哪個領域是有必要的呢？(請在您認為最必要的項目劃圈)

- a.生活規劃設計、家計管理 b.經濟、金融構造  
c.生活消費、金融消費糾紛的預防 d.職場教育  
e.其他( )

28. 目前有很多組織為了推廣金融知識而舉行研討會，致力於金融商品的說明。有參加過類似這樣的活動嗎？

- a.有 b.不知道有這樣的活動 c.沒有

問題 4 請問在學校的相關金融教育

29-1. 在學校(小學、國中、高中)上過的金融相關教育是  
a.有用處的 b.好像有受過相關教育、但已不記得了 c.幾乎沒有用處

請在 29-1 選擇 a 或 b 的人回答以下的問題。

29-2. 在學校上過的金融相關教育是  
a.有用處的 b.有一點用處 c.幾乎沒有用處

29-3. 是在以下的哪個科目下受的教育呢。(請將符合處全部劃圈)  
a.家政 b.公民 c.綜合活動的時間 d.其他( )

29-4. 是何時受的教育呢。(請將符合處全部畫圈)  
a.小學 b.國中 c.高中

4

自由記述欄 (請提出您的寶貴意見)

對目前的金融消費相關教育或金融資訊的期望與要求等等，內容不限。



♥非常非常感謝您的協助，謝謝♥



公益大學法人 横浜市立大学

<http://www.yokohama-cu>

6

## 关于金融教育的问卷调查

我们目前正在日本横滨市立大学进行以提高消费者生活品质为目的的金融教育的相关研究。此次的调查问卷是致力于横滨市立大学国际综合科学部的藤野次雄研究会的研究发表。借此问卷调查，我们希望能看清中国的消费者对于金融教育的认识与看法。

调查结果全部由统计的手法处理，仅仅用于学术研究。

金融教育是指「生活规划设计·家庭预算管理」「经济或金融的构造」「消费生活·金融纠纷的预防」「职业教育」之类的范围广泛的教育。通过这些教育，消费者能更深层的考虑自己的生活和社，从而养成更积极的态度来面对丰富多彩的生活和创造更美好的社会。

只需要 10 分钟左右就能完成的简单的问卷调查，感谢您的大力支持与帮助

横滨市立大学 藤野次雄研究室  
2013 年 9 月

1

首先，请填写您的个人资料 (\*请在所选处圈圈)

- (1) 性别 (a. 男 b. 女)  
 (2) 居住地 ( ) \*市为止即可  
 (3) 出身地 ( )  
 (4) 年龄 (a. 18~29 岁 b. 30~39 岁 c. 40~49 岁 d. 50~59 岁 e. 60 岁以上)  
 (5) 职业 (a. 上班族 b. 公务员 c. 个体户 d. 家庭主妇 e. 打工 f. 学生 g. 无业者 (包括退休) h. 其他 ( ))  
 (6) 最终学历 (包括在学中)  
 (a. 初中毕业 b. 高中毕业 c. 大学 (法律专业、经济专业、经营专业、商学专业) d. 大学 (c 以外的专业) e. 其他 ( ))  
 (7) 居住形态 (a. 宿舍 b. 和父母同居 c. 三代同堂 d. 其他)  
 (8) 最常使用的银行名称 (



问题 1 请针对以下提问，选一个最符合的答案

问题	是	不好说	否
(9) 您认为您具备关于金融、经济构造方面的相关知识	a	b	c
(10) 您认为您具备存款、储蓄方面的相关知识	a	b	c
(11) 您自行管理存款、储蓄	a	b	c
(12) 您认为您具备股票、债券等证券投资的相关知识	a	b	c
(13) 您想从事股票、债券等证券投资相关的投资	a	b	c
(14) 您曾经从事过股票、债券等证券投资相关的投资	a	b	c
(15) 您具备信用卡方面的相关知识	a	b	c
(16) 您有在使用信用卡	a	b	c
(17) 您曾经使用过分期付款的方式来偿还信用卡贷	a	b	c
(18) 您曾经有过还款期限一年以上的借贷	a	b	c

2

问题 2 请回答以下的知识或者资讯您是通过什么方式获得的。请从下列里选出一个您认为最接近的情报获得源的项目

问题	亲戚朋友	金融机构	学校	大众传媒 (新闻、报纸、网络等)	消费者保护机构	其他	没有特别渠道
(19) 金融、经济的构造	a	b	c	d	e	f	g
(20) 存款、储蓄	a	b	c	d	e	f	g
(21) 股票、债券等证券投资	a	b	c	d	e	f	g
(22) 信用卡	a	b	c	d	e	f	g
(23) 借款相关知识	a	b	c	d	e	f	g
(24) 金融纠纷相关知识 (例如消费者和金融业者的纠纷、登门贩卖、不实的贩卖手法等等)	a	b	c	d	e	f	g

问题 3. 请教您一些关于金融教育相关的问题  
请选一个您认为最合适的选项

(25) 请问您听说过金融教育这个名词吗  
(a. 有 b. 不好说 c. 没有)

(26) 关于「金融教育」这个名词，请从下列选出与您印象最接近的选项 (可以多选)  
 a. 很感兴趣  
 b. 是有学问的  
 c. 有难以理解的印象

3

- d. 教育内容很难想象  
 e. 股票、债券等投资的相关教育  
 f. 识破不实贩卖手法等与日常生活相关的教育  
 g. 对「金融教育」这个词并不陌生  
 h. 对「金融教育」这个名词不太熟悉  
 i. 其他 ( )

(27-1) 您认为金融教育很重要吗?  
( a 很重要 b 不太重要 c 一点也不重要)

(27-2) (27-1) 中选择 a 者，请回答一下问题  
您认为特别是在哪个方面是有必要的呢? (请在您认为最必要的选项上画圈)

- a 生活开支，家庭收支的管理和规划  
 b 经济，金融构造  
 c 生活消费，金融消费纠纷的预防  
 d 职场教育  
 e 其他 ( )

(28) 目前有很多关于金融知识的讲座，尤其是致力于金融产品的介绍，您参加过类似的活动吗?  
(a 有 b 不知道有这样的活动 c 没有)

问题 4 在学校的相关金融教育的问题

(29-1) 在学校 (小学，初中，高中) 接受过的有关金融相关的课程吗?  
(a 接受过 b 好像受到过相关教育，但是基本上不记得了 c 完全没接受过)

请在 29-1 选择 a 或 b 者回答以下问题

(29-2) 在学校接受到的金融课程是  
(a 很适用 b 有一点用处 c 基本上没用)

4



**(29-3) 是在以下哪一个科目接受到的呢?**

(a 社会实践课 b 政治课 c 班会 d 其他 ( ))

**(29-4) 是在以下哪个时期接受到的这种教育呢?**

(a 小学 b 初中 c 高中)

**(29-5) 在校期间，曾经受过以下哪一种金融教育呢?**

- a 关于如何规划个人消费支出的相关知识
- b 关于存款储蓄的知识
- c 经济，金融构造的相关基础知识
- d 关于银行卡，信用卡的使用及注意事项
- e 理解投资所伴随的风险，以及金融商品的种类与特性，并学会如何适当选择。
- f 关于金融消费纠纷的注意点 (例如消费者与金融业者的纠纷，登门贩卖，不实的贩卖等等)

**问题 5 关于在家庭中是否受到过金融教育的问题**

**(30-1) 请问在家庭中是否接受过与金融消费方面相关的教育?**

(a 接受过 b 接受过，但是没什么印象 c 没有接受过)

请在 (30-1) 中选 a 或 b 者回答以下问题

**(30-2) 您在家庭中收到过的与金融相关的教育是**

(a 有用 b 有一点用 c 完全没用)

**(30-3) 请问在您的家庭中，您曾经受到过什么样的家庭教育呢?**

- a 关于如何规划个人消费支出的相关知识
- b 关于存款储蓄的知识
- c 经济，金融构造的相关基础知识
- d 关于银行卡，信用卡的使用及注意事项
- e 理解投资所伴随的风险，以及金融商品的种类与特性，并学会如何适当选择。
- f 关于金融消费纠纷的注意点 (例如消费者与金融业者的纠纷，登门贩卖，不实的贩卖等等)

5

**最后请您提出宝贵意见**

(比如对于目前与金融消费相关教育或者金融资讯的期望与要求等等，内容不限)

**非常感谢您的支持与协助**



6

## 中小企業再生・経営改善での より効果的な支援機関の活用

—金融機関の取組み姿勢により支援機関の活用効果に差異—

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

藤津 勝一

(キーワード) 経営改善支援、中小企業再生支援協議会、中小企業支援ネットワーク、  
経営革新等支援機関、信用保証協会、中小企業金融円滑化法

(視 点)

信用金庫取引先の中小企業でも業況の改善が進んでいる。こうした中、政府の中小企業に対する政策は、資金繰り支援から環境変化に対応する事業支援・転廃業促進の方向に変化している。地域金融機関にも積極的なコンサルティング機能の発揮による経営改善・再生の支援が強く求められているが、中小企業金融円滑化法でも目指された中小企業の根本的課題の解決への動きは、必ずしも順調ではない。地域金融機関のみで、多数の中小企業の経営改善・再生の一連の支援を十分に行なうことには無理がある。このため、円滑化法終了に際しては政策パッケージで様々な支援機関を通じた支援策が用意された。ところが、必ずしもこれらが十分には利活用されていない。そこで、支援機関をより効果的に活用するためのポイントを、限られた数ではあるが信用金庫や支援関連機関などへのヒアリング結果も参考としながら探ってみた。

(要 旨)

- 景気に明るい兆しはみえるが、変化への対応が遅れる多くの中小企業の根本的な経営課題解決は、必ずしも順調に進展していない。金融機関は、支援目標と支援の実態を冷静に評価し、効果的な支援機関の利用も含めた支援体制の改善を具体的に考える必要がある。
- 信用金庫で利用可能性が高い支援機関には、中小企業再生支援協議会、中小企業支援ネットワーク、経営革新等支援機関がある。利用メリットには、金融機関間の調整役、支援関連の情報源、豊富な専門分野のノウハウ・知識の活用、中立的立場での対応などがある。
- 活用をすすめるポイントとして、先入観なく支援機関の内容を正しく認識する、地域の支援関係者間の相互理解・協力環境の醸成、などがあるが、特に、金融機関自らの取組み姿勢いかんが支援機関の効果的な活用や支援結果を大きく左右する。

## はじめに

2003年度の金融庁の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」から10年を越え、中小企業金融の円滑化に資する地域密着型金融強化の取組みは、信用金庫においても相当程度定着してきた。実際、バブル崩壊以降、企業を取り巻く経済社会の構造は大きく変貌し、対応を迫られている中小企業への支援は、ビジネスマッチングなどかなり盛んになっている。しかし、相対的に経営力に不足のある多くの中小企業では、十分な変化対応ができていない実態がある。このため、リーマン・ショックを契機として施行された中小企業金融円滑化法の13年3月終了に際しても、根本的な改善を目指す様々な支援策が政策パッケージとして打ち出された。幸い、アベノミクスの効果もあり、景気は回復の兆しがみえ、中小企業においても、従前より体制立直しや新たな飛躍に向けての積極的な攻勢にチャレンジしやすい状況が訪れようとしている。目先の課題ばかりに頭を悩ませ、抜本的な改善を目指す中長期的な展望の描けない中小企業は少なくない。外部環境の好転という変化を真のチャンスとすべく、こうした層の中小企業には、現状打破のためにふさわしい支援機関の力をより積極的に活用することを考えるべきである。地域金融機関にとっても、中小企業支援には必ずしも自前の経営資源だけで十分ではなく、外部支援機関が有効に活用され、貴重な地域資源である既存中小企業の活性化をよ

り効果的なものとする意義は大きい。

そこで、支援機関利用の必要性の明確化や意識向上のための支援の現状確認の必要性、支援機関の中でも利用可能性が高いと思われる①中小企業再生支援協議会（以下「支援協」という。）、②主に各都道府県の信用保証協会が事務局となっている中小企業支援ネットワーク（以下「支援ネットワーク」という。）、③経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）の3つについて、より効果的に活用するために留意すべき点を、信用金庫や支援関係機関へのヒアリングなどから探ってみた。

### 1. 中小企業経営改善での根本課題解決の必要性と多彩な支援策

#### (1) 環境変化対応が遅れる中小企業への支援強化の必要性

リーマン・ショック後、緊急的な措置として導入された中小企業金融円滑化法（以下「円滑化法」という。）が2013年3月末で終了した。この円滑化法で条件変更等の金融面での支援を受けた中小企業は30～40万先、このうち5～6万先は抜本的な改善・再生措置が必要といわれている。本来、円滑化法で金利減免や元本返済の猶予などの条件変更で対応する際の要件は、目先の課題を解決できれば先行き展開が見通せる先で、実現可能性が高く抜本的な経営改善計画（実抜計画）を提出・実行することであった。ところが、実際には経営改善計画の提出がなされていない、提出されていても内容は実抜計画とはいいが

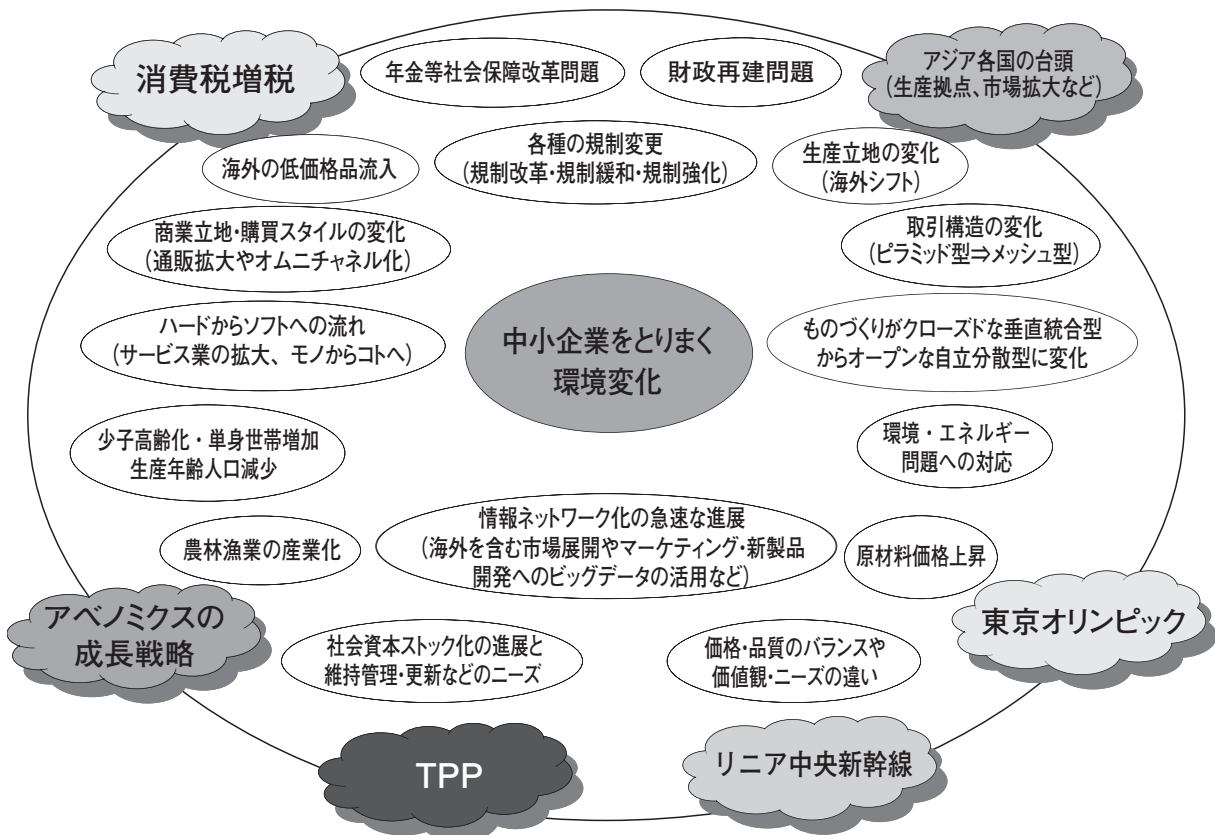
たい、といった先が数多く存在していた。つまり、資金面の支援をいくら行なっても、本来必要な根本治療には手がついていないケースが多い。

経営の前提条件である経済社会の構造は大きく変化しており、根本的な経営課題を抱える中小企業の存続発展には根本的な課題の解決への取組みは避けて通れない(図表1)。大きな構造的変化を乗り切るためには、中小企業の経営者それぞれが、経営に対する高い意欲と経営革新に取り組む覚悟をもち、実際に行動しなければならない。変化は積極的な経営者にとって大きなチャンスであるが、変

化を嫌い従来のパターンを続けるだけの経営者は、現状維持すら難しい状況を招来しかねない。

円滑化法終了後も金融機関は法の施行時とほぼ同様の対応を続けており、政策パッケージで様々な支援策も打ち出され、アベノミクスの効果で中小企業の景況も回復の兆しがある今こそ、中小企業は本格的な体質改善により再生・改善・再成長を目指し、信用金庫としても支援をより積極化して効果につなげる大きなチャンスの時であろう(注)1。

図表1 中小企業を取り巻く経営の前提条件の変化



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(注)1. 中小企業を取り巻く構造的変化と中小企業経営および信用金庫の支援のあり方については、信金中金月報2014年1月号 p62～p77を、信用金庫取引先中小企業の景況については、当研究所の中小企業景況レポートを参照

## (2) 支援力アップへのスタートは金融機関の支援の現状認識から

中小企業の経営改善・再生支援をより効果的なものとするためには、まず支援の実態を明確にしておく必要がある。すなわち、明確な目標の設定、具体的な支援体制と運営方法の構築、これらのために必要な経営資源の整備、着実な実行と結果検証などである。目標には取組み件数もあろうが、特に内容面での「中小企業の“根本課題”の解決」がポイントである。支援体制や取組み方法は、その目標に沿って整備・運営され、目標とする結果に結びついているか、問題点・課題は何かを具体的に確認しなければならない。現実には、目標レベルがややあいまいである、運営がスムーズに運ばない、結果が思わしくないなどの問題点や課題がみられるはずである。その解決は、金融機関単独でできない部分もかなりあるはずだ。そこに支援機関の有効活用を考える必要性がおのずと出てこよう。実際、窮境にある中小企業の根本的な課題解決への対応には、踏み込んだ支援を一定程度継続的に行なうことが求められ、かなりの手間ひまがかかるものである。しかも、支援を必要とする中小企業は多いとみられ、支援機関をより効果的に活用する意味は大きい。

### イ. 中小企業の実態に合わせた課題対応の必要性と支援体制の確認

経営改善が軽度で済む場合には、当面の条件変更などによる資金繰り支援、補助金活用の支援、ビジネスマッチングなどは経営支援のツールとして効果を発揮し、信用金庫でも

熱心に取り組んでいる。中小企業経営者も、これらの支援について評価をしており、金融機関にとっても取引先中小企業の経営内容良化とともに、PR効果なども期待されるものである。ただし、本稿テーマの対象となる中程度以上の症状の中小企業の場合には、対象先の経営基盤を本質的に強化する中長期的戦略があり、その戦略達成のための戦術のステップを進めるためのツールとしての利用でなければ、これらの効果は一時的にとどまる可能性が大きい。もちろん、応急措置としての効果も決して否定するものではないが、経営の傷みが中程度以上の場合の対応では、企業経営の継続・発展を目指す構造変化への戦略的対応策の策定と実行が、本来は先決である。

リレバン以降の一連の中小企業金融円滑化の流れやアベノミクスの成長戦略などが目的とするのは構造改革であることはいうまでもない。中小企業はもちろん、金融機関側も、経営の前提条件の変化という根本的な問題への対応は不可欠であり、支援効果向上には、支援機関の利用も含めて、常に支援体制の実態を、目標レベルと対比しつつ冷静に確認し、改善につなげることが肝要である。

### ロ. 多数の要支援中小企業の存在とその実態の的確な認識の必要性

支援対象企業の症状を程度により3種類に分け、30～40万先といわれる円滑化法対応企業における悪化程度の割合別を示したのが図表2である。すなわち、①ビジネスマッチングなど軽度な改善策で済む割合は10%、②条件変更や場合によってはDDSなどの手法も利用しつ

図表2 中小企業金融円滑化法対応企業の状態別分類と企業数割合

	悪化の程度	対応企業数に占める割合		企業の具体的な状況
①	傷が軽度な事業者	10%		・補助金獲得やビジネスマッチングなど軽度な改善施策程度で済む場合
②	事業再生や業種転換など対応が必要な事業者	80%	10%	・中程度の痛み具合だが、再生ステージにある
			70%	・再生ステージと事業継続困難な状態の中間に位置し即座には事業継続性の判断ができない
③	明らかに事業継続が困難な企業が中心	10%		・深刻の度合いが深く、廃業などのための支援が必要
合計		100%		—

(備考) 1. 藤原敬三『実践的中小企業再生論』金融財政事情研究会(2013)などより信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成  
2. 数字は30~40万社といわれる円滑化法対応企業に占めるそれぞれの分類に位置する企業の割合

つ再生・業種転換などが必要なものが80%、③すでに深刻な状況で廃業などのための支援が必要なレベルが10%と、中程度以上の傷み具合の中小企業が90%とほとんどである。円滑化法対応企業では大半が再生ステージという認識で、課題対応の方向性を明らかにし、対応策を策定し実行する必要があることになる。厳しい見方ではあるが、改善の必要性を中小企業経営者と金融機関の双方が認識しなければ、支援へのスタートラインにつけず、支援機関の利用にもつながりにくい。なお、支援が必要な中小企業は、円滑化法対応先以外でもかなりあると推察される。

ところで、中小企業は、経営の実態や持続可能性を的確に判断するのに十分な材料が収集しづらいことから、地域密着型金融機関には、長年の取引関係の中での計画的・体系的な情報蓄積に基づく状況判断が期待されている。しかしながら、この実態把握における情報収集が、実効の上がる経営改善支援・再生という観点からは残念ながら必ずしも十分ではない、という指摘が金融機関自身を含む支

援関係者から聞かれた。経営改善・再生には、融資管理という側面だけでなく、企業経営全般からの実態把握が求められるためである。より広範で詳細な情報収集が必要であるため、個々の金融機関は、把握している情報の内容を確認してみる必要があるだろう。おそらく、経営改善・再生のためには、内容の見直しや内部経営資源での限界などから、支援機関をより活用する仕組みを考える必要性などが浮上してこよう。支援機関利用の必要性の認識が明確となれば、支援機関の活用はより能動的なものになるだろう。

実際、支援機関の利活用の取組みについて、試行錯誤しながらも積極的に活用して効果をあげている金融機関がある反面、周囲の状況をみながら検討はしている、というレベルにとどまっている場合もある。違いは、手間やコストがかからず利用できそうな支援策が提示されれば使うという待ちの姿勢なのか、再生・改善の目的意識が強くどうすれば効果的に活用できるかという攻めの姿勢なのかにある。

図表3 金融機関が支援のために組織内容で確認すべきこと

①	支援の人的資源の質と量
②	モノ・カネなど人的資源以外の投入可能資源
③	支援のための組織立て・位置づけ
④	支援担当部署と本部内他部署および営業店との連携体制
⑤	担当部署のみならず組織全体としての経営改善・再生支援への十分な理解

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

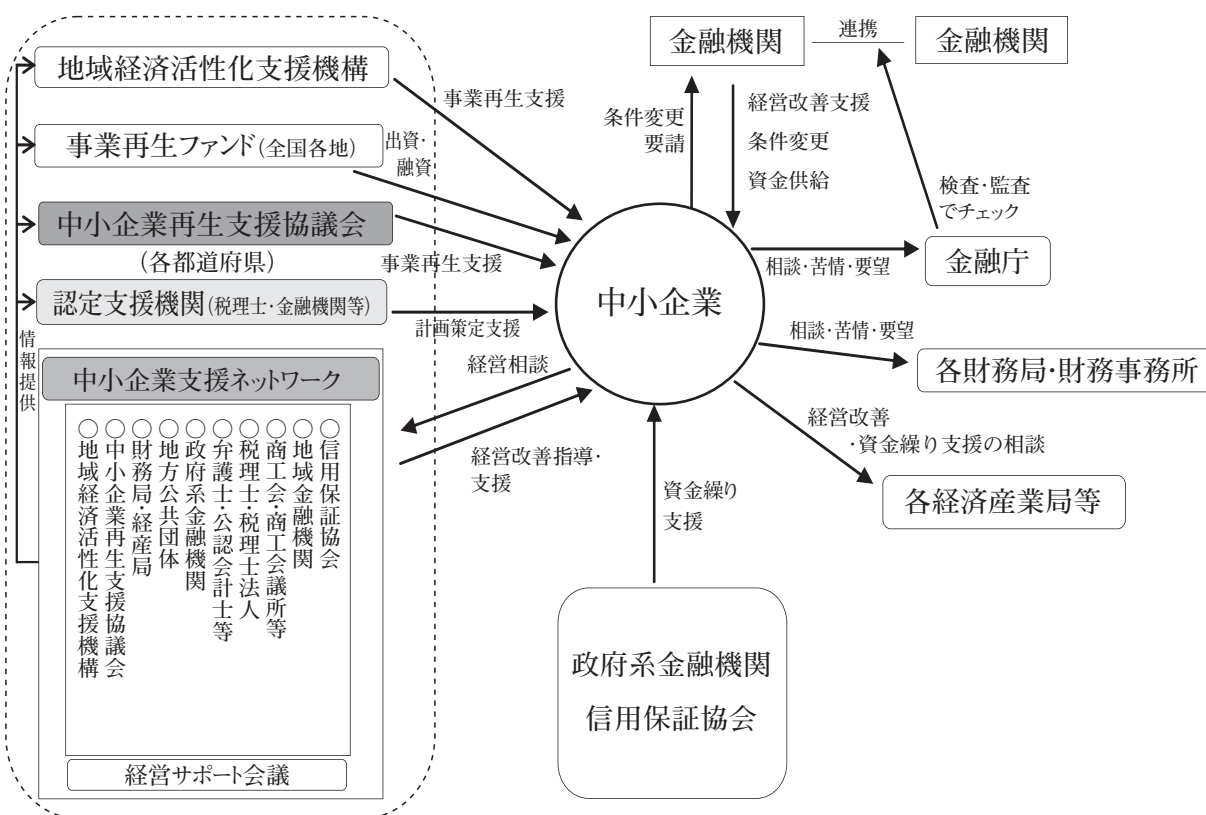
このように、支援の現状を再確認することが、支援効果の向上に必要なことをあぶり出そう。やや具体的に支援体制や効果確認に必要な点をみたのが図表3である。これらを明確にすることで、前述の中小企業に関する情報収集体制の問題はもちろん、支援のために

不足する経営資源などが明らかとなってくるはずである。

### (3) 中小企業金融円滑化法終了後の多彩な支援策

円滑化法は一定の成果を上げたが、中小企

図表4 中小企業の再生・経営改善を支援する行政機関、専門機関



(備考) 1. 金融庁『中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

2. 左側の点線内の網掛けは、信用金庫からみて利用可能性の高い3つの外部支援機関

3. 中小企業支援ネットワークの事務局は主に各地の信用保証協会、他に地方公共団体や支援協の場合もある。

業の構造変化への対応という最も重要な部分では課題が残ったのも事実である。こうした中で、円滑化法終了後の中小企業の根本問題解決を目指す支援体制として、実際に改善計画の策定からモニタリングまで事業面を支援する様々な策が、政策パッケージとして打ち出された(図表4)。すなわち、①支援協における職員増員や、簡易スキーム、暫定リスケなど新たな取組み方法の導入、②各都道府県の信用保証協会が主に事務局(一部は支援協が事務局)となっている支援ネットワーク・経営サポート会議による地域内情報共有や個別案件での関係者間の調整、③認定支援機関(認定された税理士、会計士、弁護士、中小企業診断士、コンサルタント、金融機関等)による経営改善・再生計画策定支援・モニタリングなどがある。このほかにも、④地域経済活性化支援機構や、⑤事業再生ファンドなどによる出資・資金支援や再生支援、⑥政府系金融機関によるセーフティーネット貸付で

の金利優遇、⑦信用保証協会の借換保証での保証料優遇など、多彩である。

これらのうち、信用金庫では、これまでの利用実績や取引先に小規模事業者が多いことなどを考えると、①支援協、②支援ネットワーク・経営サポート会議、③認定支援機関の3つが、利用の可能性が高いと考えられる。支援を必要とする多くの中小企業があり、金融機関だけの努力ではおのずと限界もある中では、支援機関の適切な活用が、より効果的な支援の手段となるはずである。

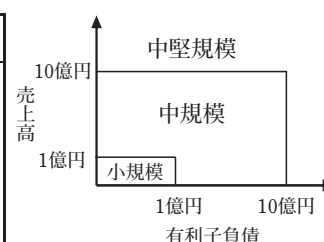
そこで、次章以降では、これら3つの支援機関の概要と、信用金庫がこれらの力を借りて支援の実効性を向上させていくために、どのようなところがポイントとなるのかについて、ヒアリングの結果などからみていく。

## 2. 信用金庫の利用可能性が高い3つの支援機関

支援協は、信用金庫でこれまで利用した経

図表5 支援協、認定支援機関、支援ネットワークの支援対象等

支援機関	設置主体	支援対象としての目安
中小企業再生支援協議会	主に商工会議所、ほかに県中小企業支援センター等	特に線引きはないが売上等がある一定規模以上の企業等が中心(例:年商1億円以上、従業員20人以上など、いわゆる中規模から中堅規模)
経営革新等支援機関(認定支援機関)	認定を受けた税理士を中心に会計士、弁護士、中小企業診断士、金融機関・商工会議所等	特に線引きはないが小規模から中規模の半ばの事業者等が中心
中小企業支援ネットワーク(経営サポート会議等)	事務局は主に信用保証協会等	主に小規模・中規模が中心で、再生の方向性や連携を確認(支援協扱いになる場合もある)



(備考) 各種資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成



験が比較的多い支援機関であり、しかも、一部の支援協には信用金庫の現役職員が出向したり、元職員が在籍しているケースもある。支援ネットワークの多くで事務局を務めるのは信用保証協会であり、やはり信用金庫や中小企業にはおなじみの機関である。認定支援機関も、その8割近くが税理士であり地元で従来からかかわりのあるケースもあろう。

支援協、支援ネットワーク、認定支援機関の3機関が対象とする中小企業はおおよそ**図表5**のように整理される。支援協は信用金庫にとってはやや規模が大きめの先、認定支援機関や支援ネットワークは小規模の先も含むことになる。ただ、最近では後述のとおり、支援協でも比較的小規模の企業の扱いが増加している。

これら3機関の他にも、事業再生ファンドや地域経済活性化支援機構などもあるが、小規模企業が取引先の中心である信用金庫では、相対的に関わりは少なくなる。

### (1) 中小企業再生支援協議会…実績と調整力で信用金庫に最も身近な存在

#### イ. コミュニケーションで信頼関係を醸成

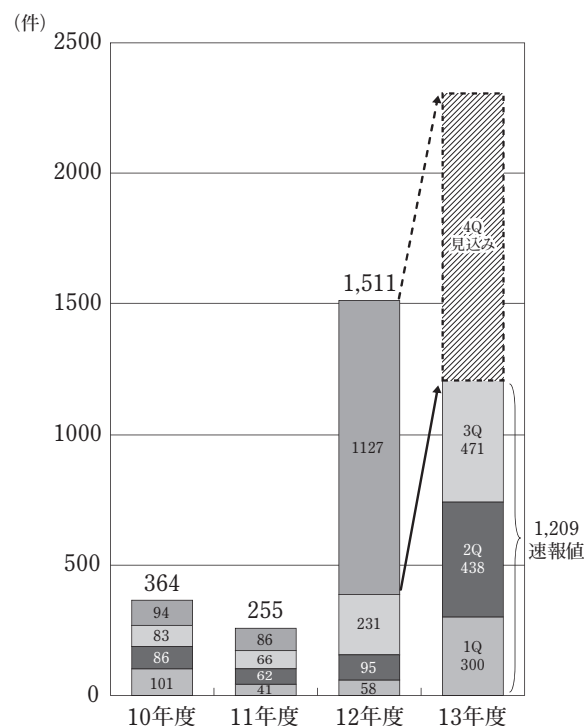
従前からの情報や、本稿のための10信用金庫へのヒアリング結果などからすると、信用金庫が中小企業の経営改善・再生において利用する支援機関として、最も身近に感じているのが支援協である。

信用金庫が支援協に対して比較的信頼感を持ち、協力関係があると感じているのは、これまでの利用実績などから馴染みのある機

関、ということがあろう。中立の立場を堅持しつつ関係者それぞれの状況に配慮し、改善・再生施策の策定・関係機関間の調整などで合理性・納得性が確保されやすく、案件が相対的にスムーズに進む、ということがあるものと推察される。

加えて、政策パッケージの導入により年間3,000件という再生計画策定件数の目標が設定され、職員数が1割増員となり、1次対応前の事前相談段階において案件化に関するだけでなく、案件内容に応じた対処方法や必要な分野に詳しい専門家についての情報提供など様々なアドバイスが得られるようになった。また、暫定リスケといったより柔軟な対応方法も導入された。その結果が、**図表6**に

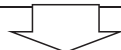
**図表6 支援協の再生計画策定実績四半期別推移**



(備考) 中小企業再生支援全国本部資料より信金中央金庫地域・中小企業研究所作成

図表7 金融機関から相対的に評価の高い支援協の特徴

①	普段から積極的に金融機関の関係者とのコミュニケーションを行なっている。
②	コミュニケーションの対象は金融機関の経営層から現場まで及んでいる。
③	金融機関など関係者それぞれのスタンスの違いへの理解・配慮がある。
④	案件化の如何にかかわらず様々な相談などに応じている。



結果として案件化の適否、改善の方向性や施策内容の決定、金融調整、中小企業経営者の理解などが相対的にスムーズに進みやすい。

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表8 最近の支援協の再生計画策定完了企業の金融手法別の割合

(単位：%)

	12年度				13年度		
	4-6月期	7-9月期	10-12月期	1-3月期	4-6月期	7-9月期	10-12月期
リスケジュール	86	77	93	95	97	97	94
債権放棄の実施	10	13	5	2	2	2	3
直接放棄	0	3	1	0	0	0	1
譲渡・分割による第二会社方式	10	9	4	2	2	2	2
借入金の株式化 (DES)	2	0	0	0	0	1	0
借入金の資本金劣後ローン (DDS)	0	5	8	4	1	5	2
支援協版資本金借入金	2	5	6	3	6	2	1

(備考) 1. 支援協全国本部四半期活動情報より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成  
2. 複数の手法を実施している案件が含まれる

みられるように再生計画策定数の大幅な増加という結果に結びついているようだ。

実際に、支援協と金融機関の関係性が良好と思われる地域では、支援協が金融機関の業態に関係なくコミュニケーションを普段から積極的に行い、相互の信頼関係を構築し、意思の疎通がスムーズで物事をすすめやすい環境を醸成している (図表7)。

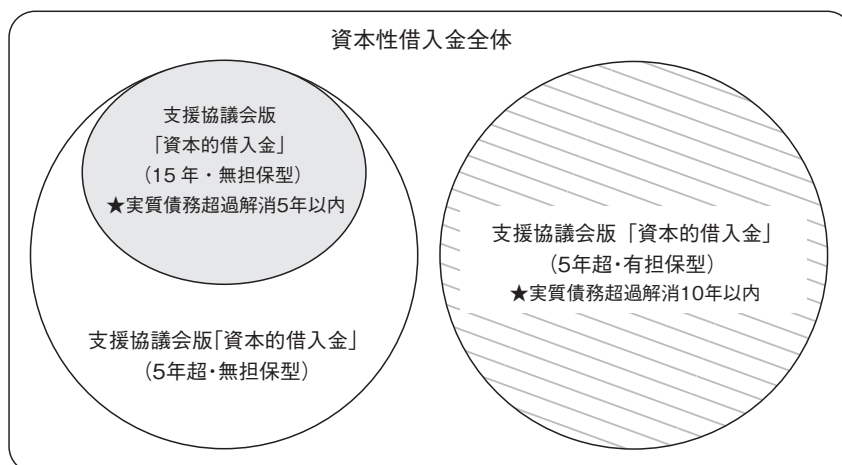
また、中小企業経営者の改善・再生への取り組み意欲の向上・説得という重要な役割でも、支援協が積極的な関与を行なっているようである。

口. リスケジュール中心で小規模案件が増加

かつては、支援協では小規模な案件はほとんど取り上げてもらえない、案件となっても第二会社方式などでの債権放棄やDDSなどのドラスチックな方法ばかりを十分な納得性がないままに提案される、対応までに時間がかかる、などの声も聞かれたが、実際には以下のような対応が行なわれている。

すなわち、再生手法については、図表8のとおり最近はリスケジュールが95%程度となっており、債権放棄 (第二会社方式を含む) などは少ない。また、小規模企業で多い

図表9 中小企業向け支援協版資本性借入金



(備考) 支援協資料などより信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

と推察される政策パッケージで導入された暫定リスクによる再生計画策定完了件数は、12年度が全体の完了件数1,511件のうち379件（構成比25%）、13年度は第3四半期までで1,209件中506件（同42%）とかなり多くなっている。実際にはこうした取組み状況だが、債権放棄などドラスチックな手法が中心であるなど、金融機関によっては従前と同様のイメージでとらえられている部分もあるのではないだろうか。

なお、図表8の「支援協版資本的借入金」とは、①償還5年超、②事務コスト相当の金利設定も可能、③担保解除は必ずしも必要としない、という資本性借入金の要件を充足し、支援協の再生計画における金融手法として活用されるもので、3種類ある（図表9）。

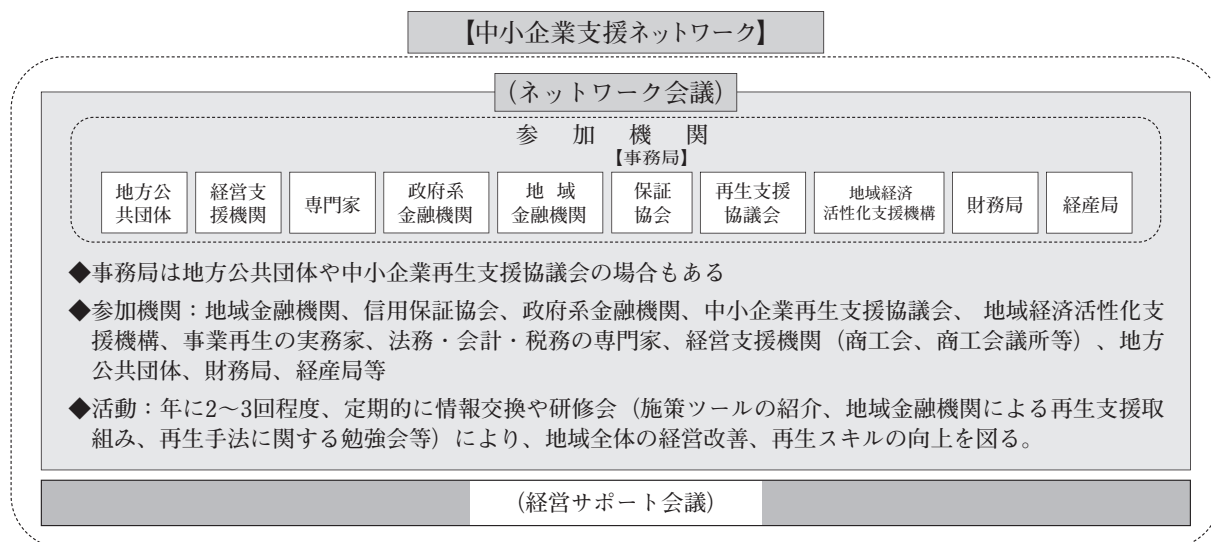
また、信金中金月報2014年2月号（p55～p64）『中小企業経営改善支援における支援機関の有効な活用に向けて』でも触れたが、再生計画策定件数の増加とともに取組み対象企業規模においての変化も見逃せない。すな

わち、12年度の計画策定完了実績で年商1億円以下の案件の割合が14.2%とそれまでの3%程度から大幅に増加し、従業員規模別でも20人以下の割合が20%台から47.2%へ急増と、信用金庫の主要顧客層の規模での支援が積極化している実態がある。

## (2) 中小企業支援ネットワーク…地域関係者連携の有力な手段として機能

政策パッケージの支援ネットワーク・経営サポート会議の事務局の多くは、信用保証協会が事務局を担っている（図表10）。もともと、信用保証協会では経営支援や創業支援などに取り組んでおり、円滑化法終了に対応する一連の策の一つとして、支援ネットワークで地元支援機関の幅広い連携・情報交換が期待されているものである。支援協の対象が中小企業の中でも主に中規模以上であるのに対して、支援ネットワーク事業の個別案件に対応する経営サポート会議では小規模企業も含むものとなっている。

図表10 中小企業支援ネットワーク



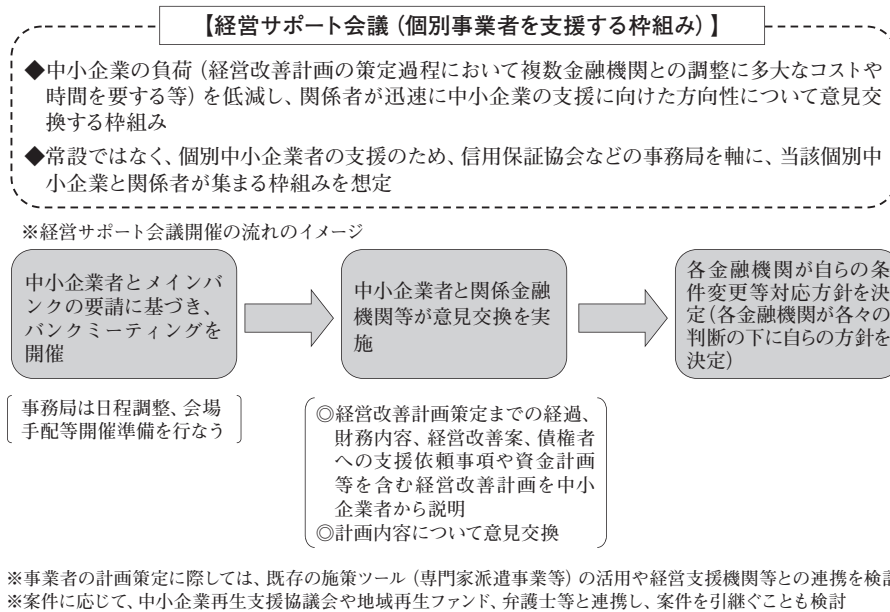
(備考) 金融庁HP『中小企業支援ネットワークの構築について』(2012年12月14日) などより信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

この支援ネットワーク事業のモデルとなった信用保証協会では、県内中小企業の再生支援に取り組むために、2010年6月に県内金融機関や中小企業再生支援協議会、(株)商工組合中央金庫、(株)日本政策金融公庫など関係機関を集め任意組織「中小企業再生支援連携会議」を発足させた。2011年には県の税理士会連合会や中小企業診断士協会、弁護士会も参加したほか、現在は(株)地域経済活性化支援機構も会員となっている。また、経済産業局、財務局、県、市が当初からアドバイザーとなっている。こうした関係機関の連携の取組みが機能するためには、事務局のリーダーシップや、メンバー相互の協力に対する意識などが大きく関係する。この点、同県の信用保証協会の中小企業支援への取組み姿勢は極めて積極的である。さらに、①地元金融機関が比較的少なく競合はあるが普段から相互の交流などで比較的まとまりやすかったこと、

②支援ネットワーク・サポート会議の規定はあるがその内容はあまり細部に入り込みすぎず参加しやすい柔軟性をもたせた運営を可能としていること、なども成功要因に挙げている。地元関係機関間での従来からのコミュニケーションと、そこで構築された相互の理解・信頼関係、中小企業再生への取組み意欲などが、スムーズな支援の実施に結びついている。支援協など他の支援機関の取組みにおいても、金融機関や専門家など様々な関係者間のコミュニケーションによる相互理解・信頼関係が、効果的な支援の遂行でも重要なポイントであるとの指摘は共通している。

この信用保証協会では、近隣の県の保証協会とも連携しつつ、信用保証協会の役割としてやはり従前から取り組んでいる創業支援の強化も含め、あらゆるライフステージの中小企業支援をより積極化する方向であり、活動内容・地域の広がりを見せつつある。

図表11 経営サポート会議



（備考）金融庁HP『中小企業支援ネットワークの構築について』（2012年12月14日）より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

支援ネットワーク機能の中にある個別案件への対応を行なう経営サポート会議は、債務者が関係金融機関等を個々に回り改善・再生計画を説明し、合意を得るのではなく、ワンストップで支援の方向性・内容の調整を合理的・効率的に行なう場である（図表11）。

地元支援関係者が集まる課題解決ツールの一つで、支援協と同様に調整機能が期待される。

上記のモデルとなった県の状況からは、特に順調に機能するまでの事務局の強力なリーダーシップが重要と考えられる。それがメンバーの支援関係各機関それぞれが前向きに中小企業経営の根本的な課題解決に向けて相互に協力する姿勢につながっている。

（3）認定支援機関…費用補助などにもかかわらず現状は利用が伸び悩み

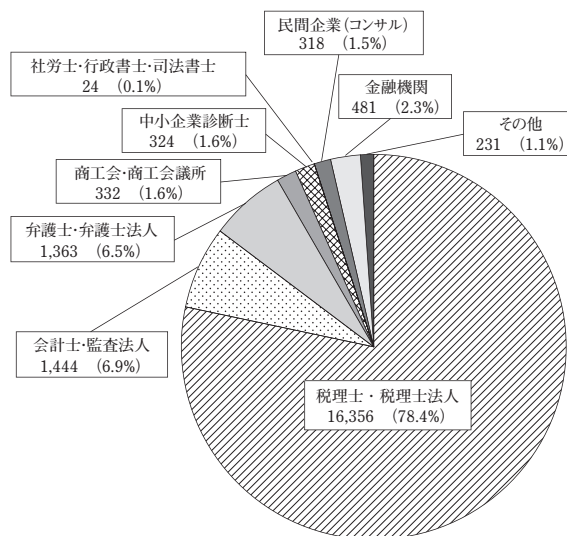
イ. 多数の専門家が認定され費用補助も充実

14年2月24日現在、全国の認定支援機関は2万873<sup>(注)2</sup>にのぼり、税理士が約8割を占めている（図表12）。この専門家として認定を受けた支援機関を利用した経営改善計画策定およびモニタリングの費用については、支援協内の「経営改善支援センター」に申告し、承認を得ることで、国から費用の3分の2の補助が受けられる制度がある。補助金は、企業規模により異なるが、中堅規模の場合では、費用総額300万円以下のうち3分の2の200万円が上限で、ある（図表13）。

補助金事業の利用申請受付期間は、13年12月の見直しで、当初の14年3月末から15年

(注)2. 認定支援機関数は、認定を受けた数を累計したもので、認定後の機関間の合併や廃業などでの調整は行なわれていない。たとえば、発表日時点で認定支援機関となっている信用金庫は265であるが、発表資料では合併が考慮されていないため268と差異がある。

図表12 認定支援機関種類別の累計認定件数（合計20,873機関）



(備考) 1. 近畿経済産業局 認定支援機関の内訳件数（2014年2月24日）より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成  
 2. 件数は認定件数の累計で、認定後の機関同士の合併や廃業などによる機関数減少はカウントされていない。

図表13 企業規模等に応じた経営改善計画策定支援費用総額に関する原則的な考え方

区分	規 模	費用負担対象となる 計画策定費用総額 (モニタリング費用を含む)
小規模	売上高1億円未満かつ 有利子負債1億円未満	100万円以下 (うちモニタリング費用は総額の1/2以下)
中規模	売上高10億円未満かつ 有利子負債1億円～10億円（小規模除く）	200万円以下 (うちモニタリング費用は総額の1/2以下)
中堅規模	売上高10億円以上または有利子負債10億円以上	300万円以下 (うちモニタリング費用は総額の1/2以下)

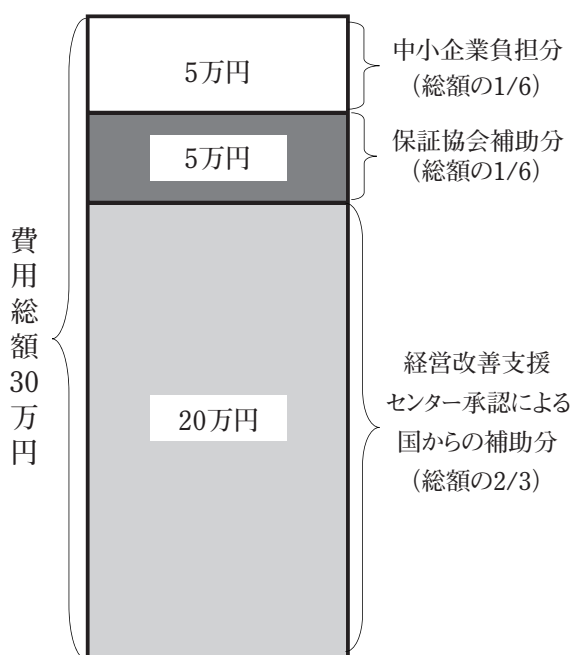
(備考) 中小企業庁『経営改善計画策定支援事業に係る留意事項』（2013年7月10日）より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表14 認定支援機関の経営改善計画策定およびモニタリング支援費用補助期間

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
経営改善計画策定および モニタリング費用補助の 利用申請受付期間	➔				
経営改善計画および モニタリングの実施期間	➔				

(備考) 1. 中小企業庁HPなどより信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成  
 2. 認定支援機関の支援により策定した経営改善計画での策定・モニタリング費用補助の申請は、関係金融機関・信用保証協会すべての同意と、認定支援機関が原則3年間のモニタリングを行なうことが要件

図表15 補助金利用による費用負担例



(備考) 1. 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成  
2. 網掛け部分が補助金による負担

3月末に延長となった。これにともない、承認された経営改善計画実施時のモニタリングも3年間の実施となっているため、期限は1年後ろにズレ、18年3月末までとなった(図表14)。なお、この制度は中小企業庁の「ミラサポ」専門家派遣補助事業<sup>(注)3</sup>との併用が可能である。

さらに、信用保証協会によっては前述の3分の2の補助金の残りの自己負担分を補助する制度もある(信用保証協会の保証利用や経営力強化保証制度を利用予定の中小企業者が対象で、信用保証協会により制度・上限金額は異なる)。

実際に、信用金庫取引先の補助金利用時の自己負担は、5~10万円程度が多いようであ

る。仮に、支援協の経営改善支援センターの補助で3分の2、残り3分の1の半分を信用保証協会の補助でまかない、費用総額が30万円の場合、自己負担は5万円で済むこととなる(図表15)。再生や改善が必要な厳しい状況にある中小企業でも、負担を相当程度抑制し、利用しやすいような配慮がなされている。

#### ロ. 利用が伸び悩む認定支援機関の利用

認定支援機関の主な対象企業は、支援協の従来型の本格再生案件や、メイン金融機関が支援協に持ち込む簡易版(暫定リスクを含む)の対象より小規模な先(年商1億円以下、従業員20人以下、信用保証協会の利用が中心の先)である。円滑化法利用企業30~40万先のうち、支援が必要といわれる5~6万先の中でも、特に小規模な事業者2万先を想定している。実際にはこの円滑化法利用企業以外にも支援が必要な小規模事業者は存在し、本来支援が必要な数は1桁多いのではないかという支援機関幹部もいる。

多くの対象となる中小企業が存在し、しかも認定支援機関となっている税理士など地元の身近な専門家の支援が受けられ、支援を得て策定した再生・改善計画を支援協内の経営改善支援センターに申請して内容が認められれば、策定・モニタリング費用総額の3分の2が国の補助金でまかなわれるため、利用が相当程度進んでいてもよさそうである。ところが、実際の利用実績はこれまでに2,000件程度といわれている。中小企業の立場から利

(注)3. 中小企業庁の「中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイト」、通称「ミラサポ」の専門家派遣補助事業では中小企業への専門家の派遣において1回3万円で3回、合計9万円を補助し、中小企業の負担はない。

図表16 中小企業の立場から認定支援機関の利用が進みにくい理由

①	中小企業に利用を提案する機会が多いと思われる金融機関の内部で、認定支援機関についての十分な情報・理解が浸透していない。
②	中小企業が積極的に情報を取りに行かない限り、認定支援機関の情報が伝わることはあまりない可能性がある。
③	改善の必要性や支援機関の認識はあっても経営計画策定が未経験の中小企業は、利用を逡巡している可能性がある。
④	費用負担が重いという認識がある（補助金の情報が伝わっていないためそう思っている場合も含め）。
⑤	長期にわたる窮境から、中小企業経営者の意欲そのものがかなり低下している。
⑥	中小企業経営者に経営改善の必要性の認識がなく、状況が行き着くところまで行かないと、外部から支援を仰いで経営改善や再生、増してや廃業などに踏み込もうとはしない場合が多い。
⑦	中小企業経営者に、費用や手間隙をかけて認定支援機関を利用してまで経営改善するメリットが明確にわからない。

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

用につながりにくい要因としては、図表16のようなものが考えられる。大きくは、認定支援機関の利用に関する情報が必要とする中小企業に広くしかも正しく伝わっているか、また、再生・改善の主役である中小企業経営者に取組みへの意識・意欲があるか、という二つの問題である。

信用金庫の取引先中小企業の多くは、企業規模からすると認定支援機関の主なターゲット層と合致し、しかも実際に支援を必要とする企業は相当に多いはずである。各信用金庫はこれまで、自らの経営資源に限りがある中で支援効果の向上を目指し、かなりの努力をし、その対応はリレバン前と隔世の感がある。しかし、金融庁からはさらなるコンサルティング機能の発揮を求められている。次章で述べるとおり、金融機関から指摘される認定支援機関の専門家の対応力不足の問題ももちろんあるが、認定支援機関やミラサポ制度の利用について積極的に工夫し対応すること

で、実際に効果的に認定支援機関の専門家の利用実績を伸ばしている信用金庫もある。取組み方しだいで、信用金庫において認定支援機関の効果的な活用を増やせる可能性は十分にあると推察される。

### 3. より効果的な中小企業支援のための支援機関の利用

#### (1) 支援機関利用のメリット

支援機関の活用メリットには、イ. 金融機関調整機能、ロ. 第三者の立場として中小企業経営者の改善への取組みへの理解促進や意欲向上が図りやすい、ハ. 実践を通じた支援関連の重要な情報源である、などがある。

#### イ. 金融機関調整機能の活用

金融機関が重視するポイントの一つは、金融機関調整の機能である。この点は、全ての信用金庫で共通に聞かれた。支援協の場合、地元地方銀行出身の統括責任者（プロジェクトマネジャー：以下「プロマネ」という。）



や、金融機関から出向もしくは元金融機関職員の統括責任者補佐（サブマネージャー:以下「サブマネ」という。）がいることがプラスに働いている面がある。ちなみに、支援協職員の約7割が現役もしくは元金融機関の職員とのことである。つまり、プロマネやサブマネが金融機関の考え方や融資の現場の事情を理解し、金融機関調整での重要なポイントを押さえたうえで具体的な対応が進められる、ということである。この金融機関調整については、やはり事情に通じた信用保証協会が主に事務局を務める支援ネットワークの経営サポート会議でのバンクミーティングの機能も、金融機関としては比較的に使いやすいものと考えられる。この点では、認定支援機関の専門家より支援協や支援ネットワークの経営サポート会議が相対的に優れている場合が多いようである。もちろん、専門家は支援協や経営サポート会議においても計画策定やモニタリングなどで関わってくるが、この際には金融機関の考え方や調整の事情をよく理解した専門家の活用や、事情に明るい支援協や信用保証協会のサポート機能が発揮されているようである。

#### 口. 組みの主役たる中小企業経営者の理解促進・意欲向上への寄与

中小企業経営者の再生・改善への取り組みに対する理解や意欲の向上のための積極的な関与も、支援機関のメリットである。経営改善・再生の主役はあくまで中小企業経営者であり、その理解や意欲なしに支援の効果は期待できない。ところが、一般的に改善・再生

への取り組みの説得や意欲の向上などについて、中小企業経営者は債権者である金融機関からの申入れには心理的に抵抗感をもちやすい。

そうした際に、信用金庫の対応でよくみられるのが、支店長経験者など営業のベテランを説得役に起用する、というパターンである。確かに、一筋縄ではいかない中小企業経営者に対して、老練な職員の力は一定の効果を発揮しよう。しかし、金融機関と中小企業経営者の間の信頼関係は、金融機関側が考えている程には密接でないケースもあることには注意が必要である。中小企業経営者の相談相手の多くは税理士で、金融機関はわずかにとどまるのは、こうした関係性の表れでもあろう。

債権者・債務者という関係性の問題以外にも、支援機関には改善・再生の豊富な実務的知識・経験を含めた総合的な説明力・説得力がある。再生・改善の経験を積み上げ中小企業・金融機関双方への対応の改善も図ってきた支援協や、様々な中小企業経営者を金融機関とは別の立場でみてきた信用保証協会、あるいはそれぞれの専門分野の知識で中小企業の課題に関わってきた税理士などの専門家の力を借りるメリットは、十分にあると考えられる。金融機関は、状況に応じてより効果の見込める支援機関の選択・利用を積極的に考えていくべきであろう。この点での利用に関しては、地域などにより差があるようだ。これは、支援協や信用保証協会のリーダーシップの強さ、金融機関側の意欲の双方が影響していると推察される。

## ハ. 支援機関は重要な情報源

信用金庫から共通して強い指摘のあった点として、地元で役に立つ専門家についての情報が少ない、あるいは、身近に活用できる有能な専門家がいない、有能な専門家は把握しているが人数が少なく依頼が集中し利用しづらいなど、認定支援機関の専門家に対するものがある。

これに対しては、一つの対応策として、支援協などを情報源として活用することが有効と考えられる。支援協はこれまでの案件への取組みで、再生・改善計画策定、関係者間の調整からモニタリングまで含め、現実起こった様々な事象への対応を通じて専門家の利用について豊富な実績・経験を積み重ね、情報・ノウハウを有している。現在でも、協力関係を結べる十分なレベルの専門家人材のネットワークのさらなる強化を目指し、情報収集や関係構築を進めるなど、積極的な努力が続けられているようだ。また、地元の専門家のレベルアップのために、意欲ある若手専門家などに経験豊富で十分な力量のベテラン専門家とコンビを組む機会を積極的に提供している支援協もある。金融機関にとって、実践に基づく専門家の情報を蓄積してきた支援協とのコミュニケーションを密にするメリットは大いにある。実際に、金融機関が必要に応じて専門家について支援協の情報を利用しているケースもある。

信用保証協会も、経営サポート会議案件での個別企業対応などにおいて、地元専門家の利活用のため、個別に有能とみられる専門家

の情報収集・利用をすすめている。また、税理士協会や中小企業診断士協会などと提携しているケースもある。ただしその際には、一定以上の内容が確保されるよう信用保証協会が対応状況・内容をチェックし、問題があれば提携協会に改善を申し入れることが重要としている。いうまでもなく、改善・再生計画の内容や金融機関調整などで問題が起きないように配慮してのことである（信用金庫でもこうした提携関係を結んでいるケースはよくあるが、品質チェックがきちんとできているかどうかは重要なポイント）。信用保証協会も、支援ネットワーク・経営サポート会議などで様々な情報交換・収集、あるいは専門家を活用しての案件への取り組み事例も蓄積されており、コミュニケーションを密にしておくメリットはある。

現状はあまり利用がすすんでいない認定支援機関についても、税・会計・法律など専門分野にかかわることとなれば、それぞれの専門家のもつ情報は不可欠である。

### (2) 利用増加の支援協だが金融機関の一部には理解不足

支援機関の中で、信用金庫では支援協を最も身近な支援機関と感じている。これは、前述のとおり、金融機関調整や中小企業経営者への取組みへの説得力、1次対応前の事前相談も含めて専門家利用や案件対応での方向性などについての有益な情報・アドバイスなど、具体的なメリットがあるからといえよう。支援協の10年を超える実績から様々な経

験の積上げ、組織としての取組み方の改善、個々のメンバーのノウハウの蓄積での対応力向上などの賜物であろう。図表6でみた計画策定終了実績の推移からみても、支援協の利用はさらに増加していくものとみられる。

しかし、一部には「対応が画一的で利用しづらい」といったかつていられていたようなイメージや、「信用金庫取引先の企業規模では支援協での案件化や相談を持ち込むものはあまりない」、といった認識も若干だが残っているように思われる。すなわち、先入観からか、支援協の実態についての情報収集や相互のコミュニケーションが十分には取れておらず、一定の利用はするが事前相談レベルも含め積極的な利用にまで踏み出すにはいたっていない、という状況である。

実際には、支援協の取組み対象では比較的小規模な企業が増加し、再生・改善方法もリスケジュールといった信用金庫からすると受け入れやすい対応が太宗を占め、事前相談も含めて有効な情報提供やアドバイスも期待されるのは前に述べたとおりである。もちろん、支援協側のさらなるアピールも必要であろうが、金融機関は支援協のメリットを積極的に享受していくために、地元支援協の実態の再確認も含めて、どのようにすれば効果的利活用につながるか、という前向きな視点で相談を持ちかけるなど、コミュニケーションを取る姿勢が望まれる。

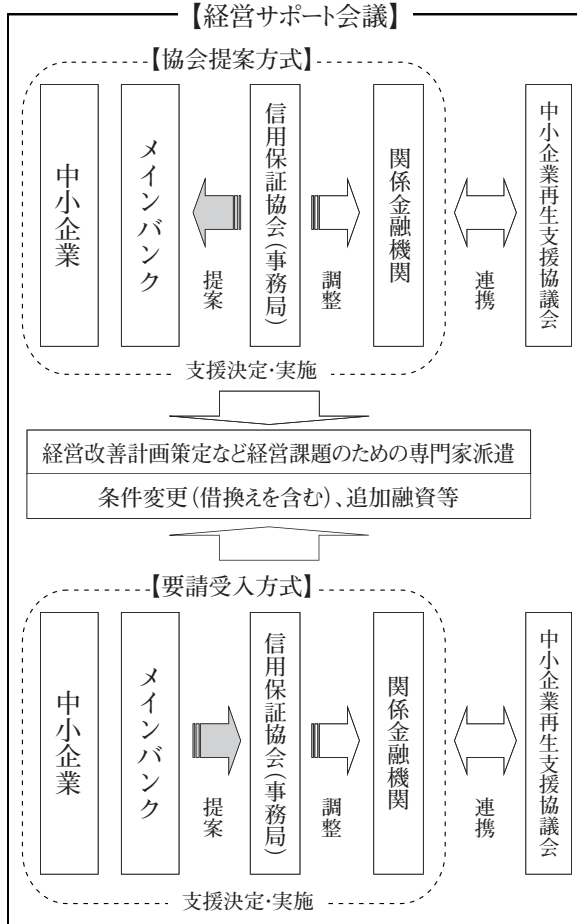
### (3) 事務局と金融機関双方に積極対応が望まれる中小企業支援ネットワーク

主に信用保証協会が事務局を務める支援ネットワークも、金融機関にとっては比較的連携しやすいと思われる。一部先進地域を除いて、円滑化法の政策パッケージで登場した仕組みであり、10年超の実績がある支援協に比べると、信用金庫の認識はやや低いようである。しかし、支援協においても開始当初から現在ほど認識や利用がなされていたわけではないことからすれば、支援ネットワーク・経営サポート会議への理解や利用は、むしろこれからということであろう。

前述のとおり、支援ネットワークは地域の支援関係者が一堂に会する情報共有の場であり、幅広い情報収集源としての役割がある。また、経営サポート会議は個別案件において信用保証協会が調整役となり、バンクミーティングで方向性の検討を行なう。個別案件対応では、必要に応じて情報力を生かした地元の専門家の活用や、場合によっては支援協での案件化につなげるなど、ふさわしい内容・対応方法への調整が行なわれる。なお、経営サポート会議の利用には、①信用保証協会が案件先中小企業者のメインバンクに提案する「協会提案方式」と、②メインバンクから事務局への要請による「要請受入方式」がある（図表17）。

ところで、支援ネットワークについて、一部の金融機関からは、信用保証協会利用案件の都合を優先させた扱いになっているのではないか、といった懸念が聞かれる。これに対

図表17 中小企業支援ネットワークの経営サポート会議



(備考) 千葉県信用保証協会資料より  
信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

して信用保証協会では、中小企業の再生を通じて地域の活性化を図ることが重要なのであり扱いに差異はない、としている。つまり、信用保証協会にとって大口かつ代位弁済などの問題が懸念される案件などについて考慮はする。しかし、そればかりに偏るのではなく、中小企業の経営内容健全化と信用保証協会の利用を中長期的に促すという観点を重視している、というわけである。つまり、自らの都合も考慮はするが、偏った扱いをすれば支援ネットワーク・経営サポート会議が形式的なものにとどまる、あるいは限定的な利用

となりかねず、利用拡大や良い結果に結びつきにくくなる、というわけである。ちなみに、ある県の信用保証協会では、信用保証協会提案の件数が、メインバンク要請の件数より多いものの、会議開催はメインバンク要請の方が多くなっているとのことであり、実際に、一部金融機関が懸念する状況にはないようである。

信用保証協会は、支援協と同様に組織として幅広い対応が可能であり、金融機関の事情にも明るい。地域の中小企業支援関連の主要メンバーが勢ぞろいする経営支援ネットワークの情報共有機能の活用や、個別案件の経営サポート会議で支援協なども含め必要な関係者を集めて調整機能を発揮するといった柔軟な対応は、事務局や金融機関の取組み努力しただけでは、より広範かつ効果的な利活用につながるものとみられる。たとえば、前述の経営改善・再生計画の策定およびモニタリング費用への補助について、国の補助金だけでなく信用保証協会の制度も利用する際に、経営サポート会議を利用して金融機関調整や認定支援機関の専門家情報の機能を活用するといった、多面的な支援機能活用が考えられる。

現状では、支援ネットワークや経営サポート会議の取組みは、政策パッケージ導入以前から同様の取組みを行ってきた経験豊富な先進地域とそれ以外の地域の間や、各事務局や地元の関係者などの対応の微妙な違いなどにより、関係者のフットワークなどには若干の差がある。しかし、中小企業支援を地域全体の関係者で積極化しようとする方向性に変

わりはない。支援ネットワークの利用促進には、事務局が調整力を発揮し着実に支援実績を積み上げ、これを金融機関など関係者に対してより積極的にアピールすることが重要とみられる。つまり、事務局の金融機関やその他関係者とのコミュニケーション力、調整力、アピール力がポイントといえよう。金融機関側も、対象企業の信用保証付き融資の有無・程度や企業規模などを勘案し、地元の支援ネットワーク・経営サポート会議の利用をすすめることが支援効果向上には重要である。

#### (4) 金融機関の工夫・努力が大きく左右する認定支援機関の活用

中小企業や金融機関が認定支援機関の専門家に直接依頼する場合だけでなく、支援協や経営サポート会議などで改善・再生を目指す場合にも、税理士などの専門家が計画策定やモニタリングなどで深く関わる場合は多いはずである。本来は、専門家に大いに期待したいところだが、実際には活発な利用にはいたっていない。これには、前述のとおり中小企業経営者の認識・理解不足に加えて、金融機関からは専門家による内容・質のバラツキ、専門家の得意分野や実績などについての的確な情報の不足、地元での専門家の少なさとこれに関連しての一部有能な専門家への案件集中による依頼の困難性、などが挙げられた。なお、専門家情報はミラサポでも発信されているが、情報を入手する際のパソコン操作がわかりにくい、ネット上の情報だけでは利用を判断できない、などの声が多い。ま

た、実際に認定支援機関を利用した結果として、特に事業DD面の取組みについての改善・強化の必要性や、金融機関調整についての理解不足がよく聞かれる。

では、どうすればより効果的に認定支援機関などの専門家の力を生かせるのであろうか。専門家情報の入手に関しての一つの対応方法としては、実際に専門家の利活用を通じて様々な経験を蓄積している支援協、あるいは信用保証協会を情報源として活用することが考えられる。また、事業DD面の対応については、企業経営をトータルでみて全体として整合性のあるビジネスモデルを組み立てることが必要になる。このため、ある分野の専門家一人で企業経営全体のモデルを再構築し、関係者の納得が得られるものにするにはやや無理なケースもある。認定支援機関の専門家も、積極的なノウハウ修得のために中小企業基盤整備機構や所属する士業団体の勉強会に参加するなど努力しているようであるが、複雑な経営問題への対処には机上の勉強だけでなく、何よりも様々なケースの経験の積上げが必要との指摘は専門家からも聞かれる。専門外の分野の対応力を短期間に相当程度引き上げるのは簡単ではないし、処方箋を導き出せたとしても、資格を持った専門家でなければ取り扱えないという事柄もある。このため、それぞれの専門・得意分野を生かし、複数の専門家が連携するといった対応が、一つの現実的かつ効果的な対応ではないかと思われる。

金融機関の立場からは、地元の支援機関や

専門家の最新かつ的確な情報を入手し、状況に応じて専門家の機能を組み合わせて利用できるようにする、ということも必要であろう。実際にこうした努力が実を結び、積極的に専門家を利用している信用金庫もある。

この信用金庫は、他地域と比較して有能な専門家が数多く地元にいる、特別な情報源や人脈がある、規模が大きく活動に投入できる経営資源に余裕があるなど、恵まれた支援環境にあるわけではない。また、組織として信用金庫独自に特別のノウハウがある、キーマンとなっている担当者が中小企業支援の経験が豊富であった、といったことでもない。要は取組みへの意欲と、それに基づいて実際に行動する組織であるかどうか、ということである。担当者は、地元の資源の中で、効果の見込める支援には何をどうすべきかを考え、関連セミナーへの出席など様々な機会を積極的に活用し、自らの目で確かめながら専門家等の情報収集を行ない、必要と思われる専門家・機関との人脈づくりなどを行っている。その結果に基づき、実際に利用効果等を確認しながら、内容の伴った専門家等の支援関連ネットワークを着実に広げている。

この信用金庫の事例からは、明らかに恵まれた環境でなくとも専門家の利活用をより効果的に進められる可能性はあること、また、認定支援機関やミラサポの利用のポイントは、本当に役立つ地元の専門家や支援関連の情報を明確な目的をもって蓄積することにあることを示している。情報がない、ふさわしい人材がわからないからこそ自らが明確な目

的にそって情報収集など様々な努力をし、信頼のおける専門家のリストアップなどを行っている。これをもとに、ふさわしい専門家を認定支援機関やミラサポの派遣制度で利用し、支援効果を高めている。

## おわりに

支援機関の中でも、支援協の利活用についてはさらに活発化しそうである。これは、年間目標件数の設定などもあるが、支援協が経験と努力を積み重ね、対応も現場の実情を踏まえた柔軟なものとなってきたことがその背景にはあるものと考えられる。

一方、支援ネットワーク・経営サポート会議は、支援協との比較では、一部の積極的な地域を除くと金融機関や中小企業経営者の認識がまだ十分ではないようである。しかし、支援ネットワークは幅広く地元支援関係者が情報交換に集まり、経営サポート会議は支援協のような調整機能ももっており、信用保証協会付きの融資のある案件を中心に、関係者の取組みへの姿勢いかなでかなり有力な支援ツールとして機能しうるものであろう。

また、認定支援機関の専門家についても、金融機関が適切な情報収集とその整理をし、目的に合致する形で専門家の得意分野を生かす利活用を図れば、より効果を引き出すことが期待できるはずである。

図表18は、支援機関利活用の際に基本的に求められるポイントである。いずれの支援機関の利用の場合もそうだが、支援機関の効果的利用には、金融機関が明確な目的意識の

図表18 外部支援機関の効果的利用で求められる金融機関の取組み姿勢

①	金融機関は自らの経営改善・再生支援の目標と実態を比較して冷静に評価し、不足の資源や課題を明確にすることで外部資源活用の必要性を再確認する。
②	外部支援機関について前向きな活用の視点で適切に情報収集し理解する。
③	各支援機関や地元金融機関とのコミュニケーションを通じて情報共有・相互理解・相互の取組みの改善をすすめる。
④	支援にかかわる専門家の得意分野や実績などを自らの目で具体的に把握して整理するとともに協力依頼できるネットワークを構築していく。
⑤	必要であれば、金融機関の立地する近隣の他の都道府県などの専門家も活用するなど柔軟性をもって対応する。
⑥	費用面では補助金やミラサポ、商工会議所などの無料相談制度なども利用しつつ中小企業者の負担を最小限にとどめる工夫をする
⑦	外部支援機関を利用した場合であっても金融機関は常にその状況を把握し、経過をモニタリングするとともに、ノウハウの吸収を積極的に行なう。

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

元で関係者間のコミュニケーションを通じた情報収集をすすめ、事前準備を十分に行なうことが必要であろう。その上で、窮境にある中小企業の根本的な課題解決に資する支援機関を選択することである。その際、複数の専門家の得意分野を組み合わせるなど柔軟な発想でのサポートを考える必要も出てこよう。金融機関には情報の結節点として仲介機能を果たす重要な役割が求められている。

また、金融機関が建設的な視点から、中小企業経営者や支援機関に様々な指摘をし改善

要求をすることは必要である。しかし一方で、自らも相応の努力をすることが、支援機関の効果的活用には欠かせない。積極的な活動を行っている信用金庫の事例でみたところ、限られた経営資源の中でもネットワークよく情報収集とその活用で利用をすすめ、そこでの蓄積が信用金庫全体としての対応力、地域における評判などで顧客ロイヤリティ向上にもつながっている。自らの取組み方しだいで、支援機関をより効果的に活用できる可能性は十分にあると思われる。

### 〈参考文献〉

藤原敬三『実践的中小企業再生論』〔改訂版〕金融財政事情研究会（2013年4月）

藤津勝一『中長期的な視点が求められる円滑化法後の中小企業支援—中小企業の課題解決を中心に据えた組織的活動が鍵—』信金中金月報（2013年7月号）

三品秀昭・藤津勝一『中小企業経営改善支援における支援機関の有効な活用に向けて』信金中金月報（2014年2月号）

# 在宅介護を支えるデイサービス事業者

## —重要性が高まる「自立支援」へ向けた体制整備—

信金中央金庫 岡山支店

吉田 智哉

信金中央金庫 地域・中小企業研究所上席主任研究員

鉢嶺 実

(キーワード) デイサービス、通所介護、介護保険、居宅サービス、自立支援、団塊の世代

(視 点)

デイサービス(通所介護)事業所は、2000年の介護保険制度施行以降、急激に増加しており、それぞれの地域における在宅介護をサポートする重要な役割を担っている。介護分野への融資を増加させている信用金庫業界においても、民間企業の参入意欲が旺盛なデイサービス事業所との接点は着実に増加しているものとみられる。一方で、急激にサービス提供事業者が増加しているために、地域の競合状況や制度の変更といった競争環境の変化が激しい業界でもある。

そこで本稿では、デイサービス事業の業界・制度動向および特色ある取組みを実践する運営事業者へのヒアリング内容を踏まえ、今後のデイサービス事業者に求められる姿勢について考察した。

(要 旨)

- 高齢者の増加および高齢者のケアの場を「医療から介護へ、施設から在宅へ」と移していく政策的な潮流の中で、居宅サービス事業所、なかでも利用者が自宅から“通う”スタイルを基本とするデイサービス事業所は急激に増加している。
- 居宅サービスの中でも特にデイサービス事業所が増加している背景には、設備・人員面での参入障壁が相対的に低いことや、介護報酬上の優遇により小規模でも比較的安定した収益を見込めることによる異業種の民間事業者の積極的な参入、などの要因が考えられる。
- 今後のデイサービス業界を展望すると、介護保険制度の本来の趣旨に立ち返った「自立支援」の体制強化が求められていくことが見込まれるほか、小規模型事業者の再編、介護保険外サービスとして広がっている「お泊りデイ」への行政の対応などの方向性を見極めていく必要がある。
- 個別のデイサービス事業者においては、地域の人口構造や競合環境の変化のほか、団塊の世代の介護ニーズの高まりにともなう利用者のサービス選好の変化など、これまで以上に「経営」の感覚をもって対応していくことが求められていくものと考えられる。



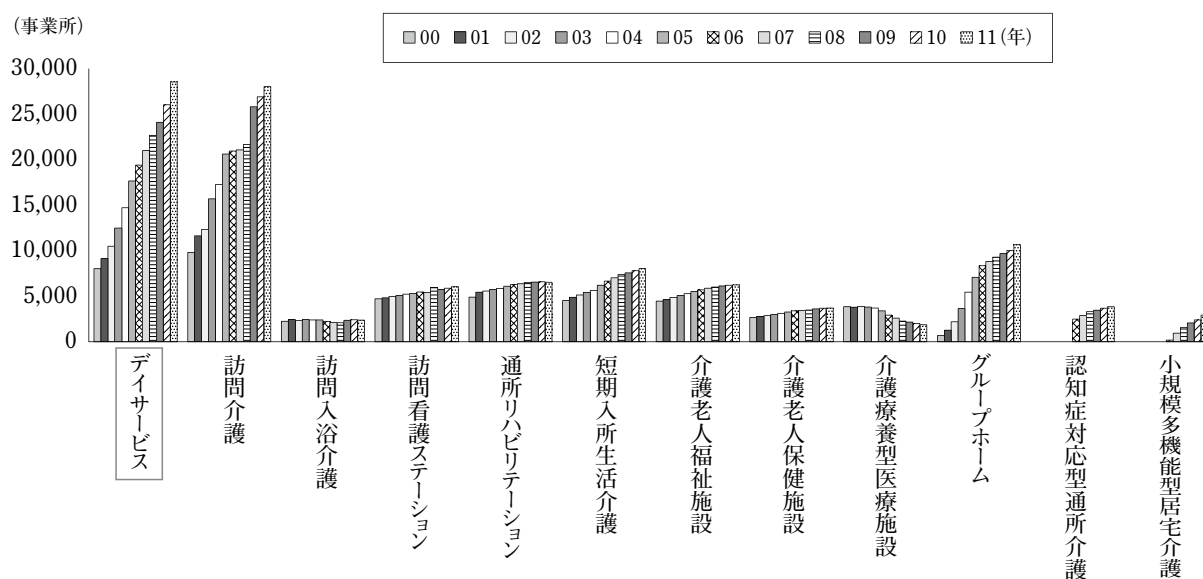
## はじめに

わが国において高齢化は着実に進行している。東京オリンピック開催が決定した2020年のわが国の高齢化率（65歳以上人口の割合）は29.1%に達することが見込まれ、高齢者の増加に対応可能な医療・介護サービス提供体制の整備が急務となっている。一方、医療・介護サービスの提供は、公的医療保険、介護保険といった社会保険制度に依拠することから、サービス提供にかかる費用抑制も重要な課題となっている。

こうしたなかで、介護にかかる費用を抑制しつつ介護サービスの提供体制を維持していくために、今後増加していく高齢者のケアの場を「医療から介護へ」あるいは「施設から在宅へ」と移していくことが政策上の潮流となっている。そのため、介護保険サービスのなかでも、在宅介護を支えるための居宅サービスの重要

性が今後ますます高まっていくことが見込まれる。介護保険制度施行以来の介護サービス事業所数の推移をみると、とりわけ訪問介護事業所とデイサービス（通所介護）事業所の増加が顕著であり、在宅で生活を続ける高齢者の支援に向けた体制づくりは一定程度進んでいる様子がうかがえる（図表1）。このうち、特にデイサービス事業所については、事業開始時に施設整備のための設備投資が必要となることから、信用金庫が資金ニーズに直面する機会も増加しているものと思われる。しかしながら、あまりに急激に事業所数が増加していることから、地域によっては過当競争に陥っていたりすることもあり、また社会保険制度に依拠するがゆえの「制度リスク」にも常にさらされており、個別事業者および政策動向の見極めも求められている。そこで、本稿では、介護事業者のうち、デイサービス事業者に焦点をあてて概要と事業者の取組みをみていく。

図表1 サービス種類別の介護事業所数の推移



(備考) 1. 介護サービス施設・事業所調査より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成  
2. 調査時点は各年10月1日

## 1. 民間事業者の積極的な参入が進む デイサービス業

### (1) 在宅介護を支えるデイサービス事業所

デイサービス（通所介護）事業とは、介護保険法上「要介護者が老人デイサービス事業を行う施設または老人デイサービスセンターに通い、入浴・排泄・食事などの介護、生活などについての相談・助言、健康状態の確認、その他の必要な日常生活上の世話や機能

訓練を受けるサービス」であると定められている（図表2）。

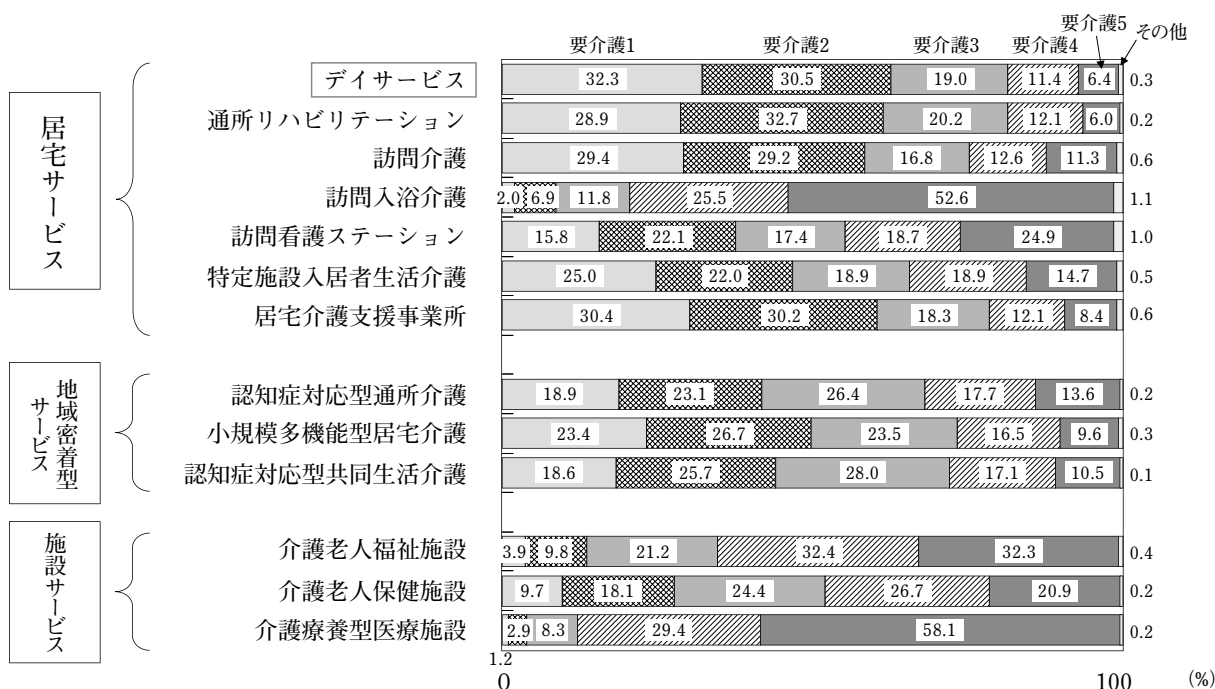
このほか、類似したサービスとして、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護がある。介護予防通所介護は要介護度区分のうち要支援1・要支援2の高齢者を対象とした介護予防サービスである。認知症対応型通所介護事業所は、居宅で生活する認知症高齢者を通所させて介護サービスを提供するものである。認知症対応型共同生活介護事業所（グ

図表2 デイサービス事業の概要

定義
利用者（要介護者等）を通わせ、当該施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談および助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行うものをいう。
人員基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活相談員 事業所ごとにサービス提供時間に応じて専従で1人以上</li> <li>・看護職員 単位ごとに専従で1人以上</li> <li>・介護職員               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 単位ごとにサービス提供時間に応じて専従で次の数以上（常勤換算方式）                   <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 利用者の数が15人まで1人以上</li> <li>ロ. 利用者の数が15人を超す場合 イの数に利用者の数が1人増すごとに0.2を加えた数以上</li> </ul> </li> <li>(2) 単位ごとに常時1人配置されること</li> <li>(3) (1)の数及び(2)の条件を満たす場合は、当該事業所の他の単位における介護職員として従事することができる</li> </ul> </li> <li>・機能訓練指導員 1人以上</li> </ul> <p>生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤 ※定員10人以下の事業所の場合は看護職員又は介護職員のいずれか1人の配置で可</p>
主な設備基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>・食堂・機能訓練室 それぞれ必要な面積を有するものとし、その合計した面積が利用定員×3.0m<sup>2</sup>以上</li> <li>・相談室 相談の内容が漏えいしないよう配慮されている。</li> </ul>

（備考）厚生労働省『在宅サービスについて』（2013.9）より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表3 主要介護サービスにおける要介護度の内訳



(備考) 厚生労働省『介護保険事業状況報告』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

ループホーム)に併設されることが多い。通所介護と介護予防通所介護は介護保険上の居宅サービスに位置づけられ、認知症対応型通所介護は地域密着型サービスに分類されている。

通所介護の利用者について要介護度をみると、要介護度1~2を中心に、様々な状態の高齢者が利用していることがわかる(図表3)。

デイサービス事業所は、在宅で常に高齢者を支えている家族を一時的に介護の心的・身体的負担から開放するという側面もある。デイサービスは、要介護状態にある高齢者に対するケアだけにとどまらない、「在宅介護」という状況そのものを支えている存在といえよう。

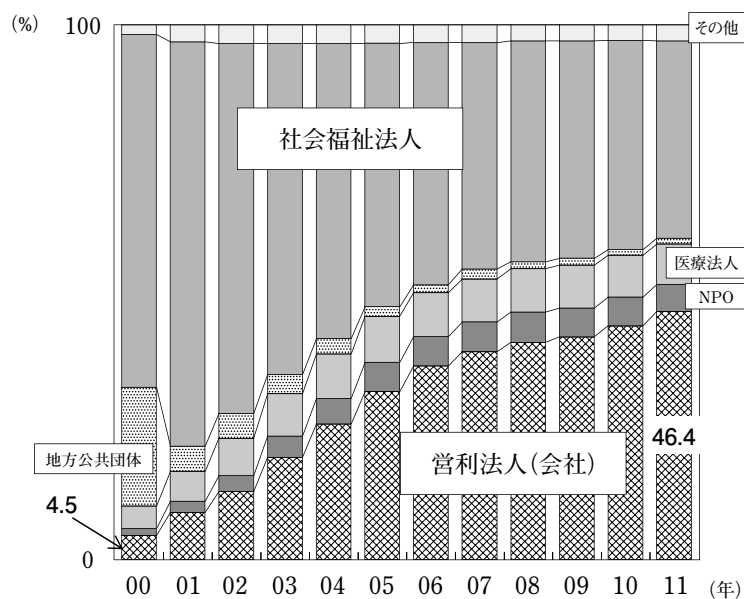
## (2) 存在感を強める民間運営事業者

図表1でもみたように、デイサービス事業所の数は大きく増加しているが、こうした背景に

は、施設サービス等とは異なり、デイサービス事業所の運営が民間事業者にも開かれていることがあげられる。デイサービス事業所の運営主体の割合をみると、介護保険制度施行直後の00年度末には、それまでの福祉サービスの中心的な運営主体だった社会福祉法人が最も多く、地方公共団体も一定の割合を占めていた。このとき、民間の営利法人は4.5%に過ぎなかったが、介護保険制度施行から12年を経て、11年には46.4%に達しており、社会福祉法人を上回って最も大きな割合を占めている(図表4)。この間にデイサービス事業所数は9,726事業所から3万5,453事業所へと3倍以上に増加していることから、民間事業者の活発な参入もあって、大きな市場規模へと拡大してきたことがわかる。

民間事業者を中心に、これまで積極的な参

図表4 デイサービス事業所の運営主体の割合



(備考) 介護サービス施設・事業所調査より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

入が続いた背景としては、介護事業としては比較的参入障壁が低いこと、介護サービスの中でも収支差率が高めであり、事業としての安定的な収益を見込めることなどがあげられる。

参入障壁の低さについては、都道府県により設置の制限を受ける施設サービスや市区町村の計画により参入が制限される地域密着型サービスと異なり、総量規制の影響を受けずに開設できる点がある。さらに設備面では、

デイサービスでは利用者を入居させてサービスを提供するものではないため、利用者分のベッドや居室面積・居住面積を確保しなければならない施設サービス等よりも、一人あたりの所要面積が少なくすむ。さらに、デイサービスは基本的には日中に提供されるため、夜間のサービス提供にあたる人材を確保する必要がない点なども、デイサービス事業所への参入要因と考えられる。

図表5 主要介護サービスの利用者1人あたり収支等

	集計施設数	利用者1人あたり収入 (1日あたり)	利用者1人あたり支出 (1日あたり)	収入に対する 給与費の割合	収支差率
通所介護	1,822	10,571	9,350	55.6%	11.6%
訪問介護	1,502	3,863	3,670	76.9%	5.1%
訪問看護	364	10,786	10,536	80.0%	2.3%
特定施設入居者生活介護	243	11,255	10,865	49.0%	3.5%
認知症対応型共同生活介護	340	11,707	10,723	56.4%	8.4%
小規模多機能型居宅介護	482	182,518	171,707	63.7%	5.9%
介護老人福祉施設	655	12,628	11,457	57.5%	9.3%
介護老人保健施設	344	13,175	11,865	52.2%	9.9%
介護療養型医療施設	180	15,507	14,010	55.2%	9.7%

(備考) 1. 介護事業経営実態調査より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成  
2. 収支差率 (%) は、(収入 - 費用) ÷ 収入 × 100 で算出

次に、収支差率についてみると、直近の介護事業経営実態調査(2011年調査)によれば11.6%と、他のサービスよりも高い水準になっている(調査時期は12年の介護報酬改定前)(図表5)。こうしたことから、特にデイサービス事業への参入が盛んになっているものと思われる。

### (3) デイサービス運営事業者の特徴～小規模事業者の増加が顕著～

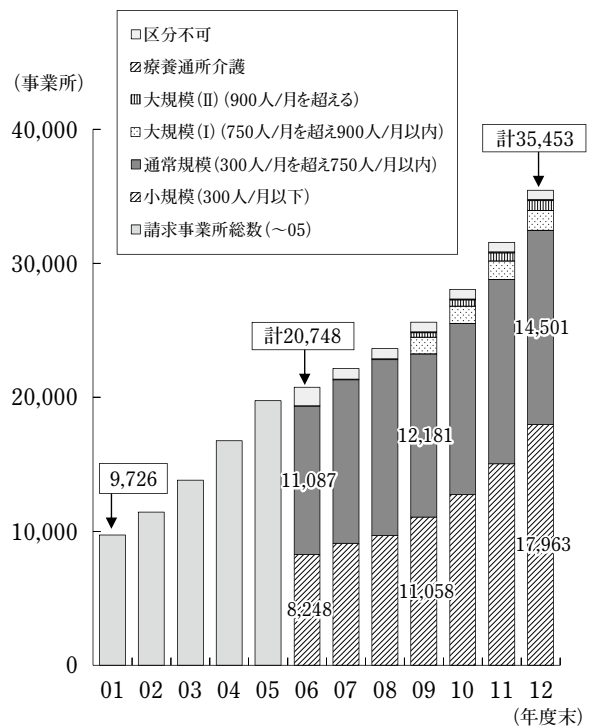
デイサービス事業所はこれまでに大きく増加しており、運営事業者も様々である。異業種からの参入も盛んであり、競争が激しくなる中で、飲食業からの参入であれば食へのこだわりを強みとしたり、フィットネスクラブであれば本業のノウハウを活かして身体機能訓練に特化していたりというかたちで、各事業者が他の事業者との差別化を図りながら特色あるサービスを展開している。介護サービス提供体制の今後のあり方を検討する地域包括ケア研究会では、多種多様なデイサービス事業者をサービスの特徴別に図表6のように分類を試みている。また、直営事業所を多くもつ大手事業者や、独自ノウハウに特色のある事業者がフランチャイズ方式で事業を展開

図表6 地域包括ケア研究会のデイサービス分類

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| ① 預かり機能(レスパイト)に特化したサービス    |   |
| ② 機能訓練を中心とした自立支援の要素の強いサービス |   |
| ③ 専門性をもって認知症ケアに特化したサービス    |   |
| ④ ナーシング機能をもつサービス           | 等 |

(備考) 地域包括ケア研究会資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表7 算定区分別 デイサービス事業所数の内訳

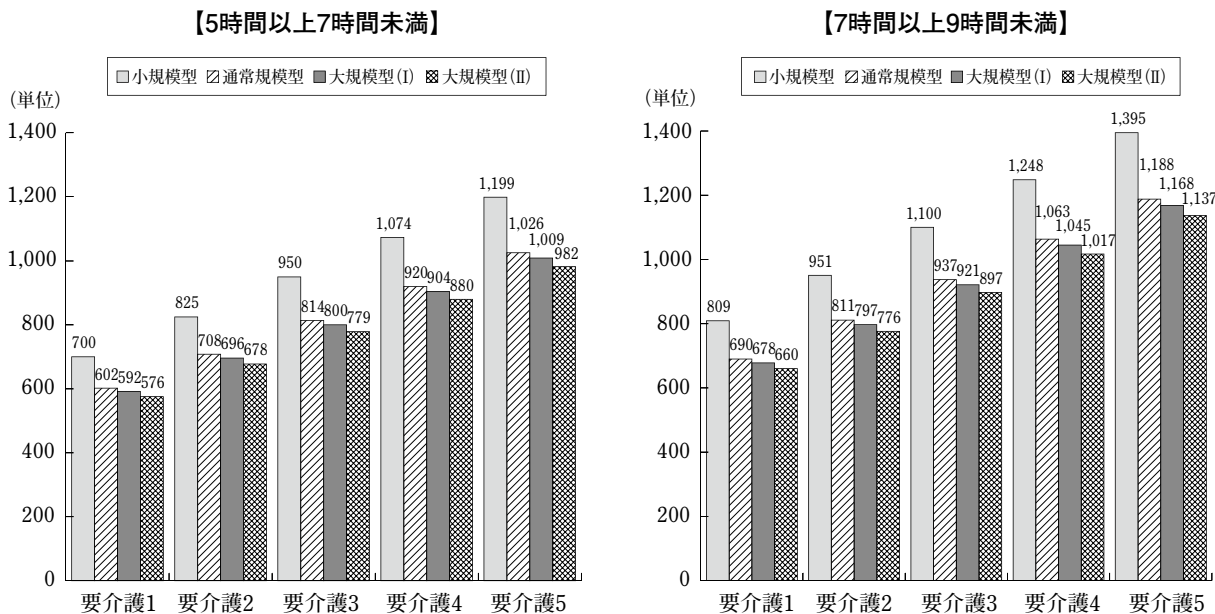


(備考) 1. 介護給付費実態調査より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成  
2. 通常規模と大規模(Ⅰ)(Ⅱ)の区分は09年以降

するケースもみられる。

また最近では、ひと月あたり利用者数が300人以下の小規模通所介護事業所の増加が顕著である(図表7)。通常の事業であれば、施設あたりの利用者数が増加するほど、運営効率が向上し、収益を追求することができるというのが一般的である。しかし、介護報酬というかたちでサービスの公定価格が定められているデイサービス事業においては、こうした管理的経費などのスケールデメリットを考慮したうえで、運営規模が小さいほど介護報酬単価が高くなるように設定されている(図表8)。その一方で、少ないリスクで機動的な事業展開が可能というメリットもあることから、小規模事業所の増加につながっているものと考えられる。

図表8 事業所規模別通所介護（デイサービス）報酬



(備考) 厚生労働省資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

このほか、デイサービス事業所の特徴として、他の介護サービス事業所に併設されることが多いことがあげられる。

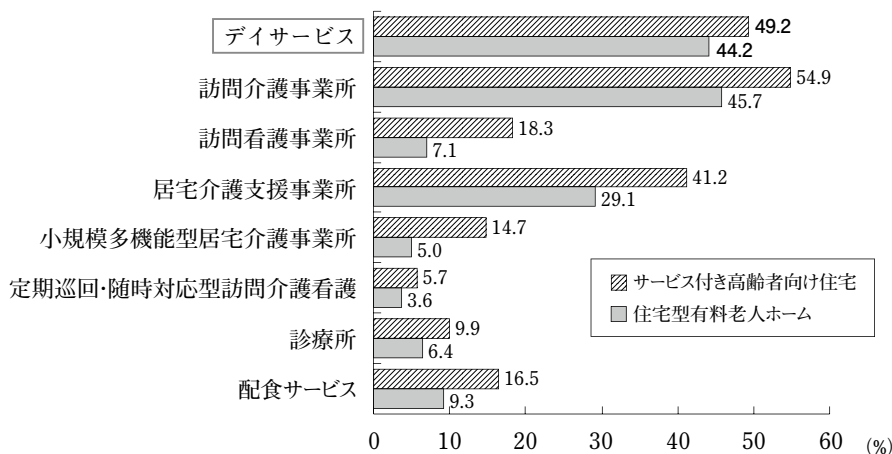
例えば、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型老人ホームといった、基本的に外部の介護サービスを利用する事業所では、訪問介護事業所に次いでデイサービス事業所を併設する事業者の割合が大きい（図表9）。

## 2. デイサービス事業の今後の姿

### (1) 制度改正の動向に注意を要するデイサービス事業

このように、様々な運営主体による積極的な参入によって大きく事業所数が増加しており、地域での存在感を高めているデイサービス事業ではあるが、社会保険制度に依拠した

図表9 サービス付き高齢者向け住宅および住宅型有料老人ホームが併設する事業所



(備考) 財団法人 高齢者住宅財団『サービス付き高齢者向け住宅等の実態に関する調査研究』（2013.3）より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

事業である以上、制度改正の動向については常に注意を払う必要がある。帝国データバンクの倒産動向によれば、2013年に倒産した46の老人福祉事業者（デイサービス事業に限らない）のうち7割超は業歴10年未満となっている。こうした背景としては、想定外の競争の激化等も考えられるが、介護保険制度施行後に異業種からの参入事業者が、事業の特性を十分に理解しないまま、介護報酬改定、制度改正等に対応しきれなかったケースも多々あるものと考えられる。こうした事態は、民間企業を中心に積極的な新規参入が続いたデイサービス事業者にとっても無縁ではないものと考えられる。また、先述のようにデイサービスの収支差率は他の介護サービスに比べて高いこともあり、今後、新サービス創設時や他サービスの加算新設時には、“草刈り場”として厳しい報酬改定がなされることも十分に想定される。直近の2012年介護保険制

度改正時にも、通所介護サービス提供にかかる時間区分が変更され、改定以前と同様の体制でサービスを提供し続けた場合に、一部では介護報酬が減少してしまうような報酬改定となり、事業者によっては対応を迫られることになった。個別のデイサービス事業者においては、今後はますます政策動向を注視していく必要がある。

## (2) ますます重視される「自立支援」の体制

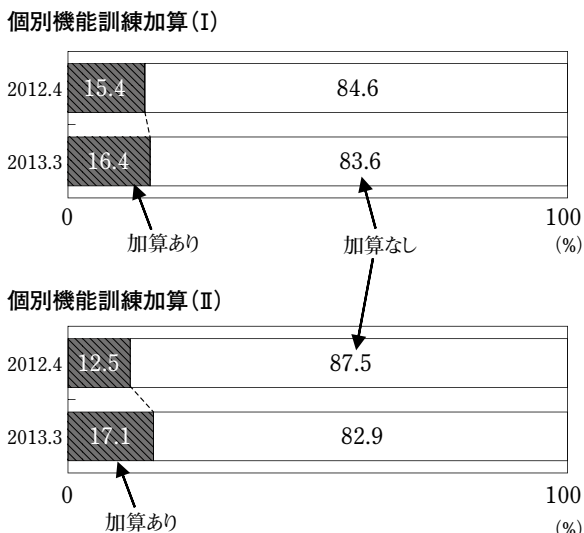
直近（2012年）の介護保険制度改正では、「個別機能訓練加算」が再編された（図表10）。個別機能訓練加算とは、機能訓練指導員を配置して利用者の心身の状況に応じた機能訓練を行った際に算定される加算項目である。制度改正では、それまでの個別機能訓練加算（Ⅰ）が廃止、基本報酬内に包括され、常勤専従の機能訓練指導員の配置が必要な個別機能訓練加算（Ⅰ）と、専従の機能訓練指導員

図表10 現行の個別機能訓練加算の概要

個別機能訓練加算（Ⅰ）	42単位	個別機能訓練加算（Ⅱ）	50単位
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>常勤専従</u>の機能訓練指導員の配置（1人以上）</li> <li>・ 個別機能訓練計画の作成、複数種類の機能訓練の項目を準備し、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に実施していること。</li> <li>・ 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して個別機能訓練計画を作成とそれに基づいた機能訓練を実施していること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専従の機能訓練指導員の配置（1人以上、<u>常勤でなくてもよい</u>）</li> <li>・ 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して個別機能訓練計画を作成していること。</li> <li>・ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員が利用者の心身に合った機能訓練を適切に行っていること。</li> </ul> <p>(5人以下の小集団に対する実施を想定)</p>	

(備考) 1. 厚生労働省資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成  
 2. 機能訓練指導員とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復士、あん摩マッサージ指圧師を指す。  
 3. 個別機能訓練加算（Ⅰ）、同（Ⅱ）双方の要件を満たしていれば、併算定も可能

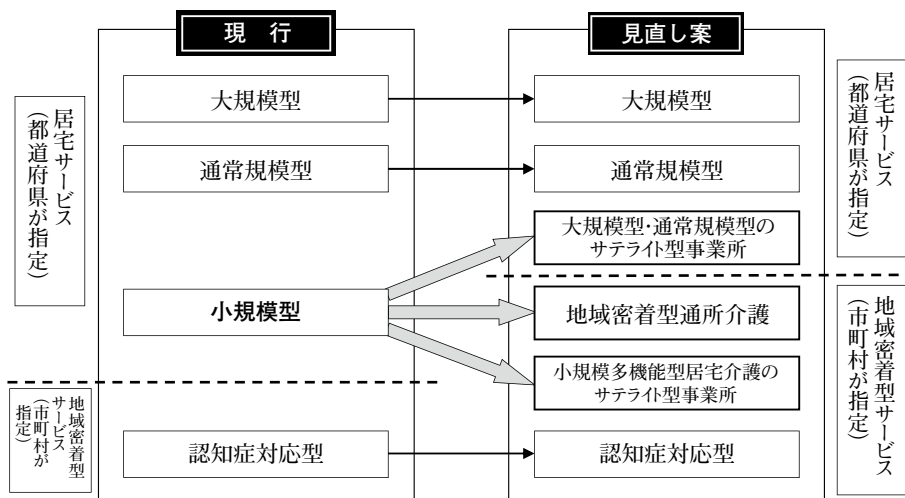
図表11 個別機能訓練加算の算定状況



(備考) 1. 厚生労働省『在宅サービスについて』(2013.9)より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成  
 2. 介護給付費実態調査月報を用い『個別機能訓練加算の提供日数÷通所介護の提供日数』により算出されている。

(常勤でなくてもよい)が少人数グループの利用者の機能訓練にあたる個別機能訓練加算(II)に再編されている。現状の算定状況は、通所介護提供日数の20%弱程度であるが(図表11)、これらはそれぞれの要件を満たしていれば同時に算定することができ、収入に与えるインパクトも小さくない。

図表12 小規模事業者の見直し案



(備考) 厚生労働省『在宅サービスについて』(2013.9)より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

最近では、「リハビリ特化型」を標ぼうし、機能訓練の体制等に特色をもったデイサービス事業所も広がってきている。「リハビリ特化型」について介護保険制度に定めはないが、こうした特色に訴求する事業者が増えてきているのは、介護保険制度が求めているだけでなく、利用者にとっても事業者を選定するうえでの重要なファクターとなっていることの証左といえよう。

### (3) 再編が見込まれる小規模型デイサービス事業者

介護報酬が相対的に優遇されていることなどから特に急増している小規模事業者については、2015年の介護保険制度改正に向けた社会保障審議会介護保険部会の中で改革案が議論されている。この中では、現在の小規模型通所介護事業所を大規模型あるいは通常規模型通所介護事業所のサテライト型事業所にする、あるいは小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所とする、もしくは地域密着型



サービスとして位置付ける、といった見直し案が検討されている（図表12）。実際にどのような改革に落ち着くのかは未定であるが、地域密着型サービスに位置付けられれば市町村の公募により事業者が指定されることになり、比較的自由に参入できる現状からは事業環境が大きく変化することが想定される。議論の行く末をみながら、対応を検討しておく必要があるだろう。

#### （4）国の規制導入も想定される「お泊りデイ」

介護老人保健施設の不足等を背景に、デイサービス施設が介護保険外の“横出し”で宿泊サービスを提供するという、いわゆる「お泊りデイ」が広がりを見せている。介護保険制度の外で事業者と利用者の契約に基づいて提供されるサービスであり、介護保険制度上の通所介護事業の範囲で行われるものではないものの、マスメディア等では高齢者を“雑魚寝”させるなどの劣悪な事業者がクローズアップされることもあり、社会問題としての認識も広まりつつある。こうした状況に対して、現状では、各都道府県が独自に運営上の基準を設けることで対処している。一部の都道府県からは国に対して「お泊りデイ」にかかる法整備等の要求・要望がなされており、これを受けて、社会保障審議会介護保険部会においても、「お泊りデイ」については解消すべき課題も少なくないものと認識されている。小規模多機能型居宅介護など既存サービスとの兼合いもあるなかで、国としての対応が注目される。

（注）1. 介護保険法第一章第一条を参照

### 3. 高まる「差別化」の必要性とデイサービス事業者の事例

今後、個別の事業者においては、要介護者が「有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう<sup>（注）1</sup>」必要なサービスを提供するという、介護保険制度の本来の目的である自立支援の実現を求める政策的な潮流を押さえたうえで、商圏内の他の事業者とは一線を画す独自性を打ち出し、差別化を図って利用者を獲得していくことが欠かせない。ここでは、自立支援を念頭に置きつつ、独自性を発揮して事業を展開する事業者を紹介する。

#### （1）株式会社夢のみずうみ社（本社 山口県山口市）

##### イ. 開業の経緯と事業展開

株式会社夢のみずうみ社は、山口県および首都圏でデイサービス事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、居宅介護支援事業所などを運営している。作業療法士として福祉の現場に携わってきた藤原茂氏は、2000年に山口県山口市でNPO法人 夢の湖舎を設立したのち、01年には地元信用金庫の融資を受け、山口市に夢のみずうみ村 山口デイサービスセンターを開設した（現在は社会福祉法人夢のみずうみ村が運営）。その後、04年に株式会社夢のみずうみ社を設立し、現在では山口県内および首都圏でデイサービスセンター、小規模多機能型居宅介護事業所等を展開している。当社では、山口デイサービスセ

図表13 夢のみずうみ村 浦安デイサービスセンター外観



当社の概要

会社名	株式会社 夢のみずうみ社
代表取締役	藤原 茂
本社所在地	山口県山口市
設立	2004年
運営事業	デイサービスセンター（3か所）、小規模多機能型居宅介護事業所（2か所）、居宅介護支援事業所、就労支援施設
備考	藤原代表取締役は他に、特定非営利活動法人 夢の湖舎（2000年設立）理事長、社会福祉法人 夢のみずうみ村（2004年設立、通所介護事業所3か所、小規模多機能型居宅介護事業所1か所、居宅介護支援事業所1か所を運営）理事長を務める。

（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

ンターを設立以来一貫して、利用者の「自己選択・自己決定方式」を大きな特徴としている。長年作業療法士として高齢者と接してきた藤原代表取締役は「集団同時一斉方式ではなく、利用者が自らの意志の実現を積み重ねていくことで、自分に対する“有能感”が生まれ、生きがいの醸成へとつながっていく。」と語る。

図表14 プログラム管理システム



（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

口. 夢のみずうみ村 浦安デイサービスセンター（千葉県浦安市）での取組み

同社が大手メーカーの工場だった建物を改修して2011年にスタートした大規模（Ⅱ）型事業所「夢のみずうみ村 浦安デイサービスセンター」においても、「自己選択・自己決定方式」を実践している。同センターには、「MILK」の4つの成分<sup>(注)2</sup>を念頭に構築された200種類のプログラムが用意されており、1日あたり約90人の利用者は、利用日の朝に自分自身でメニューを決定しそれによってセンター内で思い思いに過ごす（図表14）。また、同センターでは、“村内通貨”である「YUME（ユーメ）」が流通している。この「YUME」は、機能訓練や食器の片づけなどにより獲得でき、カジノやパソコン教室などのプログラムの他、喫茶等、センター内のあらゆる場面で必要となる。利用者の自己選択・自己決定も、所有する「YUME」の範囲内でのものとなるため、利用

(注)2. ICF（国際生活機能分類）の心身機能分野を独自に分類したもので、Movement（身体の動き）、Intention（心の動き）、Life（やる気/生命・活力）、Keeping（根気/持続・継続）から成る。

図表15 『バリアアリー』の階段の手すり



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

者自身が、いつまでにどれだけの「YUME」が必要なのかを把握したうえで、計画的に獲得していくという、思考・判断・実践を促す仕組みになっている。

このほかの大きな特徴として、あえて利用者の通路を坂道にしたり、階段の手すりを体重のかけづらいロープにするなどした「バリアアリー」の構造がある(図表15)。利用者は、プログラムの会場など自分の目的地にたどり着くためには、こうしたバリアを克服しなくてはならず、これにより居宅での生活の充実を図っている。こうした取組みの背景には、利用者が自分でできることは手伝わない、できない部分だけ補完的に手を差し伸べるという「引き算の介護」の考え方がある。同センターでは個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)を算定しており、リハビリ室等での指導員による身体機能訓練も充実しているが、「バリアアリー」のセンター内の移動、バイキング形式での食事など、あらゆる活動が機能訓練となっている。

こうした取組みにより、要介護3の利用者

の改善率が約7割に達しているなど、効果が如実に表れている。「現行の介護保険制度では、要介護度が低くなる(改善する)ほど報酬が減少する仕組みになっているが、今後は要介護度の改善が正しく評価され、自立支援に向けた介護の「質」を問う報酬体系になっていく」と考えており、「その場合には改善効果を検証できる体制が不可欠」との考えから、利用者の個別メニュー表(図表14)を毎日スキャンした内容や、選択プログラム、身体の状態等のデータを日々蓄積するシステムを構築している。

#### ハ. 今後の展開について

今後の事業展開について、現在は自社内の事業所で試験的に運用しているシステムを社外の介護事業者にも提供できるようにしていくことを検討している。また、地域で高齢者を見守っていくうえでの中心的な拠点となるような「住民開放型のデイサービス事業所」の展開を構想している。

さらに同社では、東日本大震災で被災した児童のために、総額1億円の募金運動を実施している。集まった資金でこれまでに、岩手県上閉伊郡大槌町に「こども夢ハウスおおつち」を開設しており、地域や年代にとらわれない支援活動を展開している。

### (2) 有限会社 大千 (東京都江戸川区)

#### イ. 事業展開

有限会社大千は、東京都江戸川区で居宅介護支援事業、デイサービス事業、訪問介護事

図表16 あおぞらデイサービス外観



当社の概要	
会社名	有限会社 大千
代表取締役	加納 志野
本社所在地	東京都江戸川区
設立	2003年
業務内容	居宅介護支援・訪問介護事業所 あおぞら介護サービス (ケアマネジャー4人、訪問介護職員40人) 通所介護事業所 あおぞらデイサービス (職員数16人、利用定員30人/日)

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

業を行う企業である。代表取締役の加納志野氏の母は、介護保険制度の創設前から現在でいうホームヘルパーとして介護の現場で勤務しており、その縁で代表も介護事業の世界に入ることになった。2000年の介護保険制度施行後、近隣にも介護事業所が多く生まれる中で、「せっかくだから、生まれ育った江戸川区で、自分たちの理想とする介護を追求しよう」と、2003年に加納代表取締役と母・妹で「あおぞら介護サービス」として、訪問介護事業と居宅介護支援事業を開始した。その後、居宅介護支援事業を行う中で、利用者から「地域に自分が通いたいと思うようなデイサービス事業所が

ない」との声を受け、05年にデイサービス事業所「あおぞらデイサービス」を開業するにいたった。なお、「地域に密着する介護事業では、地元とのつながりの深い金融機関との付き合いが重要」との考えから、区の利子補給等支援の窓口でもあった地元信用金庫の融資を必要に応じて受けながら事業を展開している。

#### ロ. あおぞらデイサービス（東京都江戸川区）での取組み

通常規模型通所介護事業所である「あおぞらデイサービス」では、利用者の自主性を重んじ、個別性に配慮した運営がなされている。利用者が思い思いに過ごす「アットホームなカルチャークラブ」のような空間となっており、毎年、利用者の中から希望者を募って、江戸川区の「熟年文化祭」にも編み物や建造物の模型などの作品を出展している。ここでは、利用者自身がそれぞれ出展したいものを考え、期日を考慮しながら計画的に作業を進める必要が生じる。このように自分が決めた目標に向かって、見通しを立てながら主体的に進んでいく中で、利用者の生活に潤いや充実感が生まれている。

このほか、可能な限り利用者の希望に対応して、梨狩り、ショッピング、水族館や公園散策に出かけることもあるなど、多くのデイサービス事業所とは一線を画した外出のサービスも行っている。

また、「くもん学習療法<sup>(注)3</sup>」を導入して

(注)3. 学習療法研究会が実施する学習療法士認定研修を修了した職員が、利用者と一緒に、簡単な読書き計算を中心とした学習を行うもの。

図表17 あおぞらデイサービス事業所内の様子



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

おり、学習療法士認定研修を修了し認知症への理解を深めた職員が、症状の程度に応じた機能の維持・改善を図っている。このほかにも、非常勤の看護師による歩行訓練やマッサージ療法等を実施し、個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定しているなど、多面的な自立支援メニューを備え、あらゆる要介護度に対応できる環境を整えている。

#### ハ. 職員のワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組み

同社では、職員のワーク・ライフ・バランス実現にも注力している。雇用環境の整備計画策定や男性職員の育児休暇取得などの基準を達成し、江戸川区内の事業者としてはじめて厚生労働省が認定する「くるみんマーク<sup>(注)4</sup>」を取得している。さらに、こうした取組みが高く評価されたことで、2011年度には「江戸川区産業賞 ワーク・ライフ・バランス推

図表18 利用者の『熟年文化祭』出展作品



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

進企業表彰」を受けた。こうした取組みに注力する背景には、加納代表取締役自身の、妊娠・出産・育児を経験するなかでの業務遂行での苦労がある。現場の声を吸い上げながら、独自に考案した変形労働時間制の導入、育児休暇制度の活用奨励、育児時短勤務制度の期間延長などを進めるだけでなく、育児休暇中の職員にも「子どもを連れて遊びに来て」と声を掛けるなど、働きやすい、復帰しやすい職場環境の整備を図っている。こうした取組みによって、理念を共有した職員が安定的に長期間勤続しやすくなり、利用者の安心感へとつながっている。

#### 二. 今後の展開

これまで当社では、居宅サービスを中心として介護事業を行ってきたが、14年中に地元江戸川区で地域密着型サービスに属する小規模多機能型居宅介護を開設する予定であ

(注)4. 企業が行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣が認定する制度

る。小規模多機能型居宅介護を選択した背景には「地域とつながりながら、通い・訪問・宿泊サービスを適切に組み合わせていくことで、地域の利用者の多様なニーズに対し、さらに機動的に対応できる」としたうえで、「今後、団塊の世代の高齢化も進み、生活の基盤である居宅での介護の需要が高まる中で、単一の事業所内で完結する介護だけでは地域とのつながりが希薄化してしまう。そのような中で、地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護は、地域に潜在する、高齢者を支えていくための力を引き出していくための拠点として期待されている」と語る。

## おわりに

“通い”の形式で介護サービスを提供するデイサービス事業は、高齢者の増加による介護ニーズの高まりや、介護費用抑制の流れのなかでの居宅サービスの重視といった政策的な潮流の中で、居宅での生活を続ける高齢者とその家族を支える存在として、今後ますます重要性が高まっていくものと考えられる。現在すでに社会保障審議会で議論されている

制度改正案をみても、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム：特養）の要介護度3以上への特化が検討されており、施設サービスへの入所要件を満たさなくなった相対的に要介護度が低い高齢者が、居宅サービスであるデイサービスへと流れることも想定される。こうした中で、デイサービスには、介護保険制度の本来の目的である、利用者が居宅での生活を続けていくうえでの「自立支援」の体制強化を求められる傾向がますます強まっていくものとみられる。

また、個別のデイサービス事業者においては、地域の人口構造や競合環境の変化以外にも、画一的なサービスが通用しにくく、自己選択意欲が高いといわれる団塊の世代の介護ニーズの高まりにともなう利用者のサービス選好の変化など、これまで以上に「経営」の感覚をもって対応していくことが求められていくものと思われる。信用金庫においても、こうした視点をもちつつ、地域の在宅介護を支えるデイサービス事業者と向き合っていくことが望まれよう。

## 〈参考文献〉

- ・厚生労働省『在宅サービスについて』（2013.9）
- ・財団法人 高齢者住宅財団『サービス付き高齢者向け住宅等の実態に関する調査研究』（2013.3）
- ・辻川泰史編著『デイサービスのはじめかた・つづけかた』（秀和システム、2014.2）

## 地域・中小企業関連経済金融日誌（2014年4月）

- 1日 ● 財務局等、「平成25年度 地域密着型金融に関する取組みへの顕彰」について公表 資料 1
- 日本銀行、全国企業短期経済観測調査（短観、2014年3月）を公表 資料 2
- 17日 ● 日本銀行、地域経済報告－さくらレポート－（2014年4月）を公表 資料 3
- 23日 ● 経済産業省、「平成26年1-3月期地域経済産業調査」を公表 資料 4
- 日本銀行、金融システムレポート（2014年4月号）を公表 資料 5
- 25日 ● 中小企業庁、「2014年版中小企業白書」を公表 資料 6
- 中小企業庁、「平成25年台風26号による災害に関する被災中小企業・小規模事業者支援策」の延長を公表
- 金融庁、「新規融資や経営改善・事業再生支援等における参考事例集（追加版Part1）」を公表 資料 7
- 金融庁、「専門人材の活用に係る参考事例集」を公表 資料 8

※「地域・中小企業関連経済金融日誌」は、官公庁等の公表資料等をもとに、地域金融や中小企業金融に関連が深い項目について、当研究所が取りまとめたものである。  
 「●」表示の項目については、解説資料を掲載している。

### （資料1）

#### 「平成25年度 地域密着型金融に関する取組みへの顕彰」について公表（4月1日）

全国の財務（支）局・沖縄総合事務局は、2013年度の地域密着型金融に関する取組みへの顕彰結果を公表した。同顕彰では、中長期的な視点にたち組織全体として継続的に推進している地域金融機関が選定されている。

2013年度に顕彰された信用金庫の取組みは、以下の通りである。

#### 信用金庫に対する地域密着型金融に関する取組みへの顕彰

信用金庫	取組みのテーマ	顕彰の理由
北門	廃業支援と創業支援を複合した事業再生事例	中小企業にとって切実な問題の一つである廃業について、地域のニーズをくみ上げ、企業に寄り添うスタンスで廃業を支援し、そのうえで事業承継に成功している点
北見	外部専門家との連携による事業承継支援と第二創業支援	後継者による第二創業は、不安だけでなく、夢や目標もあってモチベーションが高まるが、そのような状況下で外部専門家の知見を活用し、新たな事業展開に繋げている点

信用金庫	取組みのテーマ	顕彰の理由
石巻	外部機関と連携した経営改善支援コンサルティングおよびDDS、業界ファンドを活用した企業再生（震災復興）への取組み	外部専門家と連携体制を構築して実施した経営改善支援の取組事例であることや、企業の事業部門の再構築にも関与し、被災地における事業展開を踏まえた支援取組みを行うなど、地域金融機関として求められるコンサルティング機能を適切に発揮している点
多摩	地元産官学と連携した創業支援への取組み（創業支援施設の運営）	地元産官学と連携した取組みを各地域で行っているほか、各種支援やアドバイスを発行しており、その結果、東京都中小企業振興公社の事業可能性評価事業に選ばれる事業者も出るなど、具体的な創業支援に繋がっている点
朝日	有力中堅企業等の開拓・深耕等を目的とした「業務推進室」の創設	専任部署の活用により、従来の取引規模や金利水準とかけ離れた先に対して顧客目線での効果的な訪問活動を行うことにより、顧客の経営実態を踏まえた大口資金ニーズの掘り起こしや、重点活動地域外での新規顧客開拓といった新規融資拡大の取組みを行っている点
川口	環境分野への資金支援及び環境保全などの地域貢献活動	成長が期待される分野への資金支援や環境分野を中心とした社会貢献活動に積極的に取り組むとともに、活動状況の情報発信に取り組んでいる点
富山	北陸新幹線開業に向けた地域活性化への取組み	県内の金融機関が連携した観光誘致活動と、様々な外部機関との連携により、取引先企業に対して、商品開発から販路開拓に至るまでのトップライン支援や、経営改善計画策定支援に取り組んでいる点
焼津	地域ブランド“屋号”を活用した地域活性化の取組み	金庫及び地域の特色である“屋号”を活かした地域活性化プロジェクトを当金庫が主体的に立上げ、地元自治体や企業等と連携し地域活性化に取り組んでいる点
岡崎	「主要顧客サポート記録表」の制定による経営改善支援	中小企業経営者の経営改善に対する意識を高め、円滑に支援を進めるために必要な項目を設定した顧客記録表を独自に制定し、コンサルティング機能の発揮に取り組んでいる点
広島	外部専門家等との連携によるモノづくり産業の競争力強化に関する経営支援活動	広島県の基幹産業である製造業の企業価値向上、競争力強化に資するため、公益社団法人日本プラントメンテナンス協会と業務連携し、製造業の事業面（生産性向上等）の支援スキームを構築し、当スキームの実施には、県内の他金庫にも呼びかけ、共同でのサポート活動に繋げるなど、地域の面的再生に向けた取組を積極的に実施している点
呉	広島県と連携した知的資産経営支援	中小企業が持つ隠れた技術力やノウハウなどを発掘・評価する「広島県中小企業技術・経営力評価制度」の創設（全国的にも数少ない）に金庫が立上げから関わり、同制度を活用した融資制度の創設やセミナーの開催など、公益財団法人ひろしま産業振興機構と連携した知的財産経営支援に積極的に取り組んでいる点
高松	再生可能エネルギー推進への取組み	今後のエネルギー動向を視野に入れた地元中小事業者の運営による太陽光発電事業に対する推進情報を共有して融資を実行し、電力の地産・地消に寄与している点
愛媛	地域密着型金融推進活動事例集の創刊について	地域の中小企業に対する金融機関のコンサルティング機能について、取組事例を冊子により情報発信することで、具体的な内容を手軽に経営者が受け取れるようにした点
大牟田柳川	零細企業者に対する経営分析および販路拡大支援の取組み	業況の厳しい企業に対して、中小企業診断士の資格を持つ金庫担当者が常駐し、経営アドバイスを発行しているほか、当金庫の取引先を紹介（マッチング）し、販路拡大支援を実施するなど、「零細企業者」に対する積極的な支援に取り組んでいる点
遠賀	外部専門家の派遣等による集中的な経営支援の取組み	売上規模に比して財務管理が不十分であった企業に対し、当庫から経営コンサルタントを派遣するなどして、経営者だけでなく社員の収益管理に対する意識を向上させ、業績についても黒字回復させた点
宮崎 都城 延岡 高鍋 南郷	グループ化事業に基づく新規融資開拓等	県内信用金庫の信用力向上や各金庫の経営基盤の強化を図ること等を目的に「グループ化事業」を設立し、税理士会と連携した統一融資商品の開発や、個別金庫では対応できない案件について協調融資を実行。税理士会との連携によりコンサルティング機能の充実を図るほか、これまで個別金庫では対応できなかった大口融資にも対応可能となるなど、多様化する顧客ニーズに応じた更なる中小企業支援等に向けた体制を構築した点



信用金庫	取組みのテーマ	顕彰の理由
コザ	地域活性化への取組み	沖縄市、沖縄商工会議所、胡屋地区商店街振興組合、信金中央金庫などと連携した「胡屋地区商店街活性化に向けたコンサルティング」の実施、信用金庫ネットワークを活用した「北海道物産の常設販売店」の設置や「おきなわモニターツアー」を企画するなど、沖縄市の活性化、持続的な発展に寄与するための様々な活動を、組織全体として継続的に行っている点

(備考) 各財務(支)局・沖縄総合事務局資料をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(<http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140401-2.html> 参照)

## (資料2)

### 日本銀行、全国企業短期経済観測調査（短観、2014年3月）を公表（4月1日）

日本銀行は、全国企業短期経済観測調査（短観、2014年3月）を公表した。

中小企業の景況判断DIは以下のとおり。

#### 1. 中小企業製造業

中小企業製造業は、前期比3ポイント改善のプラス4となり、2期連続でプラス水準が続いた。改善が大きかった業種は、「木材・木製品」が20ポイント改善のプラス32、「窯業・土石製品」が12ポイント改善のプラス22、「その他製造業」が10ポイント改善の△13など。

#### 2. 中小企業非製造業

中小企業非製造業は、前期比4ポイント改善のプラス8となり、2期連続でプラス水準が続いた。改善が大きかった業種は、「卸・小売」が8ポイント改善のプラス8、「鉱業・採石業・砂利採取業」が7ポイント改善のプラス24など。

(<http://www.boj.or.jp/statistics/tk/tankan03b.htm/> 参照)

## (資料3)

### 日本銀行、地域経済報告 —さくらレポート—（2014年4月）を公表（4月17日）

日本銀行は、「地域経済報告 —さくらレポート—（2014年4月）」を公表した。

各地の景気情勢では、消費税率引上げに伴う駆け込み需要とその反動の影響を受けつつも、基調的には、「回復を続けている」「緩やかに回復している」等としている。この背景としては、国内需要が堅調に推移し、生産が緩やかな増加基調をたどる中で、雇用・所得環境も改善していることをあげている。

前回（2014年1月）と比較すると、8地域（北海道、東北、関東甲信越、東海、近畿、中国、四国、九州・沖縄）は、景気の改善度合いに関する基調的な判断に変化はないとしている。北陸は、設備投資の持直しの明確化等を背景に判断を引き上げている。

(<http://www.boj.or.jp/research/brp/rer/rer140417.htm/> 参照)

#### (資料4)

##### 経済産業省、「平成26年1-3月期地域経済産業調査」を公表（4月23日）

経済産業省は、「平成26年1-3月期地域経済産業調査」について公表した。今回の調査結果のポイントは以下のとおりとなっている。

#### 1. 総論

全体の景況判断は前期から据え置き、「持ち直している」とした。地域別では、北陸、四国、九州の3地域で景況判断を上方修正し、その他の7地域で景況判断を据え置いた。

#### 2. 生産

自動車産業を中心に、消費税率引上げに伴う駆け込み需要による販売が好調なことから堅調に推移した。

#### 3. 設備投資

製造業で、一部に生産能力増強のための積極的な投資の動きがみられた。非製造業では、全国的に小売業を中心に新規出店や既存店舗のリニューアルの動きがみられた。

#### 4. 雇用

非正規社員の雇用が中心で継続しているが、一部に管理部門を中心に新規採用や正社員の雇用を増加する動きがみられた。

#### 5. 個人消費

全国的に百貨店では、高額商品等の販売が堅調に推移し、消費税率引上げに伴う駆け込み需要から、生活必需品、白物家電、乗用車の販売が好調に推移した。観光では、円安等の効果もあり、外国人観光客も増加しているとの声が聞かれた。

(<http://www.meti.go.jp/press/2014/04/20140423002/20140423002.html> 参照)

#### (資料5)

##### 日本銀行、金融システムレポート（2014年4月号）を公表（4月23日）

日本銀行は、金融システムレポート（2014年4月号）を公表した。

同レポートでは、金融機関（銀行、信用金庫）の経営状況について、以下の指摘がなされている。

- ・金融機関（銀行・信用金庫）は、全体としてみると、資本基盤が充実しており、十分な資金流動性も確保されている。このため、大幅な景気後退や金利上昇といったストレスのもとでも自己資本比率が規制水準を維持するなど、金融機関は経済・金融面のショックに対して、相応に強いリスク耐性を備えている。
- ・個別にみると、資本基盤が相対的に弱く、リーマン・ショック後の資産内容の回復が遅れている金融機関もみられる。こうした金融機関では、着実に自己資本の強化に取り組んでいく必要がある。
- ・金融機関は、国内外での貸出を積極化しているほか、有価証券投資においても、小幅ながら

リスク・テイクを強める動きがみられる。金融機関の貸出は、中小企業向けを中心に伸びを高めており、業種・地域にも広がりがみられる。

- ・足もとの景気回復は、金融機関の収益にもプラスの影響を及ぼしている。株式投資に関連する収益や投資信託の販売増加、信用コストの減少などである。
- ・もっとも、国内預貸業務を通じる基礎的な収益力は、趨勢的な貸出利鞘の縮小などから、低下傾向に歯止めがかかっていない。特に、地域金融機関の収益環境には厳しいものがある。これらは、現下の金融システム全体の安定性や機能度に影響するものではないが、中長期的には損失吸収力やリスク・テイク余力を制約していく可能性があることから、克服していくべき課題である。

(<http://www.boj.or.jp/research/brp/fsr/fsr140423.htm/> 参照)

#### (資料6)

#### 中小企業庁、「2014年版中小企業白書」を公表（4月25日）

中小企業庁は、「平成25年度中小企業の動向」および「平成26年度中小企業施策」（中小企業白書）をとりまとめ、公表した。

同白書は、「小規模企業振興基本法案」の国会への提出を受け、小規模事業者特に焦点をあて、起業・創業、事業承継・廃業、海外展開、新しい潮流というテーマに沿って小規模事業者の実態や課題を明らかにしている。

また、中小企業・小規模事業者支援施策を周知するため、国・都道府県・市区町村の施策を検索・比較・一覧できる「施策マップ」や地域の中核企業（「コネクターハブ企業」）を企業間取引のビッグデータから探し出すシステムの開発等の具体的施策を盛り込んでいる。

章構成は以下の通りである。

#### 第1部 平成25年度（2013年度）の中小企業・小規模事業者の動向

- ・2013年度の中小企業・小規模事業者の動向

#### 第2部 中小企業・小規模事業者が直面する経済・社会構造の変化

- ・我が国の中長期的な構造変化
- ・地域の抱える課題と地域活性化

#### 第3部 中小企業・小規模事業者が担う我が国の未来

- ・「小規模事業者」の構造分析－需要開拓こそ最重要課題－
- ・起業・創業－新たな担い手の創出－
- ・事業承継・廃業－次世代へのバトンタッチ－
- ・海外展開－成功と失敗の要因を探る－
- ・新しい潮流－課題克服の新しい可能性－

#### 第4部 中小企業・小規模事業者の支援の在り方

- ・ 中小企業・小規模事業者支援の現状と今後の在り方
- ・ 中小企業・小規模事業者施策の認知度、活用状況、評価
- ・ コネクターハブ企業と地域産業構造分析システム

(<http://www.meti.go.jp/press/2014/04/20140425001/20140425001.html> 参照)

#### (資料7)

金融庁、「新規融資や経営改善・事業再生支援等における参考事例集（追加版Part1）」を公表（4月25日）

金融庁は、「新規融資や経営改善・事業再生支援等における参考事例集（追加版Part1）」を公表した。本事例集は、2013年10月25日に公表した「新規融資や経営改善・事業再生支援等における参考事例集」の追加版に該当する。

本事例集は、「新規融資」「本業の収益改善」「経営改善・事業再生支援等」「創業支援」の4項目で構成されている。それぞれに掲載されている信用金庫業界からの事例は以下のとおり。

#### 1. 新規融資（7件）

信用金庫業界からの事例はなし。

#### 2. 本業の収益改善（トップライン支援）（8件）

信用金庫業界からは、以下の3件が紹介されている。

- ・ 地域資源の価値創造に向けた地域ネットワークの構築（大地みらい信用金庫）
- ・ 「新現役交流会」で販路拡大などの課題解決を図った事例（足立成和信用金庫）
- ・ 中小企業技術・経営力評価融資等の取組み（呉信用金庫）

#### 3. 経営改善・事業再生支援等（6件）

信用金庫業界からは、以下の2件が紹介されている。

- ・ 外部専門家との連携による事業承継支援と第二創業支援（北見信用金庫）
- ・ 債務の株式化（DES）を活用した事業再生支援（岐阜信用金庫）

#### 4. 創業支援（4件）

信用金庫業界からは、以下の1件が紹介されている。

- ・ 外部専門家との連携による農業分野への開業資金の取組み（伊万里信用金庫）

(<http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140425-2.html> 参照)

#### (資料8)

金融庁、「専門人材の活用に係る参考事例集」を公表（4月25日）

金融庁は、金融機関による中小企業等に対する経営支援の促進の観点から、専門人材の活用事例等を取りまとめた事例集を公表した。

本事例集は、「ものづくり支援」「販路拡大支援」「海外展開支援」「創業支援」「全般的な経

営支援」の5項目で構成されている。それぞれに掲載されている信用金庫業界からの事例は以下のとおり。

1. ものづくり支援（6件）

信用金庫業界からは、以下の1件が紹介されている。

- ・日本プラントメンテナンス協会と提携し、多くの製造業（取引先）が抱える生産管理等の課題を支援した事例（広島県内4信金）

2. 販路拡大支援（6件）

信用金庫業界に関する事例はなし。

3. 海外展開支援（3件）

信用金庫業界に関する事例はなし。

4. 創業支援（3件）

信用金庫業界からは、以下の1件が紹介されている。

- ・七尾商工会議所、日本政策金融公庫、七尾市と協定を締結した「ななお創業支援」の事例（のと共栄信用金庫）

5. 全般的な経営支援（11件）

信用金庫業界からは、以下の6件が紹介されている。

- ・関東経産局と共同し、企業OBである「新現役」と、地域中小企業とのマッチングを行っている事例（多数の信用金庫）
- ・「中小企業支援ネットひょうご」の提携団体として企業支援を行っている事例（兵庫県内信用金庫）
- ・中小企業等の全てのライフステージ・経営課題に応じた専門家派遣等を金庫独自の事業として展開している「課題解決プラットフォームTAMA」の事例（多摩信用金庫）
- ・新現役交流会において、新現役と支援を希望する中小・零細企業をコーディネートした事例（三島信用金庫）
- ・中小企業等がかかえる様々な課題に対して、民間の専門家を派遣している「専門家派遣制度」の事例（浜松信用金庫）
- ・関東経済産業局が独自に創設したマネジメントメンター制度（新現役が有する豊富な実務経験、専門知識や人的ネットワークを中小企業の課題解決に活用する制度）を活用しながら、地域の特性に合わせて金庫独自の運用を目指している事例（浜松信用金庫）

(<http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140425-3.html> 参照)

## 信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録(4月)

### 1. レポート等の発行

発行日	レポート分類	通巻	タイトル	執筆者
14.4.1	内外金利・為替見通し	26-1	消費税増税で家計支出が落ち込む一方、輸出は徐々に回復へ	斎藤大紀 黒岩達也
14.4.11	ニュース&トピックス	26-1	信用金庫の「個人による貸家業」向け貸出（アパートローン）の動向	刀禰和之
14.4.15	中小企業景況レポート	155	全国中小企業景気動向調査結果（1～3月期）特別調査（消費税率引上げの影響と賃金・価格改定の動向）	—
14.4.23	ニュース&トピックス	26-4	2013年度の全国信用金庫の預金・貸出金動向（速報）	井上有弘

### 2. 講座・講演・放送等の実施

実施日	種類	タイトル	講座・講演会・番組名称	主催	講師等
14.4.10	講演	信用金庫における中小企業景気動向調査と地域情報還元の意義	山形県内4金庫合同 部店長研修	山形県信用金庫協会	鉢嶺実
14.4.12	講演	①起業の心構えと準備 ②資金調達と地域金融機関	川口信用金庫寄附講座	日本工業大学	①鉢嶺実 ②竹村秀晃
14.4.16	講演	中小企業支援における支援機関の活用について	次長、本部関連部門向け 講演会	伊達信用金庫	藤津勝一
14.4.16	講演	時代に挑む！中小企業の熱き経営者達	江戸川北法人会 源泉部 会専門コース講演会	江戸川北法人会（小松川信用金庫）	鉢嶺実
14.4.18	講演	医療・介護業界の動向と堅調経営を続ける介護事業者の事例	「医療・介護業界向け融資推進」勉強会	三条信用金庫	鉢嶺実
14.4.19	講演	①アベノミクスと消費税増税後の日本経済 ②医療・介護分野への営業推進について ③信用金庫における創業支援について	営業店長向け勉強会	福島信用金庫	①角田匠 ②③鉢嶺実
14.4.23	講演	医療・介護業界の動向について	医療・介護業界動向等研修会	富山信用金庫	鉢嶺実
14.4.23	講演	日本経済の現状と展望	法人専担者会議講演会	飯能信用金庫	斎藤大紀
14.4.25	講演	事例でみるイノベーション発想での挑戦	岡崎碧青会 経営者セミナー	碧海信用金庫	藤津勝一

### 3. 原稿掲載

発行日	タイトル	掲載紙	発行	執筆者
14.4.7	海外経済と金融政策（アメリカ）	週刊金融財政事情	（社）金融財政事情研究会	角田匠
14.4.15	信用金庫取引先にみる中小企業の景況感	経営センサー	（株）東レ経営研究所	鉢嶺実

# 統計

## 1. 信用金庫統計

- (1) 信用金庫の主要勘定概況…………… 69
- (2) 信用金庫の店舗数、合併等…………… 71
- (3) 信用金庫の預金種類別預金・地区別預金…………… 72
- (4) 信用金庫の預金者別預金…………… 73
- (5) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金…………… 74
- (6) 信用金庫の貸出先別貸出金…………… 75
- (7) 信用金庫の余裕資金運用状況…………… 76

## 2. 金融機関業態別統計

- (1) 業態別預貯金等…………… 77
- (2) 業態別貸出金…………… 78

統計資料の照会先：  
信金中央金庫 地域・中小企業研究所  
Tel 03-5202-7671 Fax 03-3278-7048

### (凡 例)

- 1. 金額は、単位未満切捨てとした。
  - 2. 比率は、原則として小数点以下第1位までとし第2位以下切捨てとした。
  - 3. 記号・符号表示は次のとおり。
    - 〔0〕 ゼロまたは単位未満の計数
    - 〔…〕 不詳または算出不能
    - 〔r〕 訂正数字
    - 〔-〕 該当計数なし
    - 〔\*〕 1,000%以上の増加率
    - 〔b〕 b印までの数字と次期以降との数字は不連続
    - 〔△〕 減少または負
    - 〔p〕 速報数字
  - 4. 地区別統計における地区のうち、関東には山梨、長野、新潟を含む。東海は静岡、愛知、岐阜、三重の4県、九州北部は福岡、佐賀、長崎の3県、南九州は熊本、大分、宮崎、鹿児島県の4県である。
- ※ 信金中金 地域・中小企業研究所のホームページ(<http://www.scbri.jp/>)よりExcel形式の統計資料をダウンロードすることができます。

## 1. (1) 信用金庫の主要勘定概況

### ○預 金

3月（速報）の全国信用金庫の預金は月中3,163億円、0.2%減と、前年同月（4,296億円、0.3%減）と同様に減少した。

- ①要求払預金は、月中908億円、0.1%減と、前年同月（1,061億円、0.2%減）と同様に減少した。
- ②定期性預金は、月中3,960億円、0.4%減と、前年同月（5,055億円、0.6%減）と同様に減少した。
- ③外貨預金等は、月中1,703億円、76.6%増加した。

なお、2014年3月末の預金の前年同月比増減率は、2.5%増となった。

### ○貸出金

貸出金は、月中8,031億円、1.2%増と、前年同月（9,277億円、1.4%増）と同様に増加した。

- ①割引手形は、月中308億円、3.4%増と、前年同月（1,346億円、14.5%増）と同様に増加した。
- ②貸付金は、月中7,719億円、1.2%増と、前年同月（7,931億円、1.2%増）と同様に増加した。

なお、2014年3月末の貸出金の前年同月比増減率は、1.3%増となった。

### ○余資運用資産

余資運用資産は、月中9,029億円、1.2%減と、前年同月（5,402億円、0.7%減）と同様に減少した。

主な内訳をみると、預け金は、月中1兆699億円、3.4%減となった。

コールローンは、月中2,309億円、56.8%減となった。

有価証券は、外国証券(469億円減)、短期社債(179億円減)、社債(109億円減)が減少したものの、国債(1,685億円増)、地方債(591億円増)、投資信託(230億円増)等が増加したことから、月中1,839億円、0.4%増となった。

信用金庫の主要勘定増減状況 (2014年3月末速報)

(単位: 百万円、%)

区 分	残 高	前月比増減		前年同月比 増 減 率	前 年 同 月			
		増 減 額	増 減 率		月中増減額	月中増減率	前年同月比 増 減 率	
資 産 項 目	現 金 (小 切 手 ・ 手 形)	1,500,577 ( 156,328 )	227,935 ( 61,360 )	17.9 ( 64.6 )	3.4 (△ 27.3 )	200,155 ( 130,201 )	16.0 ( 153.3 )	△ 4.5 (△ 17.7 )
	預 け 金 (信 金 中 金 預 け 金 (譲 渡 性 預 け 金)	29,749,368 ( 22,787,642 ) ( 20,000 )	△ 1,069,977 (△ 877,890 ) (△ 34,000 )	△ 3.4 (△ 3.7 ) (△ 62.9 )	7.8 ( 7.6 ) (△ 53.4 )	△ 709,755 (△ 768,139 ) (△ 33,000 )	△ 2.5 (△ 3.5 ) (△ 43.4 )	4.2 ( 2.1 ) ( 22.8 )
	買 入 手 形 コ ー ル ロ ー ン	- 175,264	- △ 230,932	- △ 56.8	- △ 37.4	- △ 349,533	- △ 55.4	- △ 9.8
	買 現 先 勘 定 債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	買 入 金 銭 債 権	210,835	△ 2,053	△ 0.9	△ 39.6	△ 23,956	△ 6.4	6.2
	金 銭 の 信 託	139,818	△ 11,479	△ 7.5	△ 30.4	△ 12,707	△ 5.9	4.0
	商 品 の 価 証 券	3,270	△ 425	△ 11.5	△ 39.3	△ 336	△ 5.8	21.9
	有 価 証 券	39,270,634	183,988	0.4	0.5	355,912	0.9	5.3
	国 債	9,981,243	168,573	1.7	△ 5.6	138,595	1.3	2.3
	地 方 債	7,890,121	59,180	0.7	8.7	156,790	2.2	12.3
	短 期 社 債	3,999	△ 17,983	△ 81.8	△ 81.1	△ 30,773	△ 59.2	685.5
	社 債	16,479,258	△ 10,975	△ 0.0	1.4	87,445	0.5	6.1
	株 式 債 券	546,153	6,246	1.1	△ 9.9	37,939	6.6	4.5
	貸 付 信 託	1	-	-	-	-	-	-
	投 資 信 託	826,607	23,063	2.8	23.3	37,606	5.9	16.5
	外 国 証 券	3,442,735	△ 46,921	△ 1.3	△ 3.5	△ 66,010	△ 1.8	△ 3.7
	そ の 他 の 証 券	99,778	2,071	2.1	0.4	△ 5,683	△ 5.4	△ 0.4
	小 計	71,049,766	△ 902,945	△ 1.2	3.0	△ 540,220	△ 0.7	4.6
	貸 出 金 (月 中 平 残)	64,539,279 ( 63,805,930 )	803,164 ( 224,310 )	1.2 ( 0.3 )	1.3 ( 1.3 )	927,783 ( 357,297 )	1.4 ( 0.5 )	△ 0.1 (△ 0.3 )
(うち金融機関貸付金)	( 1,479,649 )	( 219,377 )	( 17.4 )	( 34.5 )	( 245,628 )	( 28.7 )	( 9.7 )	
割 引 手 形	935,469	30,877	3.4	△ 11.8	134,610	14.5	△ 7.5	
貸 付 金	63,603,425	771,903	1.2	1.5	793,172	1.2	△ 0.0	
手 形 貸 付	3,999,209	48,681	1.2	△ 2.0	29,286	0.7	△ 4.8	
証 書 貸 付	56,881,086	586,762	1.0	1.8	660,997	1.1	0.3	
当 座 貸 付	2,723,130	136,462	5.2	1.8	102,889	4.0	△ 0.8	
負 債 項 目	預 金 ・ 積 金 (月 中 平 残)	128,054,217 ( 127,573,880 )	△ 316,312 (△ 38,523 )	△ 0.2 (△ 0.0 )	2.5 ( 2.5 )	△ 429,669 (△ 38,379 )	△ 0.3 (△ 0.0 )	1.8 ( 1.7 )
	要 求 払 預 金	45,911,550	△ 90,820	△ 0.1	4.9	△ 106,130	△ 0.2	3.5
	当 座 預 金	2,845,695	446,744	18.6	0.0	594,339	26.4	1.8
	普 通 預 金	40,789,661	△ 546,436	△ 1.3	4.7	△ 434,981	△ 1.1	4.0
	貯 蓄 預 金	1,038,585	9,777	△ 0.9	△ 3.1	1,537	△ 0.1	△ 0.5
	通 知 預 金	364,909	191,766	110.7	17.4	154,424	98.8	△ 17.6
	別 段 預 金	838,591	△ 177,086	△ 17.4	48.4	△ 421,883	△ 42.7	2.6
	納 税 準 備 預 金	33,491	3,354	11.1	0.7	3,508	11.8	△ 0.7
	定 期 性 預 金	81,749,909	△ 396,014	△ 0.4	1.3	△ 505,581	△ 0.6	1.0
	定 期 預 金	76,787,430	△ 385,585	△ 0.4	1.4	△ 472,646	△ 0.6	1.2
定 積 預 金	4,962,340	△ 10,568	△ 0.2	△ 0.3	△ 32,935	△ 0.6	△ 1.9	
外 貨 預 金 等	392,592	170,358	76.6	△ 12.2	182,042	68.6	△ 2.5	
実 質 預 金	127,897,889	△ 377,671	△ 0.2	2.5	△ 559,870	△ 0.4	1.9	
譲 渡 性 預 金	58,087	△ 14,668	△ 20.1	13.7	△ 15,994	△ 23.8	2.4	
借 用 金	918,536	115,764	14.4	50.9	84,889	16.2	10.1	
預 貸 率	50.3							

(備考) 預貸率=貸出金/預金・積金×100 (預金には譲渡性預金を含む。)



## 1. (2) 信用金庫の店舗数、合併等

信用金庫の店舗数、会員数、常勤役員数の推移

(単位：店、人)

年月末	店舗数				会員数	常勤役員数				
	本店 (信用金庫数)	支店	出張所	合計		常勤役員	職 員			合計
							男子	女子	計	
2010. 3	272	7,089	258	7,619	9,317,116	2,271	76,640	36,722	113,362	115,633
11. 3	271	7,052	261	7,584	9,318,325	2,258	75,867	37,835	113,702	115,960
12. 3	271	7,005	259	7,535	9,318,366	2,238	74,678	38,344	113,022	115,260
12. 6	271	7,006	257	7,534	9,322,161	2,242	76,271	40,532	116,803	119,045
9	271	6,999	257	7,527	9,316,044	2,242	75,422	39,874	115,296	117,538
12	270	6,986	253	7,509	9,317,924	2,237	74,824	39,409	114,233	116,470
13. 3	270	6,982	252	7,504	9,305,143	2,238	73,078	38,484	111,562	113,800
4	270	6,984	252	7,506	9,301,308	2,230	75,394	40,913	116,307	118,537
5	270	6,984	252	7,506	9,303,032	2,226	75,222	40,869	116,091	118,317
6	270	6,984	251	7,505	9,292,314	2,239	74,785	40,676	115,461	117,700
7	270	6,983	250	7,503	9,288,949	2,244	74,519	40,468	114,987	117,231
8	270	6,983	250	7,503	9,286,774	2,243	74,299	40,296	114,595	116,838
9	270	6,977	244	7,491	9,289,894	2,241	73,960	40,000	113,960	116,201
10	270	6,971	245	7,486	9,289,878	2,237	73,765	39,948	113,713	115,950
11	268	6,961	242	7,471	9,290,405	2,232	73,616	39,878	113,494	115,726
12	268	6,960	242	7,470	9,292,982	2,230	73,369	39,622	112,991	115,221
14. 1	268	6,953	242	7,463	9,293,399	2,227	73,135	39,461	112,596	114,823
2	267	6,950	240	7,457	9,294,820	2,228	72,936	39,323	112,259	114,487
3 p	267			7,446	9,282,791					112,446

## 信用金庫の合併等

年月日	異 動 金 庫 名				新金庫名	金庫数	異動の種類
2005年2月14日	北海	古平			北海	300	合併
2005年2月14日	阪奈	八光			大阪東	299	合併
2005年3月14日	(大分県信組)	杵築			(大分県信組)	298	合併・解散
2005年7月19日	仙台	塩竈			杜の都	297	合併
2005年10月17日	高鍋	西諸			高鍋	296	合併
2005年11月21日	新川水橋	滑川			にいかわ	295	合併
2005年11月21日	広島	大竹			広島	294	合併
2006年1月10日	多摩中央	八王子	太平		多摩	292	合併
2006年10月16日	三島	伊豆			三島	291	合併
2006年10月16日	愛媛	三津浜			愛媛	290	合併
2006年11月6日	島根中央	(出雲信組)			島根中央	290	合併
2007年1月9日	下関	津和野	宇部	吉南	西中国	287	合併
2007年10月9日	名寄	士別			北星	286	合併
2007年11月26日	かんら	ぐんま	多野		しののめ	284	合併
2008年1月15日	沼津	駿河			沼津	283	合併
2008年1月15日	きのくに	湯浅			きのくに	282	合併
2008年1月21日	伊達	(室蘭商工信組)			伊達	282	合併
2008年3月17日	鶴岡	酒田			鶴岡	281	合併
2008年5月19日	八戸	十和田			八戸	280	合併
2008年7月7日	盛岡	二戸			盛岡	279	合併
2009年2月16日	山形	(山形庶民信組)			山形	279	合併
2009年7月13日	羽後	秋田ふれあい			羽後	278	合併
2009年10月13日	西中国	岩国	(下関市職員信組)		西中国	277	合併
2009年11月9日	八戸	あおもり	下北		青い森	275	合併
2009年11月24日	北見	紋別			北見	274	合併
2010年1月12日	山口	萩			萩山口	273	合併
2010年2月15日	杵島	西九州			九州ひぜん	272	合併
2011年2月14日	富山	上市			富山	271	合併
2012年11月26日	東山口	防府			東山口	270	合併
2013年11月5日	大阪市	大阪東	大福		大阪シティ	268	合併
2014年1月6日	三浦藤沢				かながわ	268	名称変更
2014年2月24日	十三	摂津水都			北おおさか	267	合併

# 1. (3) 信用金庫の預金種別預金・地区別預金

## 預金種別預金

(単位：億円、%)

年 月 末	預金計		要求払		定期性		外貨預金等		実質預金		譲渡性預金	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2010. 3	1,173,806	1.6	388,510	0.9	780,139	2.0	5,157	4.8	1,171,806	1.6	470	△ 9.1
11. 3	1,197,465	2.0	401,123	3.2	790,761	1.3	5,580	8.1	1,195,493	2.0	525	11.6
12. 3	1,225,884	2.3	422,706	5.3	798,587	0.9	4,590	△ 17.7	1,223,269	2.3	498	△ 5.0
12. 6	1,247,750	2.0	434,583	3.7	810,227	1.0	2,940	5.1	1,246,141	1.9	898	22.3
9	1,250,281	2.1	435,526	4.2	811,835	1.1	2,919	△ 10.2	1,248,283	2.1	797	1.6
12	1,260,119	1.9	443,601	3.7	813,844	1.0	2,674	△ 8.0	1,258,165	1.9	772	2.4
13. 3	1,248,763	1.8	437,668	3.5	806,621	1.0	4,472	△ 2.5	1,246,612	1.9	510	2.4
4	1,262,871	1.6	450,147	3.0	810,183	0.9	2,539	△ 13.1	1,261,950	1.7	695	△ 7.7
5	1,257,518	1.8	442,596	3.5	812,369	1.0	2,552	△ 22.5	1,256,574	1.8	713	△ 15.0
6	1,273,930	2.0	453,738	4.4	817,451	0.8	2,740	△ 6.8	1,272,413	2.1	810	△ 9.8
7	1,268,196	2.1	444,568	4.5	821,055	0.9	2,572	△ 6.4	1,267,298	2.1	751	△ 16.3
8	1,273,900	2.3	449,513	4.8	821,900	1.0	2,486	△ 7.6	1,272,305	2.2	763	△ 16.6
9	1,278,023	2.2	454,329	4.3	821,146	1.1	2,547	△ 12.7	1,276,665	2.2	762	△ 4.4
10	1,276,569	2.3	455,975	4.8	818,213	1.1	2,380	△ 9.4	1,275,657	2.3	776	1.8
11	1,276,149	2.6	454,642	5.4	819,203	1.1	2,302	△ 11.2	1,274,614	2.5	867	2.1
12	1,291,363	2.4	465,786	5.0	823,239	1.1	2,337	△ 12.6	1,289,541	2.4	931	20.5
14. 1	1,278,479	2.4	451,838	4.7	824,275	1.3	2,366	△ 11.3	1,277,512	2.4	768	4.1
2	1,283,705	2.4	460,023	4.8	821,459	1.2	2,222	△ 16.2	1,282,755	2.4	727	8.5
3 p	1,280,542	2.5	459,115	4.9	817,499	1.3	3,925	△ 12.2	1,278,978	2.5	580	13.7

(備考) 1. 預金計には譲渡性預金を含まない。  
2. 実質預金は預金計から小切手・手形を差引いたもの

## 地区別預金

(単位：億円、%)

年 月 末	北海道		東北		東京		関東		北陸		東海	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2010. 3	62,249	2.4	42,044	0.9	216,091	1.2	222,137	1.0	35,517	1.6	236,300	1.9
11. 3	63,609	2.1	42,455	0.9	219,358	1.5	225,747	1.6	35,885	1.0	242,861	2.7
12. 3	65,059	2.2	45,660	7.5	223,533	1.9	231,594	2.5	36,003	0.3	248,839	2.4
12. 6	66,532	1.1	47,683	4.8	226,892	1.8	235,597	1.9	36,505	△ 0.1	251,488	2.3
9	66,684	2.0	47,694	3.3	227,135	1.9	235,582	2.0	36,369	△ 0.1	253,256	2.8
12	67,731	1.0	48,113	3.2	228,584	1.8	237,655	1.6	36,225	△ 0.4	255,266	2.7
13. 3	66,143	1.6	47,624	4.3	226,917	1.5	234,385	1.2	35,710	△ 0.8	255,448	2.6
4	67,128	1.3	48,950	3.6	229,286	1.2	237,764	1.2	36,121	△ 0.6	256,380	2.4
5	66,682	1.5	48,701	3.6	228,663	1.5	236,166	1.3	35,972	△ 0.4	255,615	2.5
6	68,005	2.2	49,352	3.5	230,968	1.7	239,686	1.7	36,360	△ 0.3	258,739	2.8
7	67,414	2.3	49,174	3.8	229,699	1.8	238,549	1.9	36,134	△ 0.4	258,416	3.0
8	67,613	2.4	49,516	3.9	230,535	1.9	239,783	2.0	36,252	△ 0.4	259,605	3.2
9	68,191	2.2	49,587	3.9	230,924	1.6	240,109	1.9	36,146	△ 0.6	261,470	3.2
10	67,675	2.3	49,692	4.3	230,971	1.7	240,187	2.0	36,199	0.3	260,766	3.4
11	68,016	2.1	49,697	4.7	230,886	2.0	239,867	2.3	36,078	0.6	260,802	3.7
12	69,316	2.3	50,333	4.6	232,603	1.7	242,747	2.1	36,428	0.5	264,718	3.7
14. 1	67,508	2.0	49,691	4.1	230,634	1.7	240,279	2.1	36,065	0.5	262,800	3.7
2	67,508	1.9	50,046	3.1	231,775	1.9	241,248	2.1	36,188	0.5	263,888	3.7
3 p	67,534	2.1	49,575	4.0	230,685	1.6	240,156	2.4	35,989	0.7	264,638	3.5

年 月 末	近畿		中国		四国		九州北部		南九州		全国計	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2010. 3	236,386	2.5	53,671	0.1	23,230	3.8	20,001	0.7	24,785	1.3	1,173,806	1.6
11. 3	242,384	2.5	54,435	1.4	23,929	3.0	20,195	0.9	25,182	1.6	1,197,465	2.0
12. 3	247,833	2.2	55,002	1.0	24,656	3.0	20,595	1.9	25,619	1.7	1,225,884	2.3
12. 6	252,547	2.0	56,166	1.1	25,299	3.3	21,304	2.0	26,154	1.4	1,247,750	2.0
9	252,989	1.8	56,292	2.0	25,316	3.9	21,250	1.6	26,176	1.9	1,250,281	2.1
12	255,145	1.9	56,583	2.3	25,627	3.5	21,416	△ 0.0	26,279	0.0	1,260,119	1.9
13. 3	252,958	2.0	55,866	1.5	25,484	3.3	20,826	1.1	25,889	1.0	1,248,763	1.8
4	255,856	1.7	56,639	1.5	25,637	2.7	21,425	0.6	26,173	0.7	1,262,871	1.6
5	255,136	2.1	56,338	1.5	25,534	2.4	21,203	0.7	26,012	0.6	1,257,518	1.8
6	258,144	2.2	57,206	1.8	25,882	2.3	21,555	1.1	26,383	0.8	1,273,930	2.0
7	257,013	2.1	56,745	1.5	25,815	2.3	21,415	1.5	26,219	0.8	1,268,196	2.1
8	258,119	2.4	57,063	1.6	25,937	2.5	21,559	1.8	26,338	0.9	1,273,900	2.3
9	259,150	2.4	57,172	1.5	25,831	2.0	21,530	1.3	26,318	0.5	1,278,023	2.2
10	258,908	2.6	56,889	1.3	25,863	2.0	21,528	1.5	26,332	1.2	1,276,569	2.3
11	258,821	2.6	56,693	1.4	25,914	2.4	21,497	1.9	26,326	1.6	1,276,149	2.6
12	261,302	2.4	57,498	1.6	26,209	2.2	21,818	1.8	26,831	2.0	1,291,363	2.4
14. 1	259,374	2.5	56,651	1.1	26,054	2.3	21,471	1.6	26,418	1.9	1,278,479	2.4
2	260,239	2.4	57,123	1.3	26,133	2.3	21,565	1.7	26,450	2.2	1,283,705	2.4
3 p	259,957	2.7	56,857	1.7	26,047	2.2	21,144	1.5	26,376	1.8	1,280,542	2.5

(備考) 沖縄地区は全国に含めた。

# 1. (4) 信用金庫の預金者別預金

(単位：億円、%)

年月末	預金計		個人預金		要求払		定期性		外貨預金等	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2010. 3	1,173,805	1.6	960,208	1.6	281,284	1.7	678,066	1.6	847	8.9
11. 3	1,197,462	2.0	978,354	1.8	291,020	3.4	686,397	1.2	926	9.3
12. 3	1,225,883	2.3	998,543	2.0	306,106	5.1	691,494	0.7	933	0.7
12. 6	1,247,749	2.0	1,009,040	1.8	315,454	4.4	692,675	0.7	900	△ 0.1
9	1,250,272	2.1	1,006,847	1.9	311,314	4.4	694,620	0.8	903	△ 2.0
12	1,260,118	1.9	1,018,214	1.8	319,825	4.3	697,480	0.7	899	△ 1.8
13. 3	1,248,761	1.8	1,013,971	1.5	318,245	3.9	694,797	0.4	920	△ 1.4
4	1,262,869	1.6	1,020,782	1.3	325,766	3.5	694,145	0.3	861	△ 7.5
5	1,257,517	1.8	1,014,002	1.6	319,963	4.2	693,165	0.5	864	△ 6.6
6	1,273,929	2.0	1,025,469	1.6	329,439	4.4	695,127	0.3	893	△ 0.7
7	1,268,195	2.1	1,021,511	1.6	322,514	4.4	698,144	0.3	843	△ 7.1
8	1,273,899	2.3	1,028,299	1.7	328,869	4.8	698,585	0.4	835	△ 6.6
9	1,278,021	2.2	1,023,104	1.6	324,717	4.3	697,555	0.4	822	△ 8.9
10	1,276,567	2.3	1,028,793	1.6	332,529	4.6	695,437	0.3	817	△ 7.8
11	1,276,147	2.6	1,025,227	1.8	328,373	5.2	696,070	0.3	774	△ 13.3
12	1,291,362	2.4	1,036,537	1.7	334,999	4.7	700,785	0.4	743	△ 17.3
14. 1	1,278,477	2.4	1,031,014	1.8	329,017	4.7	701,217	0.5	771	△ 16.1
2	1,283,703	2.4	1,037,494	1.8	336,528	4.6	700,204	0.5	752	△ 19.7
3 p	1,280,601	2.5	1,031,824	1.7	332,167	4.3	698,904	0.5	743	△ 19.1

年月末	一般法人預金		要求払		定期性		外貨預金等		公金預金	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2010. 3	179,509	0.8	94,976	△ 1.1	84,257	3.1	267	12.5	23,233	4.7
11. 3	181,934	1.3	96,853	1.9	84,723	0.5	349	30.5	25,841	11.2
12. 3	189,710	4.2	103,472	6.8	85,908	1.3	322	△ 7.6	26,732	3.4
12. 6	189,968	3.8	103,886	6.3	85,755	1.0	318	△ 13.6	38,288	△ 2.8
9	195,362	4.1	108,527	6.8	86,494	1.0	333	△ 11.3	37,027	△ 1.5
12	195,199	2.2	108,835	3.3	86,054	0.9	301	△ 12.2	36,102	2.4
13. 3	195,132	2.8	107,277	3.6	87,523	1.8	324	0.4	28,403	6.2
4	194,465	0.7	105,776	△ 0.7	88,373	2.4	308	△ 3.7	36,121	15.0
5	191,865	1.9	103,054	3.2	88,484	0.6	318	△ 2.1	40,443	6.7
6	196,997	3.6	108,781	4.7	87,861	2.4	347	9.1	40,633	6.1
7	191,888	4.0	103,525	5.5	88,013	2.2	341	2.8	43,691	7.1
8	195,000	6.3	106,395	9.8	88,253	2.4	344	6.7	40,262	△ 0.3
9	200,872	2.8	111,383	2.6	89,147	3.0	333	0.0	42,415	14.5
10	196,507	4.6	106,551	5.7	89,627	3.3	321	4.2	40,231	9.6
11	201,047	7.2	111,461	10.5	89,281	3.3	296	0.8	39,462	1.3
12	205,051	5.0	115,834	6.4	88,927	3.3	281	△ 6.6	38,864	7.6
14. 1	195,234	4.6	105,121	5.5	89,797	3.5	308	△ 3.0	41,445	8.5
2	195,681	5.1	105,580	6.7	89,796	3.2	296	△ 8.4	39,503	5.9
3 p	203,425	4.2	112,636	4.9	90,477	3.3	303	△ 6.3	33,989	19.6

年月末	要求払		定期性		外貨預金等		金融機関預金		政府関係 預り金	譲渡性預金
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率			
2010. 3	9,297	△ 0.7	13,154	9.9	778	△ 9.2	10,850	8.4	0	470
11. 3	10,311	10.8	14,471	10.0	1,055	35.6	11,329	4.4	0	525
12. 3	11,120	7.8	15,546	7.4	62	△ 94.0	10,892	△ 3.8	0	498
12. 6	13,974	△ 17.8	24,208	8.4	102	50.0	10,447	2.9	0	898
9	13,732	△ 15.8	23,197	9.3	95	37.9	11,030	1.0	0	797
12	13,313	△ 6.7	22,730	8.8	56	△ 4.6	10,598	3.1	0	772
13. 3	10,135	△ 8.8	18,211	17.1	52	△ 15.6	11,250	3.2	0	510
4	16,313	16.0	19,746	14.4	59	△ 20.4	11,496	7.4	0	695
5	17,730	△ 3.4	22,634	16.5	75	△ 18.2	11,202	△ 3.2	0	713
6	14,165	1.3	26,396	9.0	69	△ 32.1	10,825	3.6	0	810
7	16,764	2.9	26,843	9.9	81	△ 11.6	11,099	2.2	0	751
8	13,188	△ 20.0	27,008	13.1	63	△ 13.3	10,332	△ 2.8	0	763
9	16,033	16.7	26,363	13.6	16	△ 82.9	11,625	5.3	0	762
10	15,098	3.4	25,112	13.8	18	△ 54.8	11,031	3.5	0	776
11	13,583	△ 17.9	25,850	15.8	25	△ 58.1	10,406	△ 3.1	0	867
12	13,365	0.3	25,463	12.0	32	△ 43.5	10,904	2.8	0	931
14. 1	16,159	△ 0.7	25,251	15.7	32	△ 63.0	10,779	2.2	0	768
2	16,035	△ 1.7	23,455	12.1	10	△ 78.2	11,021	2.2	0	727
3 p	12,026	18.6	21,959	20.5	0	△ 100.0	11,357	0.9	0	580

(備考) 日本銀行「預金現金貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(3)預金種類別・地区別預金の預金計とは一致しない。

# 1. (5) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金

## 科目別貸出金

(単位：億円、%)

年月末	貸出金計		割引手形		貸付金		手形貸付		証書貸付		当座貸越	
		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率
2010. 3	641,574	△ 1.1	10,515	△ 19.1	631,059	△ 0.7	48,306	△ 10.5	553,842	0.3	28,911	△ 3.8
11. 3	637,550	△ 0.6	10,623	1.0	626,927	△ 0.6	45,356	△ 6.1	553,402	△ 0.0	28,168	△ 2.5
12. 3	637,888	0.0	11,473	8.0	626,414	△ 0.0	42,926	△ 5.3	556,522	0.5	26,965	△ 4.2
12. 6	630,589	△ 0.2	10,893	10.8	619,696	△ 0.4	39,426	△ 5.3	554,902	0.1	25,367	△ 4.0
9	635,222	△ 0.0	10,612	8.4	624,609	△ 0.2	40,799	△ 5.0	556,633	0.3	27,176	△ 3.3
12	634,877	△ 0.5	10,971	△ 6.5	623,906	△ 0.4	41,629	△ 4.7	555,575	△ 0.0	26,701	△ 2.2
13. 3	636,876	△ 0.1	10,612	△ 7.5	626,263	△ 0.0	40,848	△ 4.8	558,683	0.3	26,731	△ 0.8
4	628,896	△ 0.4	8,858	△ 19.2	620,037	△ 0.0	38,496	△ 4.9	556,442	0.3	25,098	△ 1.2
5	628,728	0.0	8,858	△ 8.7	619,870	0.1	37,254	△ 5.2	557,528	0.6	25,087	△ 2.0
6	631,590	0.1	9,897	△ 9.1	621,693	0.3	37,505	△ 4.8	559,255	0.7	24,932	△ 1.7
7	630,823	0.3	8,805	△ 8.1	622,017	0.5	37,796	△ 4.5	558,971	0.9	25,249	△ 1.2
8	632,871	0.6	9,669	4.0	623,202	0.6	38,121	△ 3.9	560,116	1.0	24,964	△ 2.2
9	636,973	0.2	8,838	△ 16.7	628,135	0.5	39,480	△ 3.2	561,238	0.8	27,416	0.8
10	634,326	0.8	8,705	△ 6.3	625,621	0.9	38,950	△ 2.8	561,141	1.3	25,529	△ 0.6
11	636,914	1.2	9,744	5.1	627,169	1.1	39,137	△ 2.6	562,517	1.5	25,514	△ 1.2
12	643,203	1.3	10,475	△ 4.5	632,727	1.4	40,521	△ 2.6	565,532	1.7	26,674	△ 0.1
14. 1	637,460	1.4	9,244	△ 3.5	628,216	1.5	39,532	△ 2.6	562,933	1.9	25,749	0.0
2	637,361	1.5	9,045	△ 2.3	628,315	1.6	39,505	△ 2.5	562,943	1.9	25,866	0.6
3 p	645,392	1.3	9,354	△ 11.8	636,034	1.5	39,992	△ 2.0	568,810	1.8	27,231	1.8

## 地区別貸出金

(単位：億円、%)

年月末	北海道		東北		東京		関東		北陸		東海	
		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率
2010. 3	31,002	△ 2.4	22,908	△ 2.0	122,517	△ 2.0	119,524	△ 1.5	18,293	△ 1.8	127,512	△ 0.0
11. 3	30,572	△ 1.3	22,266	△ 2.7	120,147	△ 1.9	118,931	△ 0.4	17,638	△ 3.5	128,436	0.7
12. 3	30,445	△ 0.4	22,249	△ 0.0	119,147	△ 0.8	118,145	△ 0.6	17,215	△ 2.3	131,005	2.0
12. 6	29,326	△ 0.7	21,844	△ 0.5	118,144	△ 1.0	116,778	△ 0.8	16,961	△ 2.2	129,876	1.4
9	29,847	0.1	22,010	△ 1.0	118,475	△ 1.0	117,581	△ 0.5	16,927	△ 2.6	131,290	1.3
12	30,065	△ 0.8	21,989	△ 0.7	118,698	△ 1.0	117,512	△ 0.8	16,647	△ 3.7	131,160	0.7
13. 3	30,346	△ 0.3	22,042	△ 0.9	118,533	△ 0.5	117,810	△ 0.2	16,699	△ 2.9	132,174	0.8
4	29,459	△ 0.3	21,649	△ 1.1	117,552	△ 0.7	116,471	△ 0.5	16,508	△ 2.9	130,300	0.4
5	29,228	△ 0.2	21,625	△ 0.9	117,465	△ 0.3	116,536	0.0	16,537	△ 2.6	130,275	0.7
6	29,345	0.0	21,596	△ 1.1	118,232	0.0	116,835	0.0	16,508	△ 2.6	131,009	0.8
7	29,351	0.1	21,604	△ 0.9	118,130	0.3	116,738	0.2	16,473	△ 2.3	130,779	1.1
8	29,464	0.2	21,683	△ 0.7	118,314	0.7	117,091	0.5	16,459	△ 2.4	131,156	1.3
9	29,566	△ 0.9	21,799	△ 0.9	118,850	0.3	117,953	0.3	16,425	△ 2.9	132,482	0.9
10	29,542	△ 0.4	21,724	△ 0.7	118,706	0.9	117,573	0.9	16,279	△ 2.2	131,340	1.3
11	29,613	△ 0.2	21,822	△ 0.3	119,205	1.3	117,923	1.0	16,349	△ 1.6	131,805	1.6
12	30,094	0.0	22,017	0.1	120,008	1.1	119,007	1.2	16,436	△ 1.2	133,433	1.7
14. 1	29,448	0.2	21,826	0.1	119,131	1.2	118,024	1.3	16,274	△ 1.3	132,099	1.9
2	29,431	△ 0.0	21,801	0.1	118,994	1.2	117,971	1.3	16,244	△ 1.4	132,214	2.0
3 p	30,305	△ 0.1	22,130	0.3	119,809	1.0	119,257	1.2	16,482	△ 1.2	134,375	1.6

年月末	近畿		中国		四国		九州北部		南九州		全国計	
		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率
2010. 3	130,804	△ 0.1	30,417	△ 1.2	10,893	△ 1.1	12,096	△ 1.3	14,560	△ 1.6	641,574	△ 1.1
11. 3	131,324	0.3	30,178	△ 0.7	10,685	△ 1.9	11,862	△ 1.9	14,465	△ 0.6	637,550	△ 0.6
12. 3	131,895	0.4	30,055	△ 0.4	10,487	△ 1.8	11,874	0.0	14,310	△ 1.0	637,888	0.0
12. 6	130,850	0.1	29,472	△ 0.5	10,316	△ 2.8	11,732	△ 0.6	14,233	△ 0.2	630,589	△ 0.2
9	131,586	0.2	29,845	△ 0.0	10,368	△ 2.3	11,836	△ 0.5	14,394	0.2	635,222	△ 0.0
12	131,572	△ 0.3	29,607	△ 0.6	10,205	△ 3.1	11,831	△ 1.3	14,529	△ 0.4	634,877	△ 0.5
13. 3	131,931	0.0	29,911	△ 0.4	10,221	△ 2.5	11,722	△ 1.2	14,431	0.8	636,876	△ 0.1
4	130,735	△ 0.1	29,288	△ 0.8	10,068	△ 2.6	11,502	△ 1.9	14,342	1.0	628,896	△ 0.4
5	130,795	0.5	29,300	△ 0.3	10,057	△ 2.5	11,491	△ 1.3	14,380	1.2	628,728	0.0
6	131,739	0.6	29,302	△ 0.5	10,070	△ 2.3	11,563	△ 1.4	14,339	0.7	631,590	0.1
7	131,507	0.8	29,276	△ 0.5	10,050	△ 1.9	11,522	△ 1.1	14,337	0.6	630,823	0.3
8	132,224	1.4	29,394	△ 0.5	10,060	△ 2.0	11,591	△ 0.9	14,376	0.7	632,871	0.6
9	132,987	1.0	29,664	△ 0.6	10,086	△ 2.7	11,653	△ 1.5	14,443	0.3	636,973	0.2
10	132,694	1.8	29,339	△ 0.2	10,035	△ 2.0	11,581	△ 0.6	14,445	1.0	634,326	0.8
11	133,508	2.4	29,413	△ 0.1	10,035	△ 1.7	11,639	△ 0.3	14,532	0.9	636,914	1.2
12	134,779	2.4	29,653	0.1	10,058	△ 1.4	11,825	△ 0.0	14,817	1.9	643,203	1.3
14. 1	133,816	2.7	29,427	0.1	9,984	△ 1.6	11,706	0.3	14,654	1.9	637,460	1.4
2	133,742	2.8	29,565	0.6	9,982	△ 1.7	11,716	0.8	14,629	2.0	637,361	1.5
3 p	135,336	2.5	30,010	0.3	10,053	△ 1.6	11,854	1.1	14,705	1.9	645,392	1.3

(備考) 沖縄地区は全国に含めた。

# 1. (6) 信用金庫の貸出先別貸出金

(単位：億円、%)

年月末	貸出金計			企業向け計			製造業			建設業		
	前年同月比増減率	構成比		前年同月比増減率	構成比		前年同月比増減率	構成比		前年同月比増減率	構成比	
2009. 3	648,783	2.1	100.0	427,170	2.5	65.8	77,564	1.3	11.9	57,509	1.5	8.8
10. 3	641,573	△ 1.1	100.0	420,924	△ 1.4	65.6	73,994	△ 4.6	11.5	54,659	△ 4.9	8.5
11. 3	637,546	△ 0.6	100.0	414,550	△ 1.5	65.0	71,219	△ 3.7	11.1	52,704	△ 3.5	8.2
12. 3	637,886	0.0	100.0	413,127	△ 0.3	64.7	69,475	△ 2.4	10.8	51,095	△ 3.0	8.0
6	630,588	△ 0.2	100.0	406,569	△ 0.7	64.4	67,840	△ 2.9	10.7	48,722	△ 3.8	7.7
9	635,220	△ 0.0	100.0	410,716	△ 0.6	64.6	68,132	△ 3.3	10.7	49,633	△ 4.2	7.8
12	634,876	△ 0.5	100.0	409,898	△ 1.4	64.5	67,808	△ 4.5	10.6	49,849	△ 4.1	7.8
13. 3	636,874	△ 0.1	100.0	409,200	△ 0.9	64.2	66,469	△ 4.3	10.4	49,254	△ 3.6	7.7
6	631,589	0.1	100.0	403,779	△ 0.6	63.9	64,964	△ 4.2	10.2	46,877	△ 3.7	7.4
9	636,972	0.2	100.0	408,823	△ 0.4	64.1	65,076	△ 4.4	10.2	48,113	△ 3.0	7.5
12	643,202	1.3	100.0	413,187	0.8	64.2	65,553	△ 3.3	10.1	48,771	△ 2.1	7.5

年月末	卸売業			小売業			不動産業			個人による貸家業		
	前年同月比増減率	構成比		前年同月比増減率	構成比		前年同月比増減率	構成比		前年同月比増減率	構成比	
2009. 3	32,996	2.0	5.0	31,793	0.7	4.9	117,600	3.1	18.1	—	—	—
10. 3	32,413	△ 1.7	5.0	30,421	△ 4.3	4.7	121,003	2.8	18.8	51,766	—	8.0
11. 3	31,439	△ 3.0	4.9	29,390	△ 3.3	4.6	123,044	1.6	19.2	52,520	1.4	8.2
12. 3	30,997	△ 1.4	4.8	28,329	△ 3.6	4.4	125,807	2.2	19.7	53,357	1.5	8.3
6	30,162	△ 2.8	4.7	27,740	△ 4.0	4.3	125,955	2.3	19.9	53,787	2.1	8.5
9	30,504	△ 3.2	4.8	27,868	△ 4.2	4.3	127,561	2.8	20.0	54,123	2.2	8.5
12	30,520	△ 4.3	4.8	27,824	△ 3.8	4.3	128,210	2.7	20.1	54,147	1.8	8.5
13. 3	29,793	△ 3.8	4.6	27,275	△ 3.7	4.2	129,357	2.8	20.3	54,519	2.1	8.5
6	29,111	△ 3.4	4.6	26,762	△ 3.5	4.2	129,669	2.9	20.5	54,994	2.2	8.7
9	29,509	△ 3.2	4.6	26,958	△ 3.2	4.2	131,102	2.7	20.5	55,449	2.4	8.7
12	29,878	△ 2.1	4.6	27,008	△ 2.9	4.1	132,279	3.1	20.5	55,686	2.8	8.6

年月末	サービス業(各種サービス)			飲食業			宿泊業			医療・福祉		
	前年同月比増減率	構成比		前年同月比増減率	構成比		前年同月比増減率	構成比		前年同月比増減率	構成比	
2009. 3	80,166	1.9	12.3	10,284	△ 0.1	1.5	7,311	△ 1.5	1.1	16,406	7.7	2.5
10. 3	—	—	—	10,377	0.9	1.6	7,144	△ 2.2	1.1	17,196	4.8	2.6
11. 3	—	—	—	10,042	△ 3.2	1.5	6,750	△ 5.5	1.0	17,687	2.8	2.7
12. 3	—	—	—	9,655	△ 3.8	1.5	6,466	△ 4.2	1.0	18,594	5.1	2.9
6	—	—	—	9,537	△ 4.5	1.5	6,410	△ 5.3	1.0	18,601	5.0	2.9
9	—	—	—	9,456	△ 4.9	1.4	6,374	△ 5.1	1.0	18,775	5.4	2.9
12	—	—	—	9,350	△ 5.2	1.4	6,320	△ 4.7	0.9	19,213	6.1	3.0
13. 3	—	—	—	9,142	△ 5.3	1.4	6,142	△ 5.0	0.9	19,326	3.9	3.0
6	—	—	—	9,025	△ 5.3	1.4	6,150	△ 4.0	0.9	19,176	3.0	3.0
9	—	—	—	8,974	△ 5.1	1.4	6,075	△ 4.6	0.9	19,637	4.5	3.0
12	—	—	—	8,955	△ 4.2	1.3	6,069	△ 3.9	0.9	20,215	5.2	3.1

年月末	物品賃貸業			地方公共団体			個人			住宅ローン		
	前年同月比増減率	構成比		前年同月比増減率	構成比		前年同月比増減率	構成比		前年同月比増減率	構成比	
2009. 3	3,159	0.4	0.4	32,878	18.0	5.0	188,734	△ 1.2	29.0	149,717	0.4	23.0
10. 3	3,202	1.3	0.4	36,815	11.9	5.7	183,833	△ 2.5	28.6	148,755	△ 0.6	23.1
11. 3	3,078	△ 3.8	0.4	40,814	10.8	6.4	182,182	△ 0.8	28.5	149,240	0.3	23.4
12. 3	3,001	△ 2.5	0.4	42,638	4.4	6.6	182,121	△ 0.0	28.5	150,810	1.0	23.6
6	2,903	△ 3.3	0.4	42,500	3.9	6.7	181,517	0.0	28.7	150,925	1.1	23.9
9	2,920	△ 4.0	0.4	42,349	5.3	6.6	182,154	0.1	28.6	151,416	1.1	23.8
12	2,882	△ 4.7	0.4	42,521	4.4	6.6	182,456	0.3	28.7	152,239	1.0	23.9
13. 3	2,906	△ 3.1	0.4	45,157	5.9	7.0	182,516	0.2	28.6	152,154	0.8	23.8
6	2,857	△ 1.5	0.4	45,550	7.1	7.2	182,259	0.4	28.8	152,338	0.9	24.1
9	2,877	△ 1.4	0.4	44,862	5.9	7.0	183,285	0.6	28.7	153,038	1.0	24.0
12	2,842	△ 1.3	0.4	45,844	7.8	7.1	184,169	0.9	28.6	154,078	1.2	23.9

(備考) 1. 日本銀行「業種別貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(5)科目別・地区別貸出金の貸出金計とは一致しない。  
 2. 企業向け計には、海外円借款、国内店名義現地貨を含む。  
 3. 2009年6月から日本銀行「業種別貸出金調査表」の業種分類変更に伴い、不動産業の内訳として「個人による貸家業」を追加  
 サービス業(各種サービス)の更新停止に伴い、「飲食業」、「宿泊業」、「医療・福祉」、「物品賃貸業」を追加

# 1. (7) 信用金庫の余裕資金運用状況

(単位：億円、%)

年月末	現金	預け金		買入手形	コールローン	買現先勘定	債券貸借取引 支払保証金	買入金銭 債権	金銭の信託	商 品 有価証券
		うち信金中金預け金								
2010. 3	15,872	227,793 ( 6.2)	190,076 ( 4.8)	0	3,768	0	150	3,090	1,657	51
11. 3	16,187	258,109 ( 13.3)	208,325 ( 9.6)	0	1,631	0	59	2,839	1,898	52
12. 3	15,189	264,639 ( 2.5)	207,198 (△ 0.5)	0	3,109	0	0	3,289	1,932	44
12. 6	13,563	293,794 ( 4.7)	228,487 ( 0.9)	0	5,602	0	0	4,068	2,188	51
9	13,923	284,696 ( 1.0)	220,622 (△ 0.7)	0	5,210	0	0	3,792	2,202	58
12	14,157	284,392 ( 2.7)	221,554 ( 0.5)	0	6,713	0	0	4,365	2,164	63
13. 3	14,501	275,885 ( 4.2)	211,611 ( 2.1)	0	2,804	0	0	3,493	2,010	53
4	13,919	294,171 ( 1.4)	228,950 ( 0.4)	0	4,499	0	0	3,147	2,283	68
5	13,178	281,582 (△ 0.7)	222,827 (△ 0.7)	0	4,595	0	0	2,836	2,280	96
6	13,301	294,582 ( 0.2)	229,333 ( 0.3)	0	4,646	0	0	2,768	2,285	95
7	13,615	291,311 ( 0.7)	228,507 ( 0.6)	0	4,565	0	0	2,422	2,241	77
8	13,673	297,642 ( 4.1)	232,170 ( 4.7)	0	4,810	0	0	2,297	2,229	74
9	14,008	304,340 ( 6.9)	233,142 ( 5.6)	0	3,927	0	0	2,221	1,394	50
10	12,743	306,816 ( 8.0)	237,899 ( 8.2)	0	5,413	0	0	2,181	1,378	41
11	13,699	302,161 ( 8.3)	236,520 ( 9.5)	0	4,099	0	0	2,128	1,351	44
12	15,703	305,121 ( 7.2)	237,192 ( 7.0)	0	4,969	0	0	2,140	1,570	51
14. 1	13,652	302,052 ( 8.7)	235,832 ( 8.5)	0	4,394	0	0	2,086	1,524	39
2	12,726	308,193 ( 8.9)	236,655 ( 7.9)	0	4,061	0	0	2,128	1,512	36
3 p	15,005	297,493 ( 7.8)	227,876 ( 7.6)	0	1,752	0	0	2,108	1,398	32

年月末	有価証券	国債			短期社債	社債			株式
		国債	地方債	公社公債		金融債	その他		
2010. 3	343,384 ( 5.9)	104,547 ( 7.2)	47,258	21	137,250 ( 6.0)	45,377	33,622	58,250	6,773
11. 3	344,224 ( 0.2)	96,241 (△ 7.9)	56,047	21	140,598 ( 2.4)	48,772	30,269	61,556	6,099
12. 3	370,593 ( 7.6)	103,325 ( 7.3)	64,594	26	153,025 ( 8.8)	54,977	32,015	66,033	5,798
12. 6	364,930 ( 4.3)	94,702 ( 0.4)	64,796	159	153,688 ( 6.3)	55,406	32,087	66,195	6,658
9	373,445 ( 6.7)	99,351 ( 10.2)	66,758	113	156,187 ( 5.9)	56,324	32,213	67,649	6,515
12	382,292 ( 5.9)	102,736 ( 6.7)	69,189	434	159,520 ( 6.4)	57,970	32,048	69,501	6,117
13. 3	390,414 ( 5.3)	105,777 ( 2.3)	72,574	211	162,413 ( 6.1)	60,758	32,407	69,247	6,061
4	384,415 ( 5.9)	104,617 ( 9.1)	71,489	339	160,521 ( 5.4)	59,712	32,413	68,394	5,466
5	394,389 ( 8.5)	111,597 ( 18.1)	72,709	317	162,235 ( 5.6)	61,380	32,340	68,515	5,413
6	395,807 ( 8.4)	111,107 ( 17.3)	73,926	352	162,399 ( 5.6)	61,944	32,185	68,269	5,553
7	393,064 ( 7.6)	107,432 ( 14.4)	74,238	332	163,580 ( 6.0)	62,684	32,108	68,786	5,346
8	390,267 ( 4.4)	104,102 ( 5.1)	74,662	272	163,749 ( 4.6)	63,076	32,031	68,641	5,394
9	386,416 ( 3.4)	101,855 ( 2.5)	74,750	169	162,595 ( 4.1)	62,783	31,630	68,180	5,274
10	384,748 ( 1.7)	98,636 (△ 2.1)	75,453	209	163,261 ( 3.2)	63,048	31,525	68,687	5,295
11	388,025 ( 2.4)	99,284 (△ 0.8)	76,403	219	164,544 ( 3.3)	63,999	31,608	68,935	5,226
12	391,833 ( 2.4)	101,600 (△ 1.1)	77,292	189	164,531 ( 3.1)	64,537	31,472	68,522	5,225
14. 1	390,539 ( 1.2)	99,307 (△ 5.0)	77,569	224	164,426 ( 2.3)	64,837	31,383	68,205	5,312
2	390,866 ( 1.0)	98,126 (△ 6.0)	78,309	219	164,902 ( 2.0)	65,597	31,325	67,979	5,399
3 p	392,706 ( 0.5)	99,812 (△ 5.6)	78,901	39	164,792 ( 1.4)	66,050	31,264	67,475	5,461

年月末	貸付信託				余資運用資産計(A)	信金中金 利用額 (B)	預貸率	(A)／預金	預証率	(B)／預金	(B)／(A)
	貸付信託	投資信託	外国証券	その他の 証 券							
2010. 3	0	6,037	40,327	1,167	595,768 ( 5.8)	190,076	54.6	50.7	29.2	16.1	31.9
11. 3	0	5,664	38,470	1,080	625,003 ( 4.9)	208,325	53.2	52.1	28.7	17.3	33.3
12. 3	0	5,747	37,077	998	658,798 ( 5.4)	207,198	52.0	53.7	30.2	16.8	31.4
12. 6	0	6,644	37,225	1,055	684,199 ( 4.5)	228,487	50.5	54.7	29.2	18.2	33.3
9	0	6,726	36,761	1,030	683,329 ( 4.6)	220,622	50.7	54.6	29.8	17.6	32.2
12	0	6,468	36,775	1,049	694,150 ( 4.5)	221,554	50.3	55.0	30.3	17.5	31.9
13. 3	0	6,701	35,679	993	689,163 ( 4.6)	211,611	50.9	55.1	31.2	16.9	30.7
4	0	5,856	35,094	1,029	702,506 ( 3.7)	228,950	49.7	55.5	30.4	18.1	32.5
5	0	5,865	35,213	1,035	698,960 ( 4.0)	222,827	49.9	55.5	31.3	17.7	31.8
6	0	6,232	35,201	1,034	713,487 ( 4.2)	229,333	49.5	55.9	31.0	17.9	32.1
7	0	6,249	34,839	1,044	707,297 ( 4.2)	228,507	49.7	55.7	30.9	18.0	32.3
8	0	6,492	34,543	1,051	710,995 ( 4.1)	232,170	49.6	55.7	30.6	18.2	32.6
9	0	6,552	34,194	1,022	712,359 ( 4.2)	233,142	49.8	55.7	30.2	18.2	32.7
10	0	6,801	34,071	1,019	713,322 ( 4.0)	237,899	49.6	55.8	30.1	18.6	33.3
11	0	6,752	34,572	1,022	711,510 ( 4.2)	236,520	49.8	55.7	30.3	18.5	33.2
12	0	7,069	34,911	1,011	721,390 ( 3.9)	237,192	49.7	55.8	30.3	18.3	32.8
14. 1	0	7,566	35,133	999	714,290 ( 3.7)	235,832	49.8	55.8	30.5	18.4	33.0
2	0	8,035	34,896	977	719,527 ( 3.5)	236,655	49.6	56.0	30.4	18.4	32.8
3 p	0	8,266	34,427	997	710,497 ( 3.0)	227,876	50.3	55.4	30.6	17.7	32.0

- (備考) 1. ( ) 内は前年同月比増減率  
2. 預貸率=貸出金／預金×100(%)、預証率=有価証券／預金×100(%) (預金には譲渡性預金を含む。)  
3. 余資運用資産計は、現金、預け金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、金銭の信託、商品有価証券、有価証券の合計

## 2. (1) 業態別預貯金等

(単位：億円、%)

年 月 末	信用金庫		国内銀行 (債券・信託 を含む。)		大手銀行 (債券・信託 を含む。)		うち預金		うち都市銀行		地方銀行	
	前年同月 増 減 率	前年同月 増 減 率	前年同月 増 減 率	前年同月 増 減 率	前年同月 増 減 率	前年同月 増 減 率	前年同月 増 減 率	前年同月 増 減 率	前年同月 増 減 率	前年同月 増 減 率	前年同月 増 減 率	
2010. 3	1,173,806	1.6	7,802,379	1.4	5,162,528	0.6	3,186,534	1.7	2,633,256	2.2	2,072,150	3.4
11. 3	1,197,465	2.0	7,932,679	1.6	5,232,214	1.3	3,292,961	3.3	2,742,676	4.1	2,124,424	2.5
12. 3	1,225,884	2.3	8,036,527	1.3	5,232,263	0.0	3,328,132	1.0	2,758,508	0.5	2,207,560	3.9
12. 6	1,247,750	2.0	7,951,473	1.2	5,137,278	0.6	3,296,732	2.2	2,727,744	2.1	2,215,090	2.3
9	1,250,281	2.1	7,958,868	1.7	5,153,130	1.1	3,313,797	2.6	2,741,975	2.7	2,211,659	3.0
12	1,260,119	1.9	7,970,104	1.4	5,140,822	0.9	3,322,499	2.6	2,740,965	2.5	2,230,610	2.8
13. 3	1,248,763	1.8	8,258,985	2.7	5,376,279	2.7	3,447,339	3.5	2,856,615	3.5	2,282,459	3.3
4	1,262,871	1.6	8,208,888	3.0	5,328,560	3.2	3,442,399	4.7	2,844,244	4.3	2,279,933	3.2
5	1,257,518	1.8	8,245,979	3.4	5,375,641	3.5	3,474,228	4.8	2,872,017	4.3	2,272,525	3.7
6	1,273,930	2.0	8,273,479	4.0	5,361,224	4.3	3,457,887	4.8	2,856,093	4.7	2,305,310	4.0
7	1,268,196	2.1	8,211,814	3.9	5,329,493	4.0	3,429,237	4.6	2,820,634	4.0	2,280,308	4.2
8	1,273,900	2.3	8,207,722	4.0	5,310,960	4.0	3,409,578	4.5	2,801,076	4.0	2,291,522	4.5
9	1,278,023	2.2	8,288,778	4.1	5,382,192	4.4	3,471,939	4.7	2,858,995	4.2	2,298,025	3.9
10	1,276,569	2.3	8,230,135	4.4	5,345,494	4.8	3,429,274	4.6	2,817,089	4.1	2,279,349	3.9
11	1,276,149	2.6	8,280,276	4.3	5,376,721	4.5	3,457,169	4.7	2,837,682	4.0	2,295,494	4.3
12	1,291,363	2.4	8,333,639	4.5	5,392,743	4.9	3,477,373	4.6	2,848,588	3.9	2,324,220	4.1
14. 1	1,278,479	2.4	8,313,083	4.6	5,406,738	5.1	3,482,222	4.6	2,856,167	4.1	2,298,510	3.8
2	1,283,705	2.4	8,324,455	4.1	5,409,991	4.6	3,481,159	4.1	2,855,414	3.6	2,304,572	3.5
3 p	1,280,542	2.5										

年 月 末	第二地銀		郵便貯金		預貯金等合計	
	前年同月 増 減 率	前年同月 増 減 率	前年同月 増 減 率	前年同月 増 減 率	前年同月 増 減 率	前年同月 増 減 率
2010. 3	567,701	1.1	1,757,977	△ 0.9	10,734,162	1.0
11. 3	576,041	1.4	1,746,532	△ 0.6	10,876,676	1.3
12. 3	596,704	3.5	1,756,353	0.5	11,018,764	1.3
12. 6	599,105	2.4	1,767,281	0.3	10,966,504	1.1
9	594,079	1.4	1,757,967	0.5	10,967,116	1.5
12	598,672	1.0	1,769,113	0.4	10,999,336	1.3
13. 3	600,247	0.5	1,760,961	0.2	11,268,709	2.2
4	600,395	0.5	—	—	—	—
5	597,813	1.1	—	—	—	—
6	606,945	1.3	1,773,057	0.3	11,320,466	3.2
7	602,013	1.5	—	—	—	—
8	605,240	1.9	—	—	—	—
9	608,561	2.4	1,764,497	0.3	11,331,298	3.3
10	605,292	2.8	—	—	—	—
11	608,061	3.3	—	—	—	—
12	616,676	3.0	1,776,298	0.4	11,401,300	3.6
14. 1	607,835	2.9	—	—	—	—
2	609,892	2.7	—	—	—	—
3 p						

- (備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』、ゆうちょ銀行ホームページ等より作成  
2. 大手銀行は、国内銀行－(地方銀行＋第二地銀)の計数  
3. 国内銀行・大手銀行には、全国内銀行の債券および信託勘定の金銭信託・貸付信託・年金信託・財産形成給付信託を含めた。  
4. 郵便貯金は2008年4月より四半期ベースで公表  
5. 預貯金等合計は、単位(億円)未満を切り捨てた各業態の預貯金等の残高の合計により算出した。

## 2. (2) 業態別貸出金

(単位：億円、%)

年 月 末	信用金庫		大手銀行				地方銀行		第二地銀		合 計	
	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		都市銀行	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		
2010. 3	641,574	△ 1.1	2,293,569	△ 4.1	1,846,180	△ 5.4	1,547,663	0.0	434,891	△ 0.2	4,917,697	△ 2.1
11. 3	637,550	△ 0.6	2,238,025	△ 2.4	1,794,237	△ 2.8	1,574,727	1.7	438,766	0.8	4,889,068	△ 0.5
12. 3	637,888	0.0	2,239,295	0.0	1,798,636	0.2	1,616,955	2.6	446,643	1.7	4,940,781	1.0
12. 6	630,589	△ 0.2	2,212,770	0.7	1,771,611	0.4	1,610,013	3.1	442,894	1.9	4,896,266	1.5
9	635,222	△ 0.0	2,225,869	0.3	1,773,213	△ 0.0	1,639,475	3.6	444,411	1.0	4,944,977	1.4
12	634,877	△ 0.5	2,241,589	1.0	1,784,657	△ 0.0	1,650,575	3.3	446,074	0.8	4,973,115	1.5
13. 3	636,876	△ 0.1	2,293,271	2.4	1,822,721	1.3	1,669,855	3.2	451,585	1.1	5,051,587	2.2
4	628,896	△ 0.4	2,268,182	2.5	1,800,676	1.2	1,650,104	2.9	444,206	0.7	4,991,388	2.1
5	628,728	0.0	2,263,210	3.0	1,796,095	1.7	1,657,459	3.5	444,268	1.1	4,993,665	2.6
6	631,590	0.1	2,288,139	3.4	1,821,122	2.7	1,663,720	3.3	447,000	0.9	5,030,449	2.7
7	630,823	0.3	2,285,455	3.9	1,822,392	3.4	1,666,524	3.5	446,051	0.9	5,028,853	3.0
8	632,871	0.6	2,285,061	4.4	1,824,740	4.4	1,673,653	3.5	446,496	1.1	5,038,081	3.3
9	636,973	0.2	2,309,314	3.7	1,838,212	3.6	1,686,153	2.8	452,808	1.8	5,085,248	2.8
10	634,326	0.8	2,284,523	3.4	1,821,217	3.4	1,680,100	3.3	448,860	2.3	5,047,809	2.9
11	636,914	1.2	2,300,519	4.0	1,835,085	4.1	1,690,012	3.7	451,196	2.7	5,078,641	3.4
12	643,203	1.3	2,326,948	3.8	1,854,165	3.8	1,707,608	3.4	456,790	2.4	5,134,549	3.2
14. 1	637,460	1.4	2,316,801	3.6	1,848,451	3.7	1,699,734	3.4	452,687	2.5	5,106,682	3.1
2	637,361	1.5	2,313,019	2.6	1,844,242	2.5	1,703,495	3.5	453,231	2.6	5,107,106	2.7
3 p	645,392	1.3										

- (備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』等より作成  
 2. 大手銀行は、国内銀行－(地方銀行＋第二地銀)の計数  
 3. 合計は、単位(億円)未満を切り捨てた各業態の貸出金残高の合計により算出した。



## ホームページのご案内

当研究所のホームページでは、当研究所の調査研究成果である各種レポート、信金中金月報のほか、統計データ等を掲示し、広く一般の方のご利用に供しておりますのでご活用ください。

また、「ご意見・ご要望窓口」を設置しておりますので、当研究所の調査研究や活動等に関しまして広くご意見等をお寄せいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

### 【ホームページの主なコンテンツ】

- 当研究所の概要、活動状況、組織
- 各種レポート  
内外経済、中小企業金融、地域金融、  
協同組織金融、産業・企業動向等
- 刊行物  
信金中金月報、全国信用金庫概況等
- 信用金庫統計  
日本語／英語
- アジア主要国との貿易・投資に関する各種情報  
海外ビジネス支援
- 論文募集

### 【URL】

<http://www.scbri.jp/>



ISSN 1346-9479

## 信金中金月報

2014年(平成26年)6月1日 発行

2014年6月号 第13巻 第7号(通巻499号)

発行 信金中央金庫

編集 信金中央金庫 地域・中小企業研究所

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

TEL 03(5202)7671 FAX 03(3278)7048

<本誌の無断転用、転載を禁じます>



SCB

信金中央金庫